決 算 特 別 委 員 会(2日目)

1. 開会及び閉会 平成29年9月15日(金) 午前10時02分 開会 午後11時07分 閉会

委員長 3. 出席した委員 朝 岡 佐一郎 副委員長 川村優子 委 員 山 本 英 樹 IJ 朗 西川 増 田 順 弘 IJ 岡本吉司 IJ 藤井本 浩 IJ 白 石 栄 一 IJ

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西井 覚

市

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

長

副市長 松山善之 教育長 杉澤茂二 企画部長 要介 飯島 企画部理事兼企画政策課長 岸 本 俊 博 人事課長 前村芳 安 情報推進課長 板橋 行 則 総務部長 誠 安 川 総務財政課長 米 田 匡 勝 門口昌 生活安全課長 義 税務課長 苗 仲 川 早 収納促進課長 西川嘉則 市民生活部長 松村昇 道 市民生活部理事兼

阿古和彦

クリーンセンター所長 木村喜哉

市民窓口課長	吉	Ш	正	人
人権政策課長	布	施	憲	_
環境課長	吉	村	泰	祐
保険課長	森	本	美起代	
都市整備部長	増	井	良	之
都市計画課長	吉	村	雅	央
建設課長	松	本	秀	樹
建設課長補佐	石	橋	和	佳
産業観光部長	池	原	博	文
商工観光課長	岩	永	睦	治
農林課長	芝		浩	文
保健福祉部長	巽		重	人
社会福祉課長	東		錦	也
子育て福祉課長	松	浦	幸	恵
こども・若者サポートセンター所長	松	Щ	神	恵
長寿福祉課長兼				
いきいきセンター所長	森	井	敏	英
健康増進課長	西	Ш	佳	伸
ッ 主幹	中	井	浩	子
教育部長	和	田	正	彦
教育総務課長	吉	井		忠
学校教育課長	柏	井	英	洋
生涯学習課長	白	澤	真	治
体育振興課長兼				
コミュニティセンター所長	竹	本	淳	逸
新庄文化会館長兼				
當麻文化会館長	西	Ш	育	子
学校給食センター所長	西	Ш	博	史
中央公民館長	早	田	幸	介
上下水道部長	西	口	昌	治
下水道課長	井	邑	陽	_
水道課長	福	森	伸	好
会計管理者	下	村	喜作	村

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 中 井 孝 明

 書 記
 吉 田 賢 二

 "
 高松和弘

 "
 山岡 晋

 "
 吉留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 平成28年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前10時02分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別 委員会を開会いたします。

改めて注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方については、電源を切るかマナー モードに切りかえるようお願いをいたしたいと思います。

発言される場合は、挙手をいただいて、こちらから指名をいたします。マイクの「発言」ボタンを押して、ご起立をいただいて発言をされるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑については簡単明瞭に行っていただきますよう、進行上、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただいて、私から指名をさせていただいた後、質問が変わるごとに所属、役職とお名前を申し添え発言をお願いいたしたい、このように思います。できる限り、部長並びに所管の担当課長でご答弁はお願いいたしたいと思います。

それでは、昨日に引き続き議案の審査に移ります。議案の審査につきましては、3款民生費、4款衛生費の質疑に入りたいと思います。

この質疑に入ります前に、昨日、白石委員からの質問で、シルバー人材センターの会員数、 きのう、持ち合わせがないということでございましたが、本日、その資料が整ったようでご ざいますので、森井課長の方から、その件について再度改めて、答弁から進めてまいりたい と思います。

森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

昨日、白石委員からご質問のありましたシルバー人材センターの現在の会員数の状況でございます。各年度末集計しておりまして、平成28年度末会員数につきましては、男性146名、女性59名で、合計で205名でございます。

以上です。

朝岡委員長 白石委員、それでよろしいですかな。違うの。

白石委員 職種も聞いていた。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 職種ですか。申しわけございません。資料もっておりません。

朝岡委員長 では、ただいまの答弁は会員数の報告ということですね。職種についてはまた改めてお 知らせをいただきたい。それで、白石委員、一旦よろしいですな。

白石委員 結構です。

朝岡委員長 それでは、改めて3款、4款の質疑に入ってまいります。ほかに質疑はございませんで しょうか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

それでは91ページ、地域循環型社会形成事業推進事業費、この内容についてお聞きしたい

と思います。まず初めに12節の役務費、当初予算では5万円、決算では35万4,000円となっているわけですが、30万4,000円の増額を。いつ増額補正をされたのかお聞きしたい。その中に土地の鑑定料31万2,120円入っているので、その辺の考え方。

それから、私は所管の委員会に入っていないのでわかりませんけれども、9月の補正で事業認定作成費用ということで委託料を1,000万円計上されて、3月に900万円を減額されている、この理由。それから公有財産購入費、補償補てんという形で買収をされておるわけでございます。これは繰越しで買収されているわけやけども、その事業認定の関係と、この用地買収の関係について説明をしていただきたいと思います。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願いします。

12節の役務につきまして、土地鑑定料、これにつきましては平成23年度鑑定価格であり、 5年前の価格であった物価変動を鑑み、再鑑定を行った分で、それの鑑定料でございます。 それから、事業認定については執行せずに、委託料から役務費に流用して100万円執行した、そういう内容になっております。

それから、公有財産購入費につきましては、新設したクリーンセンターの進入路で、残っていた一筆分の分がそれに当たるということです。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 今、答えてくれたけど、私の聞いてる内容の答弁、全然なってない。

その鑑定料、流用しましたと答弁されましたが、これ、繰越しの金ではないのか。それで、もっと聞くとしたら、繰越し3,086万4,000円、平成27年から平成28年に繰越してある。今、これ、ずっと繰越額見ていったら2,348万円、差額出てきている。その差額はどうなったんやということと、やはり繰越しの中で、いつも事業課でも言うわけやけども、3,000万円繰越したら、この金の以内であったらどこへ使ってもいいという考え方になるのか。それとも3,000万円を繰越しするときに、例えば用地で幾ら、工事で幾らと決めて繰越ししてるわけやけども、どうも、葛城市の今の予算の執行の仕方、事業課も一緒やけども、法的にはいけるのか知らんけども、やっぱり我々が聞かしてもらうときには、どれに幾ら、どれに幾らいうことで、これだけ繰越ししますと言われているので、そう簡単に流用とされたのでは、我々、審議する中で審議できない。

ましてや、今、課長言われるように流用したということであれば、繰越しの中で流用したもの、予算の中で流用したものか、きちんと決算書に明記しておかなければならない。今の考え方でいったら、繰越しでこの再鑑定使ってあるということやと思うし、その土地代、購入してあるけども、この部分については一筆の土地であるということは言われたけども、簡単に1,000万円かけて事業認定をされる。その用地代が380万円しかしない土地に1,000万円もかけて事業認定する必要があるのかいうこと、そこらも含めて答弁をしてもらいたい。それとこの用地、面積何ぼあるのかいうことも答えてもらいたい。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 先ほどの流用の件に関しましては、現計予算からの流用で、繰越しではございません。 それから申しわけないんですけど、用地の面積等、手持ち資料がないので、また後からとい うことでお示しさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 本予算から流用したというのやったら、役務費の現計予算は5万円と違うんかい。私が間違うとるのかどうか知らんけど、そこらはどうなってんのよ。

(「委託料からの流用です」の声あり)

岡本委員 それであれば、委託料から流用しましたと記載するべきではないのか。決算書に明記されていなければ我々はわからへん。私の言っているのが間違っているのであれば間違っていますと言ってください。そこらをはっきりしてもらわないと、我々、こんなことは議会でわからへん、何のための決算や。繰越しの金使ってやったら、予算と決算合わんの当たり前や。前年度の繰越しを使った。使った分はこれだけ使いましたって決算で出てくるわけやろ、その中で、これ、繰越しが工事で幾ら、用地で幾らって書いてるわけやん、会計管理者、どうですの。

朝岡委員長 下村会計管理者。

下村会計管理者 今、岡本委員の方からご質問あった件ですが、今すぐにはわかりませんので、ちょっと調べまして、また後で答弁させていただきたいと思います。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分 再 開 午前10時30分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、今、岡本委員から質疑があった件について、再度答弁を求めます。 下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの、岡本委員の方から流用の件でご質問がございました。従来より、項の流用につきましては表記しておりましたが、節の中の流用につきましては表記されておりませんでして、今回の決算書につきましてはどこにも、節から流用されたことについては表記されていないわけなんですけども、実際、どういう形でお金が使われたかということは、なかなかこの状態では確認できないということもおっしゃっておりますので、他市の状況も検討いたしまして、今後の研究課題としたいと思います。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願いします。

先ほどの事業認定1,000万円というのが、当初、これは強制執行に伴う予算計上でしたが、その後、土地の地権者との交渉が成り立ちましたので、まず900万円の減額をさせていただきました。その中におきまして、地権者の方から再鑑定というのを求められましたので、それに基づきましてさせていただきました。それから、土地の面積についてですが、428平方メートルの380万9,200円です。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 吉村課長の事業認定の関係ですけども、私の言いたいのは、これだけではなく、他の事業においても事業認定を委託してある。できるだけ、用地買収についてはその事業認定を選ぶんじゃなしに、やっぱり個々に当たって用地買収するというのが大前提やと思います。ただ、委託料が100万円残ったわけやけど、この100万円は理由があって補正されたと思うんやけど、この100万円の使い道がどうなったのか、3月に100万円要りますということで補正してある。それが丸々不用に回っている、これでいいのかどうかということも問題がある。

今、会計管理者から話がありましたように、流用はできますよ、法的にはいけると思います。しかし、もっと議会に親切に、決算をぱっと見てわかる親切さが何もない。それと、さっき言ったように繰越しをしたら、きちっと執行しているのかと言うことです。ましてこの鑑定料、繰越額がありながら、この繰越しが補助金に乗っておる。鑑定料は単費や、再鑑定やから補助金に乗せられません、そういう答弁だと思います。しかし、補助に乗る部分についてはできるだけ補助を執行していく、この姿勢が大事や。そういうことを言って、質問を終わります。最後に私も勉強せないかんと思うけども、職員ももっとしっかり勉強して、きちっとした、もっと親切な決算を出してほしい、それだけは要望しておきます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 そもそも論として聞かせていただきたい。ちょっと教えていただきたいんですが、この新クリーンセンターの進入路の用地買収につきましては長年、長い時間がかかっていたわけなんですけれども、再鑑定をするということは、地権者の方から求められたということでございますけども、何で再鑑定をしなきゃいけなかったのかということは、地権者から求められたからということで、そういうふうに捉えさせていただいてよろしいんでしょうか。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 確かに求められたという点もございますが、土地の鑑定につきまして、先ほど申しましたように平成23年度鑑定価格であり、5年前の価格であったということも鑑み再鑑定も行ったと、両方で捉えております。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 用地買収にいろいろと頭を痛めていただいたような状況を思いますと、この再鑑定が 平成23年からされていなかったから、上がるのか、下がったのかどうかわからないんですけ れども、上がるというふうなこともあったのかなと思うんですけども、地権者が求められた わけですから、それについて市はお応えになられたということで、そういう認識でよろしい でしょうか。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 金額につきましては、当初の鑑定よりも安くなったと、そういうのが現状でございます。

川村副委員長 わかりました。

朝岡委員長 よろしいですか。ほかに、関連ですか。

岡本委員。

岡本委員 今、関連で聞かしてもらうけども、再鑑定、今、答弁あったけども、土地を買うときには 直近で鑑定するの違うんかい。それと、地権者から言われて鑑定しましたいうことやなしに、 購入するときにはきちっと、役所が一番直近の鑑定価格で契約するというのが基本や。です から地権者に言われて鑑定したのではなく、役所の意志で鑑定したと。はっきり答弁しない と、誤解招くことになる。いかにもごねて、遅くなって、高く売ったようにとられたら、協 力してもらった地権者に申しわけない。もう一度きちっと答弁してほしい。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。

当初の鑑定価格が440万8,400円で、今回、59万8,200円安くなったと、そういうことになっております。それと、直近で鑑定するのが本来という話ですが、それは今後、当たり前の話とは思うんですが、その辺も今後、肝に銘じてやりたいと思います。よろしくお願いします。

(発言する者あり)

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 ちょっと、発言が不備になった点は訂正させていただきます。今回、実際に鑑定した 結果、先ほどの当初金額よりも、実際には59万8,200円安くなったというのが直近の金額の 算定です。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

担当課長も4月にかわっておりますので、十分に当時の状況をわきまえずに、多少、説明 が曖昧な部分がございますので、その部分の補足をさせていただきます。

当該土地につきましては、岡本委員おっしゃるとおりで、当然、買収時点での一番の適正 価格が幾らであるかということについて、鑑定の時点から時間がたっておりますので、再鑑 定をいたした結果ということでございますので、委員ご指摘のとおりの手続を踏んでおります。その上で、金額については先ほどご紹介をいたしましたように5年前よりも下がったと、総額で約50万円下がったという形で、それをご提示いただきました上で地権者にはご了解を いただいて、契約に至ったといったことになってございます。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑ないようですので、5款、6款の説明を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時47分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、引き続き5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。 下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして5款、6款の説明をさせていただきます。決算書の92ページをお開きください。 5款農林商工費につきましては、全体といたしまして4億2,993万2,128円の支出でございます。また、1億3,000万円を繰越しいたします。1項1目農業委員会費につきましては 1,062万6,579円でございます。主なものといたしましては、1節報酬で850万8,000円でございます。 2目農業総務費につきましては5,858万7,284円でございます。 3目農業振興費につきましては4,360万8,448円でございます。また、4,900万円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で 4,069万3,051円でございます。 4 目経営所得安定対策事業費につきましては1,071万4,769円 でございます。主なものといたしましては、8 節報償費で360万円、19節負担金補助及び交付金で575万2,338円でございます。 5 目畜産業費につきましては57万1,551円でございます。 6 目農地費につきましては、6,595万2,373円でございます。

めくっていただきまして、主なものといたしましては15節工事請負費で2,715万1,200円、19節負担金補助及び交付金で1,078万5,028円でございます。7目給与センター管理費につきましては329万4,529円でございます。8目地籍調査費につきましては23万3,577円でございます。9目有線放送維持管理費につきましては445万6,796円でございます。

めくっていただきまして、主なものといたしましては14節使用料及び賃借料で312万576円でございます。10目団体営土地改良事業費につきましては1億1,680万6,364円でございます。また、8,100万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で3,622万6,197円。15節工事請負費で6,417万3,600円でございます。 2項1目林業振興費につきましては1,166万1,483円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で490万1,000円でございます。

めくっていただきまして、3 項 1 目商工振興費につきましては4, 209万1, 586円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で1, 777万4, 791円でございます。2 項 2 目観光費につきましては4, 355万5, 220円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費で1, 206万1, 440円。

めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で1,014万8,780円でございます。 3 目相撲館費につきましては1,777万1,569円でございます。主なものといたしましては、11節 需用費で449万6,103円でございます。 6 款土木費につきましては、全体といたしまして28億 6,760万8,422円でございます。また、継続費逓時繰越額といたしまして8億1,761万4,904円。 繰越明許費といたしまして4億5,189万240円でございます。 1項1目土木総務費につきまし ては5,871万9,716円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で410万4,000円 でございます。

めくっていただきまして、2項1目道路橋りょう維持費につきましては2,642万1,698円でございます。主なものといたしましては15節工事請負費で2,192万7,260円でございます。2

目道路新設改良費につきましては 1 億6, 612万1, 149円でございます。また、2, 394万9, 580円を繰越しいたします。主なものといたしましては13節委託料で2, 939万5, 293円、15節工事請負費で 1 億2, 850万1, 640円でございます。 3 目尺土駅前周辺整備事業費につきましては 2 億 1, 118万6, 983円でございます。また、1 億4, 614万4, 340円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、主なものといたしましては、15節工事請負費で1,003万6,240円。 17節公有財産購入費で5,311万6,778円。22節補償補てん及び賠償金で1億1,981万2,400円で ございます。4目国鉄・坊城線整備事業費につきましては7,180万4,959円でございます。ま た、継続費逓時繰越額といたしまして8億1,761万4,904円。繰越明許費といたしまして515 万3,240円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で3,356万3,480円。 15節工事請負費で1,336万1,760円でございます。5目地域活性化委事業費につきましては、 11億881万1,788円でございます。また、1億4,000万円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料で4,140万4,659円。15 節工事請負費で9億1,560万6,663円。18節備品購入費で9,995万4,000円、22節補償補てん及 び賠償金で2,507万9,200円でございます。6目社会資本道路改良交付金事業につきましては 9,170万9,993円でございます。また、6,613万8,080円を繰越しいたします。主なものといた しましては、15節工事請負費で3,694万5,920円。22節補償補てん及び賠償金で4,135万3,700 円でございます。7目地域連携推進事業費につきましては2,485万9,440円でございます。ま た、1,480万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で2,458万 9,440円でございます。3項1目河川総務費につきましては36万4,014円でございます。

めくっていただきまして、2目流域対策施設整備事業費につきましては2,564万5,720円でございます。また、1,440万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で1,804万5,720円。15節工事請負費で760万円でございます。4項1目都市計画総務費につきましては6,507万449円でございます。また、745万1,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で1,543万5,954円でございます。2目公共下水道費につきましては、28節繰出金で7億3,600万円でございます。3目公園管理費につきましては8,163万380円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で1,403万809円。

めくっていただきまして、13節委託料で5,096万202円でございます。4目吸収源対策公園 緑地事業費につきましては1億7,810万1,194円でございます。また、3,385万3,000円を繰越 しいたします。主なものといたしましては、13節委託料で1,387万440円。15節工事請負費で 1億3,351万560円。17節公有財産購入費で1,903万6,000円でございます。5目街路事業費に つきましては96万3,960円でございます。

めくっていただきまして、5項1目住宅管理費につきましては2,019万6,979円でございます。主なものといたしましては13節委託料で438万1,472円。15節工事請負費で1,459万3,692円でございます。

以上で5款、6款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い いたします。

朝岡委員長 それでは、5款農林商工費及び6款土木費についての質疑に入ってまいりたいと思いま

す。

質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 2点お尋ねをいたします。まず、101ページ観光費でございます。13節委託料、この中の 孝女伊麻史跡広場管理運営委託料、15万円ですか、この委託の内容をお尋ねいたします。そ れからもう一つは112ページ、公園管理費です。13節の委託料5,096万202円。これは、市内 には公園がたくさんあります。この公園管理者は、どの範囲の公園の部分を差すのかという のと、ここからは提案としてなんですが、公園には公園と付随する公共施設がございますけ ども、公共施設についてはいろいろな、例えば施設のそばに駐車場が不足しているとか、駐 輪場が不足しているとか、そういった場合に、こういう公園の一部について、そういう有効 な活用もあるんじゃないかなというふうな思いをしてますので、そこのところも含めてご答 弁をお願いします。

朝岡委員長 岩永商工観光課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から、孝女伊麻の管理運営委託費の方を説明させていただきます。孝女伊麻旧跡保存会に、孝女伊麻史跡の広場を管理していただいております。広場の清掃やトイレの清掃、広場の除草、樹木・草木等の管理を委託しておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

建設課担当分の公園の管理費でございますが、公園等緑化管理委託料といたしまして1,752万2,236円を執行させていただいております。ふるさと公園等11カ所、木戸公園等10カ所、かぶっている部分もあるのですが、シルバー人材センター等、専門業者に委託させていただいております。

以上です。

朝岡委員長 早田中央公民館長。

早田中央公民館長 中央公民館の館長の早田です。よろしくお願いします。

ただいまの委員の委託料の件ですが、中央公民館分といたしまして、公園遊具の設備点検 委託料といたしまして4万1,040円。それから公園緑化管理委託料といたしまして、屋敷山 公園の清掃業務委託料といたしまして833万7,509円。それから、公園内の植木剪定業務の委 託料といたしまして245万1,600円を執行させていただいております。

以上です。

朝岡委員長 吉村環境課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願いします。

環境課所管は山麓公園でございます。山麓公園についての警備委託料が66万6,190円。同じく設備等保守委託料が22万7,016円。公園等緑化管理委託料、これにつきましては632万3,450円です。

以上です。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

体育振興課所管の委託料につきましては、新町公園の部分で芝生管理委託料として558万8,360円。それ以外に、一部高木等の剪定の委託として33万4,800円、シルバー人材センターの方への緑化管理等での委託として633万7,897円。それ以外としまして、設備委託料としまして電気保守等の委託、ポンプ点検等委託で、合わせて63万8,338円となっております。以上でございます。

朝岡委員長 先ほど増田委員は、そういうことを踏まえて、今後の施設のさまざまな有効活用についてはどうですかって、こういうような質疑もしてはるわけなので、それも含めて答弁していただいた方がいいと思うんだけどね。

吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。よろしくお願いします。

公園の利活用という趣旨の質問かと思われます。市内にいろいろな公園がございまして、 基本的には都市公園、山麓公園ですとか屋敷山公園、それから新町運動公園、あと、それ以 外に吸収源事業で整備いたしました公園等々が都市公園という位置づけになってございます。 それ以外にも、従前、旧新庄町時代に整備をされております児童公園につきましても、都市 公園という位置づけをなされておるところでございます。

今般、市内全域の児童公園ですとか、開発で設置された公園につきましても都市公園という位置づけを付与しようということで、鋭意整理をしているところではございますが、そういった都市公園となりますと、都市公園法の制限がかかってまいります。そうしたことから、駐車場、一時的な駐車場という利用でしたら問題はないかと思いますが、恒常的な駐車場ということになりますと、吸収源なんかですと緑化率等の問題もございまして、恒常的な駐車場という利用はできないかなと考えております。

以上です。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 孝女伊麻につきましては、こういう管理料という形で、保存会の方々の活動費にも充てていただいているのかなと思います。この保存会については非常に古くから、年1回の孝女伊麻の慰霊祭ですか、その他いろいろな形で保存に当たっていただいているということでございます。

ちょっと話が脱線してしまうかもわかりませんけども、先日といいますか、今年でしたか 昨年でしたか、孝女伊麻さんの肖像画が、京都のある旧家の所蔵として発見をされ、保存会 の皆さん方としては、その当時のものが見つかったということで非常に喜んでおられました。 私、こういうものを何らかの形で、保存会の方々や市の方にも見ていただく機会、もしくは そういうものを譲っていただく手法とか、それが出来ないのであれば、複製していただいて、 ご当地に、今後を語る上での貴重な財産として残していったらいかがかなと、こういうふう な思いもして、いろいろ、保存会の方とも方法についてお尋ねをしているんですけども、市 当局として、そのようなお考えがございましたらお尋ねをしたいと思います。

それから公園については、私も吸収源についての緑化率の問題とかを承知をした上でこの公園の有効利用というものをお尋ねしました。近年の住宅事情等々を見ていますと、最近、日本庭園付の豪邸というものが、住宅スタイルがどんどん変わって、非常に有効なスペースの使い方をされている、そういうおたくが多く見受けられます。本市の、先ほどご報告いただきました中央公民館、屋敷山公園等々も非常に立派な木を植えていただいて、市民の多くの方が休憩といいますか、公園を利用していただいている、これも十分承知の上のお話でございますけども、一方、特に屋敷山公園については駐車場をまたいで公園に行かなければならないと。お子さんが利用をするにしても、道の東側に自転車をとめて、地下道を通って公園に行くと。今は柵ができて、道を横断する方というのは減りましたが、まだまだ横断する方も見受けられます。また、マルベリーホールにつきましても、非常に緑化をしていただいて、庭等が備わっておるというのは、景観としては非常にいいんですけども、駐車場は、県道をまたいでいる、こういうふうな施設が数多く見受けられるので、そういう有効利用も今後検討していただいたらいかがなものかなと思います。

先ほど報告があったように、各公園の維持管理については、年間、多額のコストがかかっております。そういうことも含めて、今後のお考え、そういうふうな有効利用も考えていただけるのかどうか、もう一度、市長なりのお考えをお尋ねしたいなということでございます。それから山麓公園は斜面があり、芝生が生えて、斜面を利用した公園としての利用というのがなかなか、スケートみたいに滑るようなということでもない、スキー場みたいでもないし、なかなか、広場なんですけども、もう少し何か工夫があって、子どもたちが遊びに行くような、そういうふうな公園としての使い方が何かないのかなと。もしくは、少し斜面ですけども、段々になっても、平地化して、グランドゴルフ場とかに、そういうスポーツ施設としての利用ができないのかなと、そういうことも有効に、公園の利用が図られないのかなということも感じておりますので、その辺のところも含めてご答弁をお願いいたします。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、増田委員からご質問ございました孝女伊麻さんの肖像画が、去年、京都の方で 見つけられたいうことで、今年のお伊麻さんの顕彰会のときに会長さん等からもお話をお伺 いさせていただきました。今後につきましては、文化財の価値等もありますので、文化財の 担当者、また、文化財の保存会の方々も一緒にお話しさせてもらいながら、今後のあり方と いうのを検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 増田委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

いろいろな観点から公園の有効利用ということをご提示いただいております。参考として

いろいろ、これから検討の課題やと思うんですけども、基本的な考え方だけちょっとお話し させていただきたいと思います。

公園の設置に当たりましては、やはり公園としての活用ですね、目的として整備をしております。ですから臨機応変な活用の仕方はあるかとは思うんですけども、基本的には駐車場等の利用は考えるべきではないという具合に理解をしております。公園整備の中で、芝生ですとか植栽ですとか、いろいろな形、遊具ですとかを設置しておりますので、やはりそれと車の狭間がなくなるような利用の仕方は考えにくいのかなと。ただ、公園の種類にはいろいろございます。各大字公民館のところで設置しておる公園もございますので、そういうようなものにつきましては、当然避難所的な場所の確保並びに一時的に車をとめるというような作業はできるのかなという気はいたしております。委員ご指摘の、もう一つありました公園の価値を高める、子どもたちが喜ぶような形の公園の方向に持っていく、それはもうそのとおりやと思いますので、予算の範囲内で、できるだけ市民の皆さん方が来ていただけるような公園のリニューアルになりますね、多分、いろいろな遊具等の耐用年数の問題もございますので、その辺は参考のご意見として頂戴いたしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 孝女伊麻さんの肖像画については、何らかの形で、導入に当たってのご支援を市の方から もしていただけたらなと思います。

それから公園については、特に松の剪定とかになりますと、相当時間もかかって、表現の仕方がいいか悪いかわかりませんけれども、松はぜいたく品といいますか、芝生があって、木が植えている、芝生を管理して、更に庭木の剪定をしなければならない、こういう、非常に手間、コストのかかる公園がたくさんある。それが値打ちで、屋敷山公園等々にたくさんの人がお見えになっていただいているというのは十分承知をした上ででございますけれども、葛城市の将来の財政については非常に逼迫をしておると、こういうご指摘が各先生の方からも出ておる中で、コストのかからない公園にすることで今後の財政負担の軽減につながるんじゃないかなと。こういうふうな思いも含めてお尋ねをしたということをご理解いただきたいなと思いますので、公園の有効利用ということも、今後十分ご配慮いただきながら運営に当たっていただけたらなと、こういうことでございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 融合利用を考えていきたいと思います。それの部分と財政的にどうやという話となると、融合利用をするには当然コストがかかりますので、それの意見が、両方の意見を一緒におっしゃったので、あれなのですけども、まず、財政の問題はこれから大きな課題やと思っております。今、行政が抱えております内容の中で、無駄をなくすということが一番大切やと思います。それで、ある種子どもの環境ですとか地域の環境につきましては、やはり、できれば、まず無駄をなくす、中の作業を進めた後、そういう議論がもし出てくるのであれば踏み込んでいきたいなとは思いますけども、今のところは、まず、いろんな事業の精査をさせていただいて、その中で予算措置をしていけたらなと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員、それでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 それでは、農林商工費の中からです。95ページ、4目経営所得安定対策事業費の中の8節報償費の中で、農業振興事業報償費360万円というのがありますけど、これの内容について説明をお願いしたい。

それと99ページ、1目農林振興費の中の13節委託料、この中の奈良の元気な森林づくり推 進事業委託料とございますけど、この事業の内容と成果についてご説明願いたいと思ってお ります。

以上でございます。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

経営所得安定対策事業費の報償費でございますが、360万円の支出となっております。この内訳といたしまして、支部長会の手当といたしまして264万円、それと、夏に行います現地調査が96万円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いいたします。

奈良の元気な森林づくりについてご説明をさせていただきたいと思います。奈良の元気な森林づくりにつきましては、県の森林環境税に基づいた中で事業をやっているものでございます。1つ目といたしまして施業放置林の整備事業、平成28年度といたしまして寺口で2.31~クタールの間伐を行いました。事業費といたしまして99万1,440円。

続きまして、獣害につよい里山づくり事業といたしまして、荒廃した里山を、野生イノシシ等の餌場、隠れ家、子育ての場となっているのを防ぐために、里山林を伐採または間伐するものでございます。これにつきましては、平成28年度が整備事業として、笛吹で0.32~クタールをさせていただいております。

あと、里山林整備事業といたしまして、兵家、當麻、染野、笛吹、寺口で0.44へクタール、竹林等を伐採させていただきました。以上3つの事業を行っているものでございます。この成果、まだ今後ですけれども、西山自体が荒れてきているということの中で整備をしていく、また、荒れてきた事態において獣害、イノシシ等の被害がたくさんふえてきますので、それを防ぐがためにもこういった間伐とか伐採をやっていく必要があるということで、現在進めているものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 報償費の件についても理解いたしました。また、奈良の元気な森づくりに関しましても理解いただきましたので、どうもありがとうございました。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

西川朗委員。

西川朗委員 私は1点についてお伺いいたします。

ページ数は113ページ、4目吸収源対策公園事業、15節の工事請負費についてでございます。成果報告書は42ページ、43ページにまたがって、吸収源公園対策。特にこの中の寺口・太田公園整備工事や公園施設整備工事、43ページの太田、繰越明許で太田公園整備についてお伺いいたします。

なぜならば、この事業の執行された中に、県が行われた排水工事がございます。その排水 工事の中に、防災対策といたしまして、地山崩壊警戒のために、赤色灯並びにサイレンが設 置されております。その赤色灯並びにサイレンの誤報が多々ございます。その辺の管理維持、 また、県とどのような連携をされているかということに対しての質問でございます。

とりあえず、市が行なった工事内容をお聞きして、県との連携、その誤報、サイレンがどのように鳴っているか、市がどの程度把握されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

今、西川委員が質問されております吸収源対策公園緑地事業の工事費の内容でございます。最初に確認をさせていただきたいのですが、県が施工しております法面の排水工事、この工事費用につきましては県で施工されておりますので、こちらで支出している工事の中には含まれておりません。市の方で施行いたしました工事につきましては、まず、平成27年度から繰越しをいたしております調整池の整備工事、それから寺口・太田公園整備工事がございます。調整池は、今はご質問がなかったわけですが、それ以外の部分につきましてどんな工事をしているんだということでございます。当然ながら、公園整備におきましては盛り土されているところを切土しまして、下の方、平場の公園として芝生を設置した公園の方に土砂を持っていっております。そういった土工とか、あと道路工事、それから種子の吹きつけ、張り芝ですね、そういった工事が主でございます。公園の施設整備につきましては、転落防止策ですとかフェンス、それから東屋等々を設置した工事の内容となっております。

委員ご指摘のとおり、最近、頻繁に土木が設置していただいた傾斜計のサイレンが鳴ったり、赤色灯が回転したままになっている事象を確認しておるわけでございます。何分、ついております機械が、傾斜計といいながら加速度計というものでございまして、例えば、あの周辺にはイノシシがおりまして、イノシシが当たったときに反応するというようなことも聞いてございます。そういったことが、最近頻繁に起こるようになってきたということでご迷惑をおかけしているということは重々感じております。

そういった事象が発生いたしましたので、いま一度高田土木の方に確認をさせていただきました。そうしまして、今のところ高田土木の担当者に連絡が行くようにはなっているようなんですが、システムの不具合で、どうもうまく行っていないところがあるというふうな回

答をいただいております。市の方といたしましては、その辺の改修を速やかにやってほしいという要望と、それから、サイレンが鳴ったり赤色灯が回転したときに、地元の、少なくとも太田の区長に連絡が入るようにというような体制づくりを急いでくれというような要望をさせていただいたところでございます。

以上です。

朝岡委員長 西川朗委員。

西川朗委員 工事は、現実できていますので、見ればわかると思います。だから、その工事の内容の中で、住民の皆様は、市がここまでとか、県はここまでということを理解されていないと思います。公園をつくっていただいて、その管理について、私、一般質問いたしましたように、今後考えるということで市長の答弁をいただいております。やはり住民の皆さんは全部市がやっていると思われている。特に県が設置した傾斜計のサイレンや赤色灯は、昼間はあまり目立ちませんが、夜中に鳴ると非常に不気味になる。

この前、太田地区の人から夜中の2時に私の家に電話があり、赤色灯が作動していることについて、県に連絡すればよいのか、それとも葛城市に電話するのか、また、区長に連絡したらよいのかということが多々ありまして、その度に、私は、それは県の管理であると答えている。

その人は、それなら、葛城市は何も関係がないのかと言われました。そのようなことがあり、今回質問させていただいて、今、赤色灯が反応すれば、まず最初に区長に連絡を入れるような体制づくりを高田土木と協議中であるという答弁を頂きました。

今後においても、イノシシやタヌキによる誤作動が多くなるようなことがあれば、イソップ物語ではありませんが、本当に危険を知らせるときに、本来の働きができなくなることが一番懸念されると思いますので、県の高田土木事務所と市の都市整備部が前向きに検討していただいて、その結果、新たな誤報対策を講じていただいたのであれば、また連絡していただきたいと思います。

それでは、私の質問を終わります。ありがとうございました。

朝岡委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私も3点について質問をさせていただきたいと思います。毎度毎度の話になっているかと思うんですけども、99ページです。

先ほど池原部長の方から、西山が荒れている言葉が、答弁の中でありました。ここのところを聞こうと思っていたんですけども、この西山は、上の方ではダイヤモンドトレールという、県が管理している登山道が通っているわけです。これは非常に多くの方が歩かれているし、県の方でもアピールをしている。これが大阪の方まで続いているわけですね。金剛生駒紀泉国定公園というところで。それに隣接する市町村も、そういうダイヤモンドトレールサミットのような形で、市長らがみんな集まって、守っていこうと。国定公園だから守っていこうというのは当然の話であります。

私どものことになるかわからないんですけど、5年ぐらい前まで、私らもボランティア団体という形で、布施城を中心に、月に1回をめどに登ったり、年に1回布施城を見ていただくということの、歴史博物館にお願いもして催しをやったときもございましたけども、最近、だんだんとそれも薄れてきているということで、当時は、いわゆる山道の整備もしていただきました。ここでお聞きしたいのは、そういう背景の中で、ダイヤモンドトレールまで登れる道が存在して、ちゃんとあるのかどうか。逆に言うとダイヤモンドトレールから葛城市、それが新庄地区であろうと當麻地区であろうと、どこでもいいんですけども、おりれる道があるのかどうか。観光マップなんかを見ていると、地図上にはあるわけです。また、岩橋山とかがあって、大阪の方にもおりていけるとなっている。私は何を言いたいかというと、マップにある道が本当に行けるのかどうかですね。ここらをどういうふうに理解をされているのか、確認をするというのは難しいかと思いますけども、地図を発行しているのも市ですし、その辺のところ、ちょっとご答弁を求めておきたい、1点目はそれですね。

2点目は、100ページになりますけども、市の中小企業への融資制度ですね、これも私、毎度毎度聞いているかと思います。こちらの成果報告書を見ていると、細かく書いていただいていると思います。35ページですけども、平成23年度から毎年、何件何件というふうに記載されています。平成23年度なんかは2件しかなかった、平成24年度は13件しかなかったというものが、平成27年になると42件もあって、平成28年度は34件の市民の方がお使いになられている。これをどのように解釈したらいいかということをお尋ねしているわけですけども、最近は、実感の伴わない好景気とかいうのも、よくテレビで報道されています。葛城市の景気そのもの、中小企業の景気そのものもよくなっているのかということです。この融資の申し込み件数が増加しているという事実をどのように判断するのか、これは金融機関の問題ですから、わかる範囲で結構です。いやいや、実感の伴わないこの景気で、中小企業は苦しいので申し込みが増えているというような、いろんな考え方ができる。この辺の、担当者としてどのような感想を今お持ちなのかお聞かせ願いたい。

またこの、いわゆる保証料を補てんしているのでお聞きするんですけども、その業者というのか、中小企業が、いわゆる返済できなくなる。倒産するとか、そういうことになってくると、市がその部分を補てんしなければならない。市の損害となる。この辺の状況なんかも、もしわかるようであれば、そういうのも含めながらお答えをいただけたらありがたいなと思っております。

3点目ですけども、102ページですね、相撲館。私、最近相撲館にものすごく注目をしておるところでございます。相撲館の入館者数が成果報告書の36ページにも載せていただいています。この間からも相撲館、何回か寄せてもらって、館長にお会いさせてもらっているわけですけども、行かしてもらうと、海外の方が来られていましたけれども、ざっくりで結構です。この入館者数というのが増加しているのかどうかとか、そういう取り組みに関してとか、私の思いとしてはもっと入ってもらったらいいと思うし、ほかの市町村にない観光のものというのは葛城市であれば相撲館かなと思います。それで、私は今の相撲館ではもったいないと思っているんですけども、その状況についてちょっと教えていただきたい。

以上、3点でございます。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

藤井本委員からご質問ありました、ダイヤモンドトレールにつなぐ登山道ということでございます。主なものといたしまして、新在家から二上山に上がる、二上山経由のダイヤモンドトレール経由、また、兵家から上ります、岩橋山を経由してダイヤモンドトレールへ入るルート、また、先ほど言われました布施城からダイヤモンドトレールへ入るルート、それと、山口の方からダイヤモンドトレールへ上がるルート、この4本が主のルートでありまして、現在もたくさんの方がこのルートを登ってダイヤモンドトレールの方に上がられておられます。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永商工観光課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から中小企業の資金融資、保証料と利子の補給金制度について回答させていただきます。景気がよくなっているからかということでございますが、実質、借りておられる内容を見ますと、圧倒的に運転資金の方が多く借りられております。例えば、平成28年度であれば運転資金が32件、設備投資が4件、だから、景気がよくて設備投資をしているという傾向ではないと考えられます。また、借りかえもできる制度に変わりましたので、借りかえによる件数の増というのも考えられるのかなというところでございます。

それから、相撲館の推移でございますけども、平成28年度は大人が4,388人、子どもが256人、合わせて4,644人。平成27年度、4,423人でございますので、若干の伸びを見せているところでございます。こちらに関しましては、平成4年ぐらいがピークで6,773人入っておられる状態でございます。そこから急激に落ちていきまして、平成14年が1,569人まで入館者数が落ちました。そこから、種々のいろいろな取り組みをさせていただいているのと、地方創生のいろいろな事業をさせていただいているということで、特に、平成24年度以降急激に伸びてきまして、現在の4,644人ということになっております。

それから先ほどの保証料の件でございます。もし返せなかった場合ですが、こちらに関しては、市は保証料の、ご本人が負担しなければならない7割を補てんしているということで、返さなかった場合は保証組合の方が手続に入っていくという形になりますので、市の負担はございません。

以上でございます。

朝岡委員長 このダイヤモンドトレールの整備状況が答弁もれになっていますので、再度お願いします。

池原部長。

池原産業観光部長 済みません、整備状況でございます。ただいま申し上げました4本のルートにつきましてはきちっと整備もできており、一時、少し登りにくい部分もあるんですけれども、 その都度、連絡いただきましたら、登山道に倒木しておりましたら、そういったものを片づ けたりという形をしておりますので、素直に登ることが可能でございます。 以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございました。

ダイヤモンドトレール、一度皆さん方も歩かれたら、これが葛城市なのかというぐらいすばらしいですね。私も、最近はちょっと、あまり行かなくなったわけですが、昔は、よく登りました。葛城市には海もないなら大きな川もない、あるのは国定公園である山でございます。こういったところに目を向けて、今、部長が答えていただいたように4本の道があって、それはきちんと登れるんだと、こういう答弁をされましたので、この委員会をライブで見ている方は、そんな登山道があるなら、また登ろうという方もおられるかわからないので、それに寄与するであろうかと、私は思っております。

それと、中小企業の融資制度の件です。数はふえているということで、私も金融機関出身の者ですから、こういうところに目はいくんですけども、再度お聞きしたいんですけど、これ、市町村によって制度はそれぞれ違うと思うんです。先ほどおっしゃったように、保証料の、葛城市の場合は70%出すとか、条件等も変わってくる。中小企業で、一番こういう制度を使いたいなというのはどういう人かというと、私は新規開業される方やと思う。新規開業される方は、いわゆる保証人もいないとか、いろいろ、手続上ないわけです。実績もない中、そういうときこそ保証料を市が、保証料というのは、いわゆる保証人、保証するのをお金で払うというのが保証料ですから、それを市がお手伝いして、新規の開業というものをお手伝いしていくということが、私は、今後考えていかなければならないのかなと思っているんですけど、そういうのは既にやられているのか、考えているのか、いや、それはできませんというものなのか。私はやっているところもあると思いますので、その辺のことを、次の2回目の答弁でお伺いしておきたいと思います。

3点目の相撲館のことです、私はいいお答えをいただいたと思います。力の入れ方によって1,600人になったときもあり、力の入れ方によって、今、四千何人まで回復しましたと、もう、全然違うわけですよ。冒頭に申し上げたように、この施設、こういうのはほかにはない、やっぱり葛城市独自の観光名所というか、施設であろうかと思います。力の入れ方だけでこれだけ入館者が増えますが、私はまだ少ないと思っています。もう少し力を入れていただきたいなと、これはお願いでいいです。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

中小企業の、特に創業者の支援のことについてでございます。こちらに関しては中小企業の、先ほどの保証料と利子の補てんの、同じ要綱の中に、平成28年度から創業者支援の方も加えております。こちらの方が、1,000万円までお借りしていただいて、5年以内にお返ししていただくという制度でございます。実績の方ですが、平成28年度、今、始めたばかりで、実際に2件の申し込みがございました。そのうちの1件は運転資金の方に切りかえられたと。もう1件の方が、保証協会の方での審査が通らなかったということで、実績はゼロというこ

とになっております。それから、そのほかの創業者支援でございますが、今後創業する新規の創業者や第二創業者を支援することを目的といたしまして、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、これは平成27年10月2日に国の認定を受けております。

この計画は、各支援機関が機能を強化し、連携した創業支援を実施することを目的として 作成されたものでございまして、市は、ワンストップ相談口として、中心に、各支援機関が 連携して、創業前から創業後のフォローアップまで、一貫して支援を実施することができる ようになったということでございます。連携先でございますが、葛城市、葛城市商工会、奈 良県産業振興総合センター、公益財団法人奈良県地域産業振興センター、日本政策金融公庫 奈良支店、奈良県信用保証協会、市内の金融機関で、各支援業者は創業者に対して各自の支 援メニューを行うことになっております。また、商工会が特定支援事業者といたしまして創 業セミナーや個別相談をするということになっておりました。

しかし、おっしゃるように創業というのはなかなか難しいということで、なおかつ、商工会が創業セミナーや個人相談、個別の相談という、結構幅広いところを抑えるのは難しいということもございまして、さらにもう一つ、中小企業庁の出向機関である奈良県よろず支援拠点を追加して、ここも特定支援事業者として登録をし直して、平成28年12月26日に変更した計画を国の方に認定されたということになっています。この奈良県よろず支援拠点を特定支援事業者としたことによって、中南和の、同じく特定支援事業者にした市町村が14ということになりましたので、ここの相談窓口を奈良県産業会館に置いていただきまして、毎週水曜日に相談窓口を開設することができたということになっております。

やはり、創業するときというのが、確かに信用がないということで、このよろず支援拠点というのは、いろいろな面でフォローアップができるということで、創業する人からも、創業した後も事後報告を受けて、いろいろ助言とかをされるということになっているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 詳しい説明ありがとうございました。そこまでの説明をしていただけるということで安心もしておるところでございます。やはり、市で融資制度がある、やはりお金を借りたいという人は創業の方が多いというのかな。お金をどうしようかなと、悩まれる方が多いと思います。先ほど課長のお話にもありましたけど、この市の融資制度、借りかえも含んで何件ですとかいう話がございました。借りかえというのは、今まで借りている人がもう一回借りるのを変える、再度借りてというような話ですけども、借りるのになれている人は、いつものパターンでというような形にされるけど、本当に夢を持って開業しようという人に対して、私も知らなかったんで申しわけないですけど、この平成28年度から新規開業、創業の方にも対応しているということでございます。今、説明されたその気持ちを忘れずに取り組んでいっていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは97ページ、休養センター管理費。この予算については人件費と事務所費、それが大半になっておるわけで、いつも問題になっているこの休養センターの今後の活用ですが、どのような形でされていくのか。例えば、建物が一部使われているので、消防設備とか、いろいろな設備も整えていかないと消防法に抵触する場合もあるので、その辺どういうふうに考えておられるのかいうことと、2点目は地籍調査費、毎年8目がここに出てきておって、以前のときに聞かしてもらっているのは、車を補助金で購入したので、この8目を残さないといけないというような話を聞いていたわけやけど、もう、購入されて5年は過ぎていると思うわけで、地籍調査は、大事なことやと思いますけど、主にはこの負担金、いわゆる地籍調査の推進協議会はずっと残っているわけで、脱退するわけにはいかないので、もしこの目が廃止できるのであれば、財産管理の方で予算措置はできるのではないのかと思います。そういうことでこの地籍調査の事業をされるのか。あるいは、まだそれは今のところ計画にないのでこの目をどうするのか、その点を聞かせていただきたい。

それから、98ページの団体営土地改良事業の委託料の関係ですけども、農村地域防災減災事業債で、既に中戸ほか13カ所、ため池ハザードマップ、あるいはまた太田の、ため池の耐震性調査、これをされているわけですけども、この調査を受けて、いわゆる、耐震工事を実施していかなければならないと違うんかなと思うわけですが、その辺の工事をいつごろから着工されるのか。もう一つは、13カ所がわかったら教えていただきたいと思います。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本委員からご質問のありました、休養センターの今後の活用ということでございます。この休養センターにつきましては、以前から議会の方でいろいろご質問等をいただきまして、補助金の返還等いろいろご説明をさせていただいておりますが、市長等からも指示等もありまして、休養センターの財産自体をどういう形で行っていくのかを今現在、県、国の方と協議させていただきまして、休養センターを廃止するに当たっては、どういった形の補助金の返還があるのかどうかを、今、具体的に国、県の方と協議にかかっているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

委員おっしゃったとおり、事実上は車の管理と協議会の負担金になっておりますが、まだ 山林部で地籍調査も残っておりますし、今後もしていかなければならないことだと思います ので、このまま予算科目は残していきたいなと考えております。

続きまして、団体営土地改良事業費の委託料でございます。まず、ハザードマップですけども、今回、市内14カ所を策定しております。その箇所といたしましては、中戸新池、善海池、南藤井内池、忍海池、押上池、上新池、神山池、加守北池、玉ヶ池、新在家大池、勝根池、瓦堂池、的場池、太田新池、この14カ所となっております。

今後につきましては、ハザードマップを公表するかどうかというところなんですけども、 実際、ハザードマップは、もしも決壊すればここまで水位が達するとか、水の影響が及ぶ範囲を策定しておりまして、実際のところは耐震診断により、結果がだめな場合は改修していくつもりでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 休養センターについては部長の方から話がありましたように、今、国、県と協議中であるので、今、結論は出せないと、こういうことですな。地籍調査については、一応課長の方から話があったけど、山林の調査は残っているが、実質は中止の状態になっているので、考えたらどうですかということですが、将来やっていかないといけないので残しますと、こういうことですね。

それから、防災・減災の関係で、今、14カ所教えていただいたわけやけども、決壊とか、いろいろな調査を今されているわけで、耐震調査、耐震工事もしなければならないということですが、全部の池の耐震はわからんけども、池自身がかなり古いということやから、堤防、おそらく鋼土もだいぶ弱ってきてるやろうということになってきたら、14カ所、何らかの形で手をつけていかないと、将来の災害につながる恐れがあるということやと思います。今の段階では、例えば3カ所改修しますとか、2カ所改修しますとか、そういう計画がまだないということですね。とにかく今はハザードマップの段階で、まだ具体的な改修計画はないと、そういう解釈でいいわけかな。

朝岡委員長 芝課長。

芝 農林課長 ハザードマップは、決壊すればここまで水位が達するという調査でございまして、それは仮定の話でありまして、実際は耐震調査なり、ため池の点検なりで調査しておりますので、そこで何か不具合が見つかれば改修していくというふうな方法は考えております。以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

農林課、芝課長の答弁を若干補足させていただきます。まず、阿古市長は就任以来、常々、実は葛城市において災害として十分に気をつけなければいけないものとしてため池があるということ、これは以前から申されておりまして、私も、もともと県の防災をやっていた関係から同感でございます。その中で、ため池の安全性について、ただいま岡本委員にご質問いただきましたが、まずはハザードマップの作成も含めまして、あるいは課長の方からご説明いたしましたが、ため池の堤体、堰堤の方の強度の確認もいたしまして、必要があれば今後、整備についても検討していかなければならないと思っております。なお、今議会の中の総務建設常任委員会におきまして、調査項目として一定、非常にまだ精度が粗いものではございますが、財政の見通しについてもシミュレーションしたわけでございますが、あの中にも一定数としては、その改修の費用も一旦は見込んでシミュレーションもしているところでございます。

いずれにしましても、具体的な整備費あるいは整備の年限についてはこれから精査もしながらやってまいりたいと思います。それとあわせまして、災害はいつ起こるかわからないということの備えにつきましては、実は、これは臨時会も開いていただいてご議決をいただいて、既に整備に着手をしております新しい葛城市の防災行政無線、この中で、現在、工事の提案をいただいております業者につきましては、そのプロポーザルの中の個別提案事項といたしまして、危険なため池につきましてセンサーを設置しようということも、実はご紹介をさせていただいております8億円余の整備費の中で、そのセンサーを設置いたしますという内容も実は入っておりまして、具体的な施工の内容については、詳細についてはこれから詰めていくところもございますが、災害に対する備えとしてはそういった整備も図ってまいる予定をしておりますこともあわせてご紹介をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 一応、副市長の方から災害対策ということで話はしていただきました。この12日の大雨、1時間100ミリ、私も見たことがなかった雨が降ったわけです。絶えず、ため池も防災用であれば、容量の半分ぐらいためておいて、今おっしゃるように、ため池を調整池のかわりをさせるという1つの方法やけど、これもなかなかうまいこといかんやろうというようなことで、ここは、財政もしんどいかわかりませんが、一遍にできないので、1年に何カ所かから、いわゆる砂防対策というのか、堤防のかさ上げというのか、そういうようなものをやっていったらいいんじゃないかなということで、このハザードマップ調査、いい調査やなというふうに思っておりましたので、工事の方も聞かしていただきました。そういう計画を持っておられるということですので、できるだけ早い時期から着手してもらえたら一番ありがたいなと思います。

終わります。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時29分

朝岡委員長 それでは、午前中の会議に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

引き続き、5款農林商工費及び6款土木費の部分に対する質疑に入ってまいりたいと思います。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 歳出の94ページであります。3目の農業振興費、19節の負担金補助及び交付金、新規就農者確保事業補助金150万円が執行されているということであります。当初予算では3人を予定され、450万円が計上されていたわけでありますけれども、結果として1人分ということでありますけれども、それらの理由、また、事業の内容について改めてお伺いをしておきたいと思います。

次に、95ページの4目経営所得安定対策事業費であります。長年、米の価格を維持してい

く。日本の主食である米作農業を守っていくと、こういう立場から、歴代政府は、経営安定 あるいは水田農業対策というふうな形で、いろいろ施策を打ち出してまいりましたけれども、 これも平成30年をもって終了するということになります。とりあえず、本年度の平成28年度 の取り組みの実態についてお伺いをするとともに、池原部長は長くこの農業畑で仕事をされ てきたということでありますので、この間のこの政策についてどのような評価をされている か、農業者そのものがどのように、この減反政策についてご認識をされているのか、一番よ く知っていると思いますので、ひとつ評価をいただきたい、こういうふうに思います。

それから102ページであります。2目の観光費であります。19説の負担金補助及び交付金の観光協会補助金620万円についてお伺いをしてまいりたいと思います。この620万円が観光協会の主な財源となっているわけでありますけれども、平成28年度における会計や、事業についてお伺いをしておきたい、主要な事業、主要な支出、主要な収入についてご説明をいただきたいと思います。

朝岡委員長 芝農林課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、農業振興費の新規就農者確保事業補助金150万円ですけども、この事業は、経営不安定な就農初期段階の青年就農者に対しまして、経営開始型の青年就農寄附金を交付することによりまして就農意欲の喚起と就農定着を図るため、年間150万円を給付し、最長5年ということを給付するような事業でございます。

今回、当初予算450万円、3人分の計上をさせていただきましたが、1人の方は続いて就農されております。ただ、もう1人の方に対しましては、前年度よりいろいろ話を伺っておりましたが、なかなか基盤に乗せることが難しく、今回も断念させていただいたところでございます。3人目は、新たに話が来た場合に対応できるように予算を確保させていただいておりました。

続きまして、経営所得安定対策でございます。平成28年度におけます事業実績でございますが、平成28年度の目標転作率は43.6%でありました。葛城市におけます全作付面積は685.4~クタールで、そのうち水稲の作付は407.7~クタールでございました。市内の転作率といたしましては40.44%でありまして、44カ大字中19カ大字が達成されております。

それと、国の経営所得安定対策でございますけども、水田への直接支払対象者が61件、1 反当たり7,500円が支給されております。その他の水田活用の直接支払交付金を加えまして1,775万9,157円が支給されております。

以上でございます。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員のご質問で、米の生産調整の今までの推移の件でございます。生産調整におきましては昭和44年から開始されておりまして、今現在に至るまで14回政策が変更されております。そのたびにこの生産調整につきましては国の方針がころころ変わってきたというのが現状であって、それに対して一番難儀したのが農家の方であるという中で、今現在

の生産調整の考え方自体が、今まで農業者全域に当たっていたものが、専業農家、販売農家を中心に助成、米の生産調整及び転作助成については切りかわってきている。今後におきましても、兼業農家よりも専業農家という捉え方で国の政策は変わっていく中で、それならば、この農業者の所得をどういう形の中で確保していくかというのが一番最重点になってくるという中で、農業者の方、このごろ若手の農家もどんどん出てきている中で、知恵と知識を絞った中でやっていただいているのが現状でございますので、これを、国の補助事業と絡み合わせながらやっていただくという形で、それに伴って行政としても支援をしていくという形が、方向付けになるかなという形で思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。よろしくお願いします。

私の方から、観光協会補助金について説明させていただきます。観光協会の補助金につきましては、今年は620万円、昨年は420万円となって、200万円のアップとなっておりますが、通常は420万円を交付しているものでございます。恒例の行事としてぼたん祭り、けはや法要、または葛城市花火大会の方の関係の補助として420万円を出しておるところでございます。

平成28年度は200万円高かった理由なんですけども、平成28年度に、奈良県の映画監督である塩崎祥平監督が、二上山を中心とした葛城地域の映画を撮るということで、映画タイトルは「かぞくわり」でございますけども、これの製作費です。これに関しては當麻寺とか大津皇子、二上山、中将姫をモチーフにした、現代版ではございますが、葛城市をPRするのに十分な内容であるという判断で200万円を追加しているものでございます。

それから、観光協会の収入でございますが、補助金が970万円、これは先ほど説明いたしました市の補助金620万円、それに加えて、市の観光振興補助金150万円、それから同じく市の観光振興補助金でございますが、これは地方創生で繰越ししたけはやまつりの分200万円、合わせまして970万円でございます。あと、寄附金が87万円、これがぼたん祭りのぼんぼり等の寄附ということになっております。

それから財産収入でございます。これは1万508円になっておりまして、葛城場所での観光振興基金の利息分でございます。あと、その他のぼたん祭りの近鉄の協力金とか、物品の販売、預金利息等で122万5,873円となっております。それから支出の部で主なものに関しましては、ぼたん祭り関係、ぼんぼりを修繕したりとか、ぼんぼりの設置にかかるもので51万3,582円を支出しております。観光PR活動として73万731円、相撲の啓発事業で253万1,248円、観光振興、蓮花ちゃん関係で80万3,569円、竹内街道の活性化ということで30万1,070円、花火大会の補助として300万円、綿弓の保存会の行事に関して12万5,000円、孝女伊麻の旧跡保存会の行事といたしまして10万円、先ほど言いました「かぞくわり」の映画、これが200万円、これが主な支出でございます。歳入の合計が1,210万7,207円。歳出の合計額が1,086万3,290円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長からご答弁をいただきました。まず、新規就農者確保事業についてであります。新たな青年が、農業に本当に取り組んでいける、そういう事業として注目をしてきたわけでありますけれども、現在、1人の方が、経営基盤が確立できるように頑張っておられるということでありますけれども、5年間でありますのでね、なかなか厳しいというふうには思いますけれども、この事業はぜひ力を入れていただきたいということは、予算でも申し上げたところでございます。

予算の議論の中で、もう1人の方が相談に来ているということで聞いておりました。そのことを期待もし、現状どうなっているかということでありましたけれども、平成28年度決算においては1人ということになったわけであります。私はそのときに、やはり若い就農を目指す、そういう方々をサポートする体制が必要だと。これは行政として当然、しっかりとサポートするとともに、やはり葛城市内の農業者自身がサポートするような状況をつくっていかなければなかなか難しいのではないかと、こういうふうにお話をしたわけでありますけれども、農業者の中で、そういう新規の就農者を育成、支えていこうと、そういう方々は、やはり行政としてつくっていく必要があるのではないかと思うわけでありますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。ちょっとお聞かせをいただきたい、このように思います。次に、経営所得安定対策事業であります。

池原部長から生産調整の歴史、昭和44年からなんですね、この生産調整、私たちはよく減反政策やと、こういうふうに言っていたんですけども、政府がかわるごとに変更されてきたという歴史があるわけであります。そのような中で、全域を対象にした、いわゆる兼業農家も含めた対象から専業農家に移行してきているということでご評価をされているわけでありますけれども、池原部長のお考えでは、やはりこの事業については、方向性はいろいろあると思いますけれども、一定の成果があり、今後、専業農家向けに新たな施策は必要だというふうに感じたわけでありますけれども、そういうことなのでしょうか。それと、安倍内閣では平成30年度で終了となるわけですけれども、農水省等、国の動向は現状どのようなことになっているのか、その点も、もし把握をされているのならばお伺いをしておきたいと、このように思います。

それから、102ページの観光協会補助金ということで、観光協会の事業計画、財務の状況についてお伺いをしました。歳入1,210万円のうち、市からの観光協会に対する補助金、あるいは振興補助金等を合わせて970万円が支出をされているということであり、実際に、この観光協会そのものは、やはり市の財政支援によって成り立っているということが実態としてよくわかるわけであります。市が970万円の助成をしている中で執行された支出は1,086万円、こういう状況なんです。これを見ても、いかに市に依存した団体であるかということがよくわかるわけです。岩永課長の方から詳細に支出の費目についてもご説明をいただきました。以前にも開示請求をし、予算・決算の状況については一定の把握をしているつもりでありますけれども、改めてどういう活動をされているのかというのがよくわかりました。

そこで、これは余分なことでありますけれども、平成27年でしたか、大阪場所に懸賞金を、

15日間実施をしたわけであります。 1回6万円ですか、それが15日ですから90万円なんですかね。それで、懸賞旗っていうんですか、持って土俵の周りを回る、あれが10万円ぐらいだったというふうには思うわけでありますけれども、今聞いたら、その事業が入っていないということは実施されなかったということでしょう。余談なことですが、懸賞金は当然力士と部屋に入るんでしょうけれども、この懸賞旗というのは、あれはどうなったのか。余分なことですけども、ちょっと聞いておきたいと思います。

朝岡委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いいたします。

青年就農の今後の行政の支援の方法でございますが、平成28年度以降、国から示されておりますのが、行政からのサポート体制を構築しないと、候補者に対して県から等の補助金の交付が受けられないという形になってきておりますので、サポート体制をきちっと構築して明確化はしていきたいと思います。それと、現時点におきまして新規就農者自体も、就農塾、現在行っておりますけれども、新たに今年度9人、昨年度6人で、今年新たに3人ふえているんですけれども、その中に女性の方も含まれておりますし、そういった方々が農業に対して1つの魅力を感じていただいているということが1つの新たな希望かなという形と、やはり、1つの産業として取り組んで、今現在、就農塾の中でいろいろ勉強していただいて、農業とはそんなに簡単な、甘いものではないよと、年間365日、外に出ていろいろ作業しなければならないというのを認識していただいた中で、今、一生懸命頑張っていただいているという形の中で、今後、その方々が新規就農として、新たに業として起こしていただけることを期待して、今、頑張っていただいております。

それと、農業に伴います政策の件でございます。農林水産省そのものにつきましては、先ほど白石委員言われましたように、平成30年から転作制度は切りかわって、米の対策はなくなります。そのかわり米の加工、飼料米、また加工米については今までどおり充足していってやっていただきたい。ですから、米につきましては今までのような主食米という捉え方ではなく、飼料米等を切りかえた中で、各農業者自体は知恵を絞ってやっていただきたいというのが農林水産省の考え方です。飼料米については、全国的にはふえてきております。ですから、奈良県につきましてはヒノヒカリという形の中で飼料米、また主食米という切りかえはしているんですけども、全国を見た場合につきましては、主食米は主食米の品種という形の中でやられた中で、1つの生産実績を上げられているのが現状で、この葛城地域におきましても飼料米のこれからの収量というのはふえていくと思います。ただ、単価は主食米より格段に下がりますので、価格の体制というのが問題になってくるかなと思います。

これからの新たな施策という形の捉え方でございますが、今、ご存じのように、農業そのものは高齢化で、農地そのものを持続していくというのが大変な時代になってきております。そういう中で、これからは個人農家としての考え方ではなく、農業法人という形の中で、団体の1つの組織としてこの農業を維持していくというのが、これからの農業のあり方で法人組織、地区の集落営農もそうですけれども、そういった形の中で農地を維持すれば、その農地の所有者の方に子どもができなくても、孫、ひ孫がまた農業をしていく可能性もあります

ので、そういった形の継続性をつなげるためにも、こういった法人、集落営農の設立という のは大事な形だと思います。今後そういった形に向けて、また、行政としても法人化、集落 営農化というのは力をかけて、いかしていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永でございます。

懸賞金の件でございます。平成27年度に懸賞金として93万円支出しております。平成28年度、先ほど申したように懸賞金の方はやっておりません。この93万円なんですけれども、懸賞金1つ6万2,000円で15日間、1日に必ず1本あげるということで出しております。だから旗代という考え方ではなく、懸賞金の中に含まれておりますので、旗に関しては観光協会にはいただいていないという形になっております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、池原部長並びに岩永課長の方から丁寧にご答弁をいただきました。

今、就農塾に女性も含めて参加されて、農業にかかわる仕事、あるいは就農を目指して頑張っていただいているというお話をいただきました。また、やはり行政としてしっかりと、これからサポートする体制をとらないと事業に乗っていかないというお話もありました。当然それは、行政としてサポートする体制を整えていっていただきたい。

若干、聞きたいことが聞けなかったわけでありますけれども、行政だけでは、やっぱり私は、それはもう、現状のスタッフを見たら大変だと思います。農林課は非常に事業もしなきゃならないということで大変なんですけども、であるならば、地域の農業者、熱心に取り組まれている農業者、そして農業を守り、やはり新規就農者をつくっていこうという意欲ある人を、ぜひ募っていただいて、新規就農者を激励というか、いろいろ指導していただきたい、このように思います。その辺は、やはり最初は行政が一定のきっかけをつくらなければなかなか難しいわけで、その辺をぜひ取り組んでいただきたいと思います。現状は、そういう動きというのはないわけですね。ご答弁がなかったということはそういうことでしょう。

それから、いわゆる生産調整でありますけれども、池原部長のご認識としては、いろいろ、猫の目のように政策が変わってきて、方向性としては、専業農家に向けた政策として残っていくのではないか、あるいは農水省そのものは飼料米、あるいは加工米という形で新たな施策が出てくるのではないかというふうなことだと思います。池原部長そのものも、そういう取り組みも必要だというふうにお考えになっていると思います。しかし、なかなか専業農家だけで葛城市の農業、あるいは米を初めとした、作物を生産し、自家米を含めて消費者に提供していくということからしたら、なかなか難しい。日本の農業というのは、やはり家族農業が一定大きな役割を果たしているわけでありますから、ここのところにもやはり一定の、国がそういう方向で専業農家に向いていくというならば、行政として、やはり兼業農家を支えていく、家族農業を支えていく、そういう制度、仕組みが必要であると私は考えております。これは今後の議論で深めていただきたいと思うわけでありますけれども、確かに農地を

守るだけで大変だと、後継者がいないという状況はあるんですけども、しかしこれを突破しなければ、それこそ日本の農業というのは、本当に浮かばれないというか、どんどん衰退していく一方になってしまうわけで、ぜひ、基盤整備も大事ですけども、基盤整備以上に、やはり後継者をつくる、家族農業を含めて、この農業生産を支えていく、そういう点を考えていただきたい、このように思います。

それから、観光協会の補助金という形で、この620万円だけでなくて、ほかにもあることがわかりましたけれども、事実、この協会の会長は市長なので、やはり市長が市の施策と、商工観光にかかわる方々と連携をして、この葛城市に合った地域の振興を図るという方向を目指していただきたい。どうも、若干乖離したというか、そういう状況にあるのではないかと思います。ぜひ、阿古市長のもとで、行政と観光協会との役割は役割としてきちっと分けていかなければなりませんけれども、向いていく方向が1つなんだということで、風通しのいい協会にし、その協会運営あるいは財政運営そのものも透明性を確保するという点で、事業計画の決定過程も明確にしていただいて、よりよい団体として貢献をしていただけるように、また、我々も大いに支援をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 どうも、いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。実は私、観光協会の会長を受けております。その理由といたしまして、観光協会の運営に対してどうであるのかという、一通りの精査をやりたいという思いの中で、補助を受ける団体の長として一応就任させていただいたわけでございますけども、ですから、開示請求いただきましたら全て、過去にさかのぼって開示させていただくつもりでおりますので、いつでも結構ですからおっしゃっていただいたらいいと思います。

それと、市の観光行政といいますか、最近はどこも、各自治体、観光に非常に力を入れられています。それで、税金を投入するわけですので、当然、投資効果というのがやはり大切になるかと思います。人に来ていただいて、ごみだけ捨てて帰っていただいたらいけないわけですから、当然そこで、ある一定のお金を市の中に落としていただけるような、税収につながるような観光政策を一体として持つ必要があるという認識でおります。ですから、人を呼ぶということだけではなくて、観光に税金を投入するわけですから、それが最終的に市税につながるような形に持っていくべきであると私は認識しております。

それともう一つ、委員、非常に難しい話、農業政策のことをおっしゃいました。農業政策というのは、正直なことを言いまして国策なんです。各自治体がそれに関与する部分というのは非常に限られます。国策の中で、各自治体がどれを選ぶかということは、その自治体の立地条件ですとか、そういうようなものに非常に影響されると思います。ただ、私もよく言うんですけど、私の祖父は農業でした。多分、日本国民のかなりの割合で、近年まで、例えば農業をされていた方というのは多いと思います。ただ、その後継者になりますと必ずしも農業には携わっていない、異業種に携わっているということがほとんど、多くなってきてい

ます。これが一番大きな後継者問題、ただ、それは国策として、やはり戦後、経済成長する に当たって、やはり農業の労働者を一定の産業の方に向けたというシステムであったと思い ます。

ただ、その中で米の生産調整につきましては、戦後ですと増産計画を立てたわけでして、 その増産計画にいろいろな補助金等が各地で出ました。それで、ある一定の割合が今度はで き過ぎてしまったわけです。そうすると減反政策に変わると、ですから、国の農業政策とい うのは本当に、一定のサイクルでいろいろ変わってきます。もう30年ほど前ですが、県の農 大の校長先生と話す機会があって、奈良県の農業は何人の専業農家の方がいたら賄えると思 いますかというお話をしたことがあります。そのとき校長先生は、3,500人いれば奈良県の 農業は賄えますとおっしゃいました。その言葉が非常に、何十年と印象に残っております。

例えば、本当に農業がいいのであれば、私は農業の後継者というのはでてくると思います。 ただ、今回葛城市がやっております就農支援ですとか補助の部分、これはあくまで国策の部 分でありますので、それを導入するわけですけれども、なかなか専業農家の育成にはつなが らないというのが実情です。そうした中で、これから農地をどう管理をしていくのかという のはまた別の問題やと思います。

昨今の気象条件等を考えますと、当然、商品としての供給の部分、これからかなり厳しくなると思います。カロリーベースで日本は40%前後を推移しておりますし、お金さえ出せば外国から食糧が入ってくるという時代はそうは続かないであろう。それとやはり、農地の持っている意味ですね、これから考えますと、やはり環境という部分もかなり考えた中で農地保全を考えていかないといけない。ですから、その時代時代によって環境というのは変わりますから、その環境に合わせた農業政策のあり方というものを考えるべきだと思っています。自治体が持つ能力の中、制度の中で、自治体独自でやれる部分というのは非常に限られますけども、国の施策に有利な政策を引っ張っていくことが1つは大切かと。それともう一つは、国の政策に沿うだけではなくて、この葛城市というエリアの中でどういう農業を残すのかという考え方、独自の施策が出せるのか出せないのかというのがこれからの勝負かなという思いでございます。

委員のご質問については非常に難しい部分がありますので、短い時間で全てをということにはなりませんけども、いろいろとご意見いただきました中で、特に専業農家の方のご意見もお聞きした中で、葛城市の農業政策というのは決めていきたいなという思いでございます。 以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 農業施策について、非常に熱い意見交換があって、私も少し気になるところがございます ので、ご質問させていただきます。同じく新規就農確保事業補助金150万円でございます。

地域活性化事業においては、農業振興も1つの目標として道の駅というものがつくられたと、非常に多額の税金を投入してつくられた。これ、私、賛成をさせていただきました。理

由は、地域の、ここの農地と水と、そういう資源を活用できる産業ということで、農業者がつくって売れる場所づくりという観点から、非常に、先ほどからご意見のあった家族経営農家の販売先としての施策ということで、私は効果が十分見込めるであろうと、こういう施設がないと、家族経営の単位としてはなかなか農業振興できないんじゃないかなと思っております。

そこで私は、この道の駅の成果というものを数字であらわすとすれば、農業生産高が、この道の駅ができる前と後で伸びたよと、これが、私、果実として出てきていただきたい。それが事業効果であると確信をしておりますが、そのような効果が出ているかどうか、これをまずお尋ねします。

それから新規就農につきましては、脱落者といいますか、先ほど1名が云々と言われましたけれども、これ、私は断念をされたというふうに解釈しました。やろうとしているけども、なかなかなじめなかったといいますか、体力的になかなか続かなかったとか、それはたくさんの、私、県下の新規就農者の方で見てきました。それはやはり、先ほど部長からお話しあった、農業を甘く見てしまったと、なかなかこれで食っていくのにはしんどいと、こういうふうなことで、農業を目指す多くの若者に挫折を味わわせたと、こういうふうな事例もたくさんございます。

そこで、先ほど市長は国策で農業振興というふうなことがないと、なかなかそういう確保、支援はできないなと、こういうふうなお話でございました。当然、世界のどこへ行きましても、農業生産人の所得をカバーする補助金というのは国が出して、そうやって国内の農業を守ってきたというのが世界各国の農業振興の策であるというのは基本的にあるんですけども、葛城市に移住をしていただいて農業をしていただきたいと、こういうふうなことが、この新規就農者という1つの考え方かなと思うんですけれども、また同じようなこと言って申しわけないですけども、ある菊農家が、2年間で夫婦お二人が亡くなられて、非常に、葛城市でもトップクラスの菊をつくられた方が、もう就業できなくなった。家も納屋も全てそのままになってしまっている、こういう農家の空き家ですね、これに就農者、移住者、定住者を招き入れるというようなことが可能であるとすれば、大阪から単身で葛城市に農業をしに来ても、私は定着するかなと思います。そういう施策も、今後、葛城市の農業資源を活用する策としては有効な手法かなと思います。

もう一つは、先ほど市長がおっしゃられたように専業農家対策、これは、以前にブランド 化ということでいろいろと策を練っていただきましたけども、現段階で現実に至ってないと、 この事業について今後どのようにお考えなのか、これもお尋ねをします。

もう一つは101ページ、観光の工事請負費15節ですけども、1,206万1,440円ですか。これ、中身、ちょっと私、この報告書を見ると、これがそうなのかなと思うんですけども、成果報告書35ページのところで奈良盆地周遊型ウォークルート案内サイン整備事業と、これ、1,200万円、非常に大きな金額でございます。私が何を聞きたいかというと、こういう周遊ルートを、県を挙げて14市町で取り組まれた。わかりやすいルートを明確にするための統一デザインの看板を14カ所つくられた。現状を見ますと、看板だらけといったら失礼ですけど

も、自転車の絵を描いた看板とか、何か「斑鳩」とか書いて、これ、何を差しているのかな と。看板でありながら、何か意味がわからない。知っている人は地図を目当てに、それを順 番に行かれると思うんですけども、あっちにもこっちにも案内看板があって、その辺の、こ れは新たにどういうふうな目的で看板を設置されるのかお尋ねをさせていただきたいと思い ます。

以上です。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、道の駅、家族経営農家の販売先として今できております道の駅かつらぎが、1つの販売先として最重要であると。確かに、今現在道の駅に納めていただいている農産物としまして、兼業農家または専業農家の方がたくさん農産物を入れていただいているのは現状でございます。ただ、生産高としての数値としてそれを把握しているかということになりましたら、農業生産高としてはちょっと把握していないのが現状でありますけれども、今まで、専業農家さんにしても兼業農家さんにしても、畑の中で眠っていた作物が、新たにまた品目もふやして道の駅に出していただいているのは、農家の方から直接声も聞いて、わかっておるんですけども、それを数値としてあらわすことは、今現在把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 岩永課長。

岩永商工観光課長 商工観光課の岩永です。

ウォークルートの件でございます。こちらの方は、県内の歴史や景観を味わう新たな観光 資源となる、楽しく安全に歩けるウォークルートを構築するということで、奈良盆地をルー プ状に周遊するルートを、市町村の境界を超えてつなげて整備する事業でございます。先ほ ど増田委員のおっしゃったとおり、奈良県と葛城市ほか、14市町村が協定書を交わしまして、 共通したデザインの案内サインを設置いたしたものでございます。

葛城市においては14カ所を設置しておりまして、いろいろ案内看板があるということで、その辺も考慮いたしまして、委託料の方でも、135万円支出して、こちらの方で、実際、候補となる設置箇所について、既存の看板がどうなっているかとか、地下埋設物があるのかとか、土地所有者、管理者は誰かというような内容を調査させていただきまして、候補地を選定したというような形になっております。候補地は20カ所あったんですけども、最終、14カ所ということで、実施したのは14カ所ということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 道の駅のデータにつきましては、まだ開業して間なしですので、委員のご趣旨わかります ので、その実績等は報告をするように手配をしたいと思います。なかなか広い売り場面積で すので、葛城市内の農産物だけでは、その売り場面積を占められないという実情があるよう に聞いております。ですから、農業の育成を早くしなければいけないのかなという思いがい たしております。ただ、専業農家の育成ということにつきましたら、その道の駅の販売だけ で賄えるかといったら到底そうではないのが専業農家の規模でございますので、それはまた 別の考え方が必要なのかなという思いでございます。

それと、専業農家を目指すに当たりまして、モデル事業的なものは実は奈良県ではございます。それが「古都華」に代表されるようなイチゴの栽培も、ある種パッケージ的に、農業を営むに当たってはそういうふうな事業形態が、ある作物が1つ2つございます。それは、ある一定の投資をすれば、一定の技術援助を受けた中で、専業農家という形をとれるようなモデル事業もあるんですけども、それ以外の分野でというとなかなか、蔬菜ですとか花ですとか、そういうのを考えますと、なかなかそういうモデル事業的に、わりあいと入りやすい事業というのはないのかなという認識をしております。なすびも、今言っている1つ2つの中に入っている、その1つなんですけど、イチゴ、なすびあたりはほぼ、そういうモデル事業的なものが構築されているのかなという思いでございます。

それと、葛城市の農業について、先ほど専業農家の方にいろいろなご意見をというお話をいたしました。専業農家、後継者をいかに育成していくかということが私は大切やと思います。農業の指針の部分でございます。ただ、葛城市の立地条件を考えますと、農業を最優先するべきエリアかどうか、地区かどうかというのはまた考え方が変わってくるように思います。例えば、北海道ですとか東北ですとか九州ですとか、農産物を生産するべく、非常に恵まれた、逆に言えば人口的な構成があるんですけども、その中で葛城市が何を目指すのかといえば、やはり都市近郊農業であるべきであって、それともう一つの考え方は、これは私見ですので、あまり、これが世間一般に通じる話かどうかというのはわかりませんけども、私は、兼業農家の育成をすべきかなという思いがしております。農業だけでは生活がしにくい、でも、農業を兼業にすることによって新たに農業を始める、ほかの収入源がありながら農業を維持し、他を維持していく、そういう新規就農の考え方があってしかるべきかなと思います。

委員ご指摘のとおり、農家住宅等ございまして、農作業ができるようなところがあって、 専業ではなく兼業として農業を新たにやりたいというような考え方も、私はあってもいいの かなという思いでございます。荒廃していく農地等がございますので、そういう対策の1つ として、私見の中では持っております。そういう部分が、先ほど申し上げました葛城市に向 いた農業のあり方というのを、国とは別の考え方であってもいいのではないかと、立地条件 に合った農業の育成の仕方があってもいいのではないかという思いがしている部分でござい ます。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 道の駅については、私がお尋ねしたのは、道の駅の販売価格がどうこうじゃないんですよ。 それによって、葛城市の統計上は、税務上の話になってくるのかな、農業センサスあたりの 数字に反映するという形になるのかなと思うんですけども、そこに、結果として、下降傾向 が横ばいになったとか、そういう成果が現れてきたらありがたい、そういうふうに思います ので、先ほど市長おっしゃられたように、なかなか数字としてまだ出てくる時期じゃないかもわかりませんけども、将来的にはやっぱりそういうふうになっていただかないいと、なんで道の駅にあれだけのものをという議論がいつまでも続くことになりますので、そういう結果が出るように農業の育成支援も引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、先ほど市長がおっしゃられたように、葛城市の農業の条件ですよね、一般的に 農業の盛んなところというのは北海道とか、広い面積に、お米とか麦とかを作付する方法と 小面積で一反当たり100万円の収穫のある花卉類とか軟弱野菜とか2つの方法があるのかな と。どちらかというと、葛城市はそういう花とか軟弱野菜に向いた地形であるのかなと私は 思っています。必ずしもほかの地域より葛城市が農業の条件が低いということは私はないと 思います。なぜかというと、ほかの地域で種をまいて芽が出なくても、葛城市では芽が出る とか、私の近所の小松菜をつくっておられる農家が、何回も視察に来て勉強して帰られるが、 何ぼ教えても同じことしても、芽が出ないと言われるが、うちでは出る、これ、何でですか と聞いたら、それは土やということです。

要するに土壌ですよ、葛城市の農業としての条件がほかの地域よりもすぐれている。山があって、早く夕日が沈むとか。私は葛城市は農業振興地域じゃないですが、まだまだ、3分の1の農地を有効に使っていただく方法があるという思いをしています。なぜかというと、なすび農家は今、25件でございます。二十数軒から毎年2人、3人となすび農家はふえてきております。先ほどあった家族経営といいますか、年金といいますか、退職してからちょっと農業をしようかと、そういうなす農家が、非常に元気に農業をやっていただいている、これは県下でも珍しい事象であると聞いております。指導者も整っているということもありますし、いろいろな条件も整っているということでありますので、そういう有効な条件を活用して、ますます農業振興が図れるように行っていただきたい。それで、先ほどの答弁で抜けている地域ブランドですね。やはり葛城市の冠、これをいただいて、初めて市が農業を押しているんだと、そういうあかしにもなります。ぜひとも葛城市の誇れる農産物のブランド商標、こういうものに手をつけていただきたいなということを再度お願いしたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 農業の栽培地域として向いているのか、いないのかというのではなくて、私は土地の立地 条件を申し上げたんです。実は都市近郊であるという、そのような立地条件。委員もその辺 はもうご存じの話なので繰り返しませんけども、そういうことを申し上げたつもりでござい ます。

それと、農産物のブランド化。委員ご存じのとおり、この辺は菊の一大産地でございました。今もそうなんですけども、なかなか後継者難の状態で、後継者、おられるところはおられるんですけども、以前につくられていた戸数からしますと圧倒的に数が少なくなっております。その中で、これも私見になるのかもわかりませんけども、従前の作物を大切にするということは大切なんですけども、私が団体等の総会で申し上げているのは、今の農業は施設栽培がほとんどですので、その土地を選ばなくても、水耕栽培とかいろいろな方法がありますので栽培はできるんですけども、種苗会社と、そういう開発業者とタッグを組んだ中で、

その地域の作物を選ぶ作業というか、選んでいく作業が大切と違うのかなと思います。その ことによって新しいブランドをどうつくるのかということやろうと思います。そういうのは ちょっと時間がかかりますし、当然、民間の技術的な集団といいますか、会社とも協力した 中で、私は農業経営というのは模索されるべきだと思っております。委員のご指摘、ありが とうございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 私と市長と、農業振興に関してはそんなに考え方は違っておりませんけれども、菊であったりネギであったり、これは10年、20年の歴史じゃなしに、大正、明治、江戸末期、100年、150年という歴史の中で、やはり市場に認められて、世間に評価されて今日まで来ておると、そういう冠が、値打ちがあるのかなと。新しい作物についてはなかなか、すぐに売れるという市場というのはなかなか難しくて、信頼関係が出ないと商品化に結びつかないというようなこともあるので、並行して、新しい作物の創作というのも必要ではございますけれども、従来の伝統ある、引き継がれてきた特産品を、ぜひともブランド化、商標、冠の位置づけに力を入れていただくことをお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、続いて、ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 1点だけ質問させていただきます。

114ページ、6款土木費の住宅費です。この成果報告書の中でご説明いただいている市営住宅の改修ということで、八川の住宅と、それから観音寺田のエレベーターですね、八川はエレベーターがないのですが、この改修にかかりまして、どういったところの改修かという内容と、それからかなり老朽化している中で、今後、この住宅の募集に当たっての市民のニーズですね、ちょっと変わってきているというふうに、私もちょっと、市民の皆さんの中からお伺いしたことは、今まではハイツに住んでいたんだけども、介護にかかって、いろいろと、働けない状態の中で介護をどうしても受ける状況になって、市営住宅に入りたいということの中で、八川住宅はエレベーターもないし、車椅子もなかなか入りにくいというような、この改修の中で車椅子対応ができていくのかというような話も含めて、ちょっとこの内容について説明いただきたいと思います。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしくお願いします。

この住宅の工事の内容につきまして説明させていただきます。まず、3点給湯化工事となっております。これは、手洗い、お風呂、炊事場等の部分を改修させていただきました。それと、観音寺田でエレベーターの仕様の変更工事となっております。それと屋敷跡の空き家解体工事と、住宅跡地の水路改修工事でございます。

バリアフリー化の方は、まだできておりません。

以上です。

朝岡委員長 市民ニーズに応えることによる、そういう対策について聞かれておりますが。増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの八川住宅の方でございますが、こちらにつきましては木造の2階建てというところで、バリアフリー化、確かに今委員がおっしゃいましたように車椅子とか、これから高齢等で足腰等が弱ってきた中での生活においてどうなっていくのかというところでございますが、当然、玄関等の出入りの問題もあると思います。これからその辺につきまして、また検討をさせていただきたいと思います。今のままで車椅子で出入りをするということはなかなか困難な部分があります。かなりの改修も必要になってくるかと思いますので、今後について、どのような対策が必要なのか、住宅そのものの全体的な見直しというところにもなると思います。屋敷跡は大変老朽化いたしておりますので、この後は解体という形になってくるかと思います。観音寺田につきましてはマンション型になっておりますので、これらについては新しく改修をした中で、今後、今回はエレベーターの耐震化の仕様変更をさせていただいたというところでございますが、八川住宅等につきましては抜本的な見直しが必要になってくるというところで、これからの検討課題ということで、ご承知おきをいただけたらと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 結局、八川は老朽化している、多分、耐震基準も満たしていないものだと思いますけれども、今、市民の皆さんのニーズの中で、車椅子が入れない、そこへ持ってきて、2階になんかとても上がれない、それに比べて観音寺田はエレベーターがあるので、比較的こっちの方に行きたいと言われる希望者が多いという中で、将来的に、この八川の方の市営住宅は、若い方が入っていただくのは別にいいと思うんですけども、実際、玄関が狭く庭からしか入れないとか、いろいろと、非常に支障があるという内容の中で、全面的に、これから八川住宅については見直していただかないといけないのかなと思います。

今、この八川市営住宅が、きれいに改修されたので、平成29年度、また募集をかけて、どのぐらいの方が募集に応じていただけるのか、また、募集は何軒されるのか、実際のところ、 出入りはどうなのか、その辺の事情だけちょっとお聞かせいただけますか。

朝岡委員長 増井部長。

増井都市整備部長 ただいまの委員のご質問でございます。

今回、募集させていただきますのは1戸でございます。これにつきましては、募集の方は 締め切りをさせていただきました。今、そちらの応募者の方に関する審査等を行っておりま して、また、入居に関する審査委員会を開かせていただくというところの手順を行っておる ところでございます。

募集をするにあたり空いた後、リフォームというような感じの改修をいたしまして、募集をさせていただいたところでございます。先ほど、委員からご指摘していただいたようなバリアフリーのような改修にはなっておらず、現状の中で、美しくリフォームをしたという程度の改修をさせていただいた中で募集をさせていただいたところでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 本当に、2階建てになっていて、今建っているものを完璧なバリアフリーで入っていただく条件は整わない、これも本当は仕方ない事情なんですけど、要するに、経済的な問題があって市営住宅を求めてこられるというこの実情の中で、私もいろいろと、市営住宅の空き家対策について、これから、そういった部分と、どういうふうな絡め方をしていかれるかというところも、やはり車椅子対応もできるとか、そういったことの条件が整うんであれば、将来的に、市営住宅の空き家対策の中でも、市としていろいろと、またこれから考えていっていただいたらいいのかなと思います。

以上、実情として聞かせていただきましたので、これで結構です。

朝岡委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、6款土木費に入っていきたいと思います。時間も押してますので、個々の質問 というのは少なくして、全体的に、いわゆる道路橋りょう費から地域活性化までのこの間で、 それぞれ繰越しをされているわけでございます。

いつも同じことを聞くわけですが、繰越しした金額に対して不用額が出ている。いつも言いますように、何で繰越しに対して不用額が出るのかということです。ですから当初に、その繰越しをするときに、きちっと、どの工事については幾らと綿密にした中で繰越しをされているのか。極端に言ったらどんぶりで繰越しをして、使うときに決めたらいいと、極論ですよ、そういうような格好にされているのか。もう、8年前から同じような話をして、明確な答えが返ってこない。毎年同じことを言っているというようなことで、明確な答えを聞かしていただきたいと思います。

2点目です。道路新設改良費の負担金及び交付金で尺土第四号踏切325万2,000円、負担金としてこれを出している。昨年も聞いたわけやけど、この近鉄線の踏切の改修工事について、なぜ行政が負担しなければいけないのかというこの原点を教えてもらいたい、明確な答えが返ってこない。いつも言うように、運輸局と建設省、合併して国土交通省になった。この時点の覚書があるやろうと何遍も言ったけど、それはありませんという答えしか返ってこない。ないとしたら、何で葛城市が負担をしなければいけないのか。今、JRのように丸々行政がお金を出してする事業、あるいは鉄道会社と行政と折半でする事業、その事業であれば委託料で組む、負担金というのは、当然負担してくださいよというのが負担金の組み方で、なぜその負担金で払うのかという根拠をはっきりしてもらいたい。

それで、昨年も聞かしてもらったけども、いわゆる、葛城市の歴史博物館に入ってくる踏切、この前もバス2台で、奈良大学の勉強という形で生徒さんが訪れてきたとき、対向ができない。もう何年も前からあの踏切を広げる計画がある、いわゆる建設省と運輸省が合併して国土交通省になった段階で、前面道路、踏切を挟んで前後の道路が例えば6メートルあり、踏切は4メートルであれば、どこかの踏切を廃止して拡幅するという条件は解消しましょう、

ですから負担は行政がやってくださいよということのスタートでこの負担金が出てきた。私はそういうふうに解釈しているということは何遍も言ってるわけやけども、それは違いますと、そんな覚書はない、この踏切を拡張するにはどこかの踏切を廃止しないとできません、それの一点張りできている。本当に今も廃止しないと絶対できないのか、あるいは近鉄と交渉して拡幅できる方法がないのかいうことです。だから前例を挙げたら、踏切を廃止しないで拡幅してあるところはたくさんある、そういう例を挙げて、なぜここであれば踏切を廃止しないと拡幅できないのか、交渉の仕方によって拡幅できる、そういうことを去年も言ってきたけども、明確な答えが返ってきてない。ただ、廃止をしないと拡幅できませんという答えと、この負担金の払う理由、そんな、書いてあるもの何もないので、近鉄から言われて払いますという答えです。そやから、そこらをきちっと答えてほしい。

3つ目、会計管理者にお尋ねをします。白石委員が一般質問されたこの地域活性化事業補助金の中で、その会計管理者として金の支出をするときに、どれだけの資料というのか、どれだけのものを会計課に資料を添付しないと支払いができないのか。

例えば、1つの事業を起こします、必ず、入札をしたら契約をする、まず、契約のコピーが必要である、その次に支出負担行為、これも必要である、検査済証、なかったらあかん。 それらがすべて添付されてあってこそ、支出負担、支出行為をやっていく、支払いをしていくということになっておる。ところが、今、白石委員が指摘されている中で、検査済みがおりた内容と違うことになっている、それを支払いしてある、それについて、会計管理者としてどういう考えを持っておられるのか。

それと、例えば9月15日に工事をした。しかし事業としてはさかのぼらなあかん、例えば極端に4月まで、5月まで、さかのぼって契約したときに、支出負担行為の番号は、4月から始まって、12月までの間にいろいろな課の伝票が上がってくる、全て番号がついている、例えば今、9月に伝票を切ったとしたら、今言ってる4月、5月にさかのぼったときに番号がずれてるやろうと、その番号がずれているにもかかわらず支払いをしていくのか、それとも、原課に対して「こんなさかのぼりはできませんよ」と、これでは支払いできませんよというふうに会計管理者がおっしゃるのか。原課から上がってきたらそのまま全部払いますでは、やはり会計管理者という立場、組織の中で全然別の立場にあるわけやから、きちっとそれをやっていく。支払をとめる権限は管理者にある。しかし現実的にこの決算で上がってあるということは、支払いも全部済んでいる。その支払いの方法が、きちっとマニュアルどおりにできているのか。私は、できてないからこんな問題が起きてきたというふうにしか思われへんので、その点を会計管理者にも答えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 增井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの岡本委員のご質問でございます。繰越金につきまして、確かに6款土木費の中で、特に道路橋りょう部分につきまして、全ての目の中で繰越明許がたくさんございます。特にこの平成28年度決算につきましては、平成27年度から多額の繰越しがなされておるという現状でございます。それぞれに目的があって繰越したわけではございますが、その中にお

いて、繰越しの際に、補助事業分につきましては補助分と単独分を合計して繰越しをさせていただいたところでございますが、執行において単独分が、残った分が不用額として今回出ておるというようなものがほとんどでございます。中には、若干違う意味で執行できなかった部分もあろうかと思いますが、そういうところでご理解をいただきたいと思います。特に平成27年度から平成28年度への繰越しというのは、非常に多かったものというふうに認識しており、できるだけその事業年度で終われるように努力をしてまいりたいと思います。

それから、2点目の踏切についての工事負担でございますが、これにつきましても、当時 の岡本委員と、私たち、今の現状との違いはあるのかわかりませんけども、踏切の工事負担 につきましては、踏切内の線路区間につきましては鉄道事業者の負担となっておりますが、 その踏切、レールから外れる部分、取り合いの部分ですね、要は市道が鉄道敷を通らせてい ただいておるという中での、軌道幅から外れる部分について、取り合い部分は市の負担とい うことになっておるというところでございます。先ほど委員がおっしゃっておられましたよ うに、今、近鉄とJRでも同じなのでございますが、新しく踏切を拡幅する中でほかを廃止 しなければいけないという部分もあるわけでございますが、それ以外に、廃止しなくてもで きている部分があるやないかというご質問でございました。これにつきましては道路の拡幅 等を行い、歩道の整備を行った場合、その踏切の前後を、道路改良をすれば、その踏切、歩 道部分に関して、要は踏切を拡幅していただけるというような事例もあるわけでございます。 ですから、道路だけを広げる道路改良では踏切はなかなか広げてもらえないわけですけども、 道路改良によって、道路に歩道をつけて、きちんとその踏切を挟んだ両側をきちんと整備す れば、歩道部分についての踏切が拡幅されるというようなこともありますので、幾分、その 辺のご認識の違いもあろうかと思いますが、そういうことで、今現在確認をしておるところ でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 下村管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。ただいまの岡本委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、会計規則の中で、支出命令に添付する書類といたしまして、請求書、支出負担行為 伺い票、債務の履行を確認するあかしとなる書類、工事請負書、その他契約書写しなどとな っておりまして、決裁後の支出命令及び支出負担行為伺い書及び工事の執行伺い、契約伺い、 契約書の写し、竣工検査などの写し及び請求書の書類によりまして、それを確認いたしまし て、現在支払っているものでございます。

債務の履行を確認するあかしといたしましては、工事の完成については、竣工検査は検査 員が行っておりますので、その検査報告書の写しをもって、工事が完成した旨の確認を行っ て支出しているところでございます。また、先ほど伝票をさかのぼって、伝票番号が新しく なっている分の確認ということでおっしゃった件でございます。現状といたしましては、伺 いの番号までは確認はいたしましたしておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答えてもらいました。繰越しについては、いわゆる増井部長も4月にかわってきて、内容は把握できてない、それは理解できますが、私がお願いしたいのは、もう平成29年始まっておりますが、平成29年度は事業の繰越しいたしませんという確約を言ってくれるのかなと思っておりました。だから。平成29年以後は繰越ししませんよという言葉をいただきたい。

それと踏切の話、いろいろ、歩道を広げたらどうやとかいう答弁がありましたけども、その答弁も事実かもわかりませんが、一度二度、近鉄へ行って交渉した経緯があるのか。ただ、先輩から聞きましたとか、あるいはどこそこの人に聞きましたとかいうことでなく、実際に鉄道会社へ行って、この踏切の実態はどうなっているのか、そんな話をした経緯があるのか、私は一切ないやろうと思う。ですから理屈をこね返しするのではなく、本当に私の言ってることが間違ってるのか、間違ってないのか、直接交渉しないとそんなことは、わかりません。ただ、机の上だけでどうやこうや、国の制度がどうやこうや、そんなことは何ぼ言っても同じことなんです。ですから、やはり足を運んできちんと交渉して、それで、それだったらいけないとか、これがいけないのであればどういう方法があるのか、いろんなことを協議した中で進めていく、これが事業をやっていく担当者の考え方で、それをきちっとやる。去年もおととしからも同じことを言っていますが、誰も足を運んでない。それが今の実態です。そんなことで住民からの要望に応えられるのかということなんで、それはもう一遍しっかりと答えてもらいたい。

それと今、会計管理者の方から通り一遍の答弁をしてもらいました。会計管理者として、 白石委員が一般質問された、内容は把握していると思います、管理者として支払いをした責 任はある、今答弁されたように、きちっと伝票もあり支払いをしたが、さかのぼった番号は 知りません。こんな答弁、私に言って通る話ではない。何でそんな答弁になるねん。やっぱ り、こうやってみんな決算まじめにやってるわけやから、私が知ってるからどうとか、職員 をいじめてるとか、そんなことではなく、やっぱりほかの委員、皆知っているのかわからん けども、きちっと、ほかの委員にもわかるように説明する、これが職員です。違いますか。 それを、そんなん知りませんとかね、去年から白石委員から指摘されているわけです。白石 委員も一般質問して7月に情報公開に出したときに出てこなかった。ところが10月に情報公 開に出したら、随意契約が出てきました。それ、さかのぼってるやないかということまで指 摘されました。その分も支払いされている。だから、その支出負担行為が上がってきた段階 で、今言ったように1から順番に番号があったら、例えば今、9月15日、この伝票を見たと きに支出負担行為の番号は何番になる。例えば私が言うように、4月にさかのぼって、伺い を切りました、今切ったら、例えば4月であったら100番台の番号が出るとしたら、今9月 に伝票を切ったら100番台の番号が出るのか、出ない。何千番台になるのか何万番台になる のか知らんけども、その番号しか出ない。出ないということはさかのぼっていることになる。 そういうことを管理者として、それは言えないのかどうか知りませんが、そういう実態があ るわけです。そういうことをきちっと、会計管理者は把握してもらったら、みんなで、いろ

んな形の中でチェックをし合いながらやっていく。総務部長も皆チェックするわけです。しかし最終的に金を払う責任者は会計管理者です。会計管理者というのはどれだけの権限持ってんねん。市長が何ぼ支出しろと言われても、あきませんと言ったら払われへん。それだけの権限あるのが会計管理者や。その人がこんな答弁されたら納得できない。型にはまった、会計規則についての説明は、他の委員さんには分かるように説明するのは、それで良いと思いますが、今、指摘を受けた伝票の遡及については、何でそうなったのかを会計管理者として反省するのであれば、反省してもらいたい。このことについては、朝岡委員長から決算特別委員会の冒頭で、住民監査請求をされているので、あまり突っ込んだ質問をしないように言われておりますので、大きな見地から質問をしているつもりですので、そういう見地からもう一度答弁願いたい。

朝岡委員長 では、再答弁、できる範囲で。増井部長。

増井都市整備部長 ただいまの繰越しについてでございますが、平成29年はしないというような宣言 はなかなかできないわけでございます。いかんせん、事業におきまして事故繰越等もある可能性もございます。今の時点での繰越しについては、これから、なるべくしないように努めてまいりたいと思います。

踏切の件につきましてでございますが、踏切の方につきましても、全く直接交渉を行っていないのではないのかという指摘でございましたが、踏切の工事の負担等につきまして、毎年、踏切の工事等を要望した中で、その打ち合わせ等を行っております。本年につきましても4月、5月等に打ち合わせを行った中で、いろいろと協議はさせていただいておるところではございますが、鉄道事業者の方からの協定等もございまして、今の時点では、先ほど申し上げましたような工事負担となっておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

都市整備部長から繰越しについての発言がございましたが、若干補足をさせていただきた いと存じます。

まず、委員の最初のご質問は、繰越しに対してなぜ不用が生じているのかといったご質問から始まったかと思います。そもそも、繰越しも地方自治法で認められた1つの予算の形態ではございますが、当然のことながら、極力それはなくしていかなければいけません。まして、やむを得ず繰越しになった場合も、その必要額ついては適切に見積もって、通常の場合、これは明許繰越におきましては、いわゆる契約繰越ということで債券の範囲、額がきちっと確定をしたもとで、何らかの事情で執行が年度内に完了しなかったと、こういったものでの繰越しであれば当然繰越不用は出ないわけでございますので、逆に言いますと、どういう場合にこういったことが生じてくるかということにつきましては、いろいろな、内部での予算案の検討に始まりまして、最終、その繰越しの議案を調整をいたしまして、議会にご提案をいたしまして、それを議会でご審議をいただくと、そういった実務的な日程の部分だけさかのぼって、あらかじめ3月31日までにできるか、できないかということを見通した中で、あ

る程度見通し、予測の中でやっているものについて、最終的に、結果的に見込み違いが生じたといった場合に繰越し、あるいは繰越不用が出てまいることでございますので、そういったことも含めて、そもそも、極力現年度に予算を組んだものについては、現年度に執行すべき、あるいはその年度に明確に執行ができないことが見通せられれば、もう一度、昨年度、防災行政無線においては、一度、3月の議会で予算を減額いただいて、翌年度、平成29年度予算で再び計上していただくといったことも、事情をご説明しながら議会でお認めいただきましたが、本来であればそういったことをやってまいるのが、あくまで原則で、繰越しは例外であるということをきちっとわかった上で、理解をした上で、適切な執行に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。多分、そういったご説明をしたかったんだと思いますし、職員の方につきましても、そういったことをきちっと意識しながら事業執行に取り組んでいただきたいということを、職員に向かっても改めて申し上げながら、ご説明とさせていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 下村会計管理者。

下村会計管理者 ただいまの岡本委員のご質問でございます。その都度、契約等、あった場合につきましては、その日にちをもちまして伺いを切るようになっているわけなんですけども、実際、課によってはその契約日に伺いを切らないケースもあるんですけども、実際、いろいろなケースがございますので、今後につきましては伺いの番号も確認しながら、極端にずれているものについてはきちんと確認をしながら支払いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 3回目ということで、もう答弁はいただけませんので、こっちから一方的にしゃべるだけになりますが、まず繰越し、これは副市長からそういう答弁を受けたら、私も、そういう形でよろしゅうお願いしますと言わざるを得ませんので、そういうふうにやってもらいたいと思います。

踏切については、私、何遍も言うんやないけども、年間、何回か定時的な打ち合わせをするのか知りませんが、私の言ってるのは、この踏切ならこの踏切だけで協議をしてくださいということを言ってるわけで、もっと、いろいろな形、以前のことも、今後のことも考えながら、鉄道会社とどんどんどんどん交渉していく、バックをしたらあかん、前進のみで交渉していくと、この姿勢、これをやってもらいたいというふうに思います。

それと会計管理者も、あまり私、しつこく言いませんけども、やっぱりきちっとやってもらいたい。二度とですね、こういうことの起きないような形をみんなでしていかないと、何ぼ1人で頑張っても、これはあかん。みんな、いろいろな目があって、いろいろな人の合議があってきちっと成り立っていく、そういうことをよく自覚をして、会計管理者という立場をよく考えてもらって、会計管理者というのはどんな責任がある立場かということを考えてほしい。きちっとやってもらいたいということだけをお願いしておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、2点にわたってお伺いをしてまいりたいと思います。

第1点目は、108ページの5目の地域活性化事業についてでございます。地域活性化事業、つまり新道の駅整備事業についてであります。本事業は、一応、平成28年度をもって、本体事業はほぼ完成をし、昨年11月3日にオープンをしたところでございます。

そこで、これまで私、当初18億円の概算事業費で、3万3,000平方メートルの敷地に道路事業と都市再生整備事業で地域振興をつくる、こういうことであったわけでありますけれども、紆余曲折あって完成しているわけですけども、この間、実際に概算事業費、事業費がどのように変遷をしてきたのかということをずっとお伺いをしてまいりました。本体事業で30億円近くになっているのではないか、また、西山の方の違法盛り土の山の吸収源対策公園緑地事業など、関連事業もやられております。直近の議論の中では、合わせて約33億円、こういうところに到達をしているわけであります。しかし、いろいろ契約差金等が出てきているわけでありますので、これらの、これまでの議論の経過を踏まえて、現状、本体事業費で幾らになっているか、そして、この関連事業費で幾らになっているか、平成28年度の決算の到達点においてお伺いをしたい、もちろん、この平成29年度に入って、道の駅西側の多目的広場というんですかね、1億4,000万円の予算で発注をされ、大体、契約金額1億1,000万円ぐらいの額だったと思いますけれども、それらも含めてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、とりわけこの事業については都市再生整備事業、そして道路事業という形の二本立てでやられております。特に都市再生整備、旧まちづくり交付金事業、この事業について、ご承知のように交付金事業、基幹事業については補助率40%でございます。提案事業については20%だったと記憶をしておりますけれども、私は、この事業の進捗の中で、どうも、建物面積が非常に大きくなって、実際の図面を見てみると、提案事業の部分が非常に多いのではないかということで、当初計画している40%の、きちっとした補助金を確保できるのかというふうな心配もしまして、奈良県の地域デザイン推進課の方に、ここにおられる岡本委員と一緒に、教えていただきたいということで行った経過がございます。この、旧まちづくり交付金事業の基幹事業と、提案事業の内訳についてお伺いをしておきたいと、このように思います。

次に、112ページから113ページ、吸収源対策公園緑地事業についてでございます。この事業については平成24年から27年、5年間の事業として葛城市が採択を受けて、7カ所の公園をつくるということで進めてまいりました。当初の計画では疋田、木戸、兵家、今在家、林堂、柿本、忍海、この7カ所だったんですね。現在の状況というのは、今言った7つのうち5つは実施されておりますが、柿本、忍海は実施されていないと思います。どういうことなのかということでありますけれども、その点もお伺いをしておきたいんですけども、あと、中戸、西室という形で、特に西室については平成28年度において用地の買収工事がやられたと思うわけでありますけれども、現状の到達点というか、さっき申しました、それについて中戸、西室、そして柿本、忍海はどうなっているかということですね。事業計画にあったも

のが、やられていない部分とやられている部分があるよということ、また、これは5年過ぎても引き続いて、要望があればやっていきたい、こういうふうなことであるわけでありますけど、とりあえずこの点をお伺いしておきたい。

もう1点、平成24年、疋田の事業が行われました。このときの予算では、もちろん事業費については土木でついているわけでありますけども、その財源についても、これは吸収源対策公園緑地事業に係る交付金として出ているわけでありますけれども、その財源のうち、用地に係る財源でありますけれども、この用地費のうち、国の補助金を除く、その2分の1が地元負担として、一般寄附金で当初予算に計上をされていたという経過があります。その後、平成25年の木戸については、これは地方財政法の第4条の5の強制的割当的寄附金の禁止の規定に反するではないかという指摘を受けて、収納したときに補正予算をかけて一般寄附金で計上されたという経緯があるんです。

その後、当初はまさに吸収源対策公園緑地事業の財源として一般寄附金が充てられていたという事実があるわけですが、以後はどのような扱いをされているのか、負担金であれ寄附金であれ、地元から徴収されているのかいないのか、この点、お聞きしたい。失礼しました、まだ抜けてますね。太田、中戸が抜けてますね。太田、中戸の吸収源対策、これは基本的に道の駅の関連事業として考えていましたので抜けてしまいましたけれども、事業としては吸収源対策公園緑地事業です。この太田、中戸の吸収源も含めて、ここは全く地元からの負担は徴収していない、ここは私も確認をしております。ほかのところは、どうなっているかお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 松本建設課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。

地域活性化事業費の中の道の駅の事業費でございますが、最終、平成28年度に繰越しさせていただきました1億4,000万円を含みまして29億5,265万7,232円となっております。ちなみに平成28年度の繰越事業については、発注はいたしましたが、最終事業費が確定していませんので、予算額で入れさせてもらいました。また道の駅西側の吸収源対策事業の関連事業はこの数値には含まれておりません。

それと、提案事業と基幹事業の内容でございますが、現在、県と調整中でございまして、 詳しい数字はちょっと控えさせていただきたいと思います。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

吸収源対策公園緑地事業の、寺口・太田公園の事業費でございますが、遺跡発掘調査等々も含めまして、総額で2億7,593万2,308円となっております。

それから、次にご質問いただきました吸収源対策公園緑地事業の当初計画、7ケ大字から 柿本、忍海が抜けているのと、それから寺口・太田、それから中戸、西室が追加されている ということでございますが、柿本につきましては、地域の住民の方も交え、大字の区長も一 緒に入っていただいた中で、ここに公園整備をしようと考えているがどうかというような提 案をさせていただいた中で、地元の方から、公園整備されることによっていろいろな人が集 まってくるので控えたいという回答をいただいております。一旦は、今のところ断念をしているところでございます。それから忍海地区につきましては、歴史博物館の南側の空き地を利用してということでございましたが、あちらにつきましても、市の行事でありますとか大字の行事等々で活用することが多いということもありまして、なかなか合意形成に至っていない状況でございます。そのかわりといってはなんですが、大字から要望がございまして、中戸、西室を整備したということでございます。

それから、最後の問いでございますが、大字疋田の吸収源のときに、当初予算で一般寄附金を計上していたということのご指摘があって、それ以降、当初予算では寄附金の計上をしていないということは過去の記録等々から判断をしているわけでございますが、それ以後、強制的な徴収という意味合いではなく、各大字からの志ということで寄附をいただいているのが実情としてございます。木戸、今在家、中戸、林堂、西室といったところから、それぞれ一般寄附をいただいているところでございます。

以上です。

朝岡委員長 先程の関連事業費はわかりましたか。石橋補佐。

石橋建設課長補佐 建設課の石橋です。よろしくお願いします。

先ほど、道の駅の総事業費としまして、建設課で整備分が29億5,265万7,232円と説明申し上げました。建設課以外で、先ほど吉村課長より説明のありました、都市計画課の方で整備した分が2億7,593万2,308円、これの合計が総額になると、白石委員が問われた数字になると考えております。

以上です。

朝岡委員長 よろしいな。白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長の方から、あるいは補佐からもご答弁をいただきました。地域活性化事業については建設課所管の事業として29億5,265万円。そして、この違法盛り土の西の山ですね、これに対する吸収源対策公園緑地事業、これが、吉村課長からお答えいただいた2億7,593万円あまりということでありますので、32億2,800万円ということになって、大体私が推計していた33億円に近い数字が出てきている。平成28年度の繰越分が予算額で1億4,000万円が入っているので、その契約差金があるのでもう少し下がるかもわかりません、32億円ぐらいでしょうかね。

当初、18億円の事業が、所管の委員会に提案された、その1カ月後に提案された計画を撤回して、新たに設立委員会をつくって計画を見直すというふうなことから、そこからどんどんと計画が変わってきた。そのたびに事業費がふえてふえて、本体事業で29億5,000万円に膨らんできたということなんですね。

そして、関連している事業ですね、西山の違法盛り土の山ですね、2億6,000万円弱の工事になっているわけであります。これ、私たちが6,752通の署名を集めて、一旦凍結をして、やはり見直そうではないかというふうに、本当に、市民の皆さんのお力添えを得て、一生懸命署名を集め、市長と議長に提出をしました。残念ながら、市長も議会も一顧だにせず無視をされたという経過がございます。私は本当に、こういうやり方が本当によかったのかとい

う点を、ここできちっと、本当に肝に銘じなければならない。このことによって葛城市政が 対立を起こし、混乱に陥ったわけであります。やはり、事業執行をするに当たっては、しっ かりと議会の合意を得、市民の皆さんの一定の合意のもとに進めていくべきだという、1つ の大きな教訓にしなければならないと思うんです。ぜひ、ここはこのことを強調しておきた い。

そしてこれからまだ、いろいろ、そうやって無理をしてやってきたひずみ、それがどんどんと大きくなってきている。私、一般質問しましたから、その内容についてはここでは申しません。これは、後ですね、阿古市長並びに監査委員によって明らかにしていただきたいと思います。しかし、このまち交で実施された基幹事業と提案事業、この中身について詳細をお伺いしたかったわけでありますけれども、なかなか明確にお答えをいただけませんでした。

それから吸収源の方に移りたいと思います。吸収源、当初、どう言ってこの事業を進めてきたのか、なぜ寄附金を取るようになったのか。これは、葛城市の公共用地の取得に関する条例があります。その条例が1つのきっかけで、この条例に基づいてご負担をいただくんだと、こういうことを平成24年の予算特別委員会の中で明言しているんです。さらにどういうことを言っているかというと、当時の都市整備部長だったと思いますけれども、この事業というのは市街化区域で行う事業なんですね、吸収源対策ですから、温室効果ガスを削減していくという事業ですから市街化区域が対象だと、こう言ってたんです。だから、調整区域にいる人、ここはできないから不平等がある、不公平があると、だからご負担をいただいて、それを原資に何らかの事業をしたいと、こういうことまで言っていたんです。

だから、この事業をやるに当たっては、手を挙げていただいた大字にはご負担をいただきます、最初からそう言っていたんです。そして、平成24年度の予算では事業費と合わせて、財源の1つとして寄附金、疋田でしたから1,230万円ぐらいだったでしょうか、決算では1,100万円になっております。これが最初から一般寄附金として計上され、財源に充てられるということだったんです。これ、おかしいでしょ、強制的割当的な寄附金じゃないですか。国は地方自治体に対して、地方自治体は他の自治体に対して、また、その自治体の住民に対して寄附金を割当てて強制的に徴収してはならない、これはもう、昔々の、昭和27年にできた法律なんです。明確に違反している。そこで市は、いやいや、自発的に、任意に、喜んで寄附していただきますと言って集めています。そして今は分割して、払えないところは分割して払っているんです。違いますか、違っていたら違うと言ってください。そういう状況が続いています。皆さん、ご承知だと思うんです。

平成16年に合併しました。その後、公園をつくりました。薑、新村、北花内2カ所、笛堂、 北道穂、6カ所つくっているんです。緑化重点地区整備事業です。あるいはまち交で公園を つくっているんです。これは国の補助事業ですよ。用地の買収も、この公園整備、造成、全 部補助金でやってます。地元の負担なんて取っておりません。それを、この吸収源対策公園 緑地事業は、地方財政法違反の負担を取っている、寄附金という形でね。これはいかがなも のか。

当初の経過をお話ししました。途中で改めたことは、それはそれでわかります。新しく市

長がかわりました。この点、いかがお考えか確認をしておきたい、このように思います。ま ち交の提案事業と基幹事業、この点について、答弁を求めます。

朝岡委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの質問でございます。基幹事業と提案事業の部分につきましては、先ほ ど課長が申しましたように、今はまだ最終的な県との協議を行っておりますので、最終的な 部分についてはお答えできないというところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村都市計画課長。

吉村都市計画課長 都市計画課の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

白石委員ご指摘のとおり、地方財政法で規定はされておるところは承知しております。この事業が発足した当時、どういった考え方でやったかということもご指摘をいただいたわけでございますが、今現在、最終は西室ということでございますが、私もこの4月から都市計画課に配属になりまして、当初の大字との折衝については存じ上げておらないわけでございますが、負担的な寄附金を強制したというような事実を伺ってはおりませんで、推測でものを言うのもいけないので、これで答弁とさせていただきます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 なかなか答弁しにくいところだと思います。やはり、行政として事務事業をどのようにして、やはり議会と、あるいは市民と、この中で計画をし、それを実施するために予算をつけ、やっていくか、ここをきちっとできていない、葛城市のこれまでの事業の中身についても全く検証もされずに、思いつきで事業をしている。だからこういう矛盾が出てくるわけじゃないですか。強制的に、確かにね、それはおどし透かして、そんなことしてないというのは私はわかります。しかし、分割してまでね、自発的に、任意にというようなものじゃないでしょ。これ、いやいや、自発的、任意のものですからやめておきますって言ったらそれで済むんですか。済むと言ってくれるんやったらいいんやけど、もう、答弁できないでしょうからね、そういう内容のものなのですね。だから、これはぜひね、やはり今後の教訓として、この事業、市民ニーズがあるのは間違いありません。その市民ニーズに応えていく、そのままいくのか、いかなかったらこれまでの整合性が保てなくて、徴収しなければ返還しなければならない話になってくるから、踏み込んでいけないみたいな、そういう状況になるんですね。これはぜひ、やはり一定の時間的な経過が必要だというふうには思いますけれども、やはり、ひずみ、ねじれを解消していくという方向で、私は取り組んでいただきたいと思います。

そして、道の駅の事業についてであります。まち交の提案事業、基幹事業についてお伺いをいたしました。これ、私、県へ行ったのは数年も前だと思う。そんなときからおかしかった。どうなっているのかわからない。そういうことでしょ、ですから、これが本当に私たちが心配しているようなことにならないように、ぜひ頑張って、ちゃんと計画して、そのとおりに交付金がおりてきているんであれば、しっかりとそれを確保していただきたい、このことを述べて私の質疑を終わります。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。私の方から答えられる範囲で、まず、少しご説明をした上で、場合によったら市長の方に補足はお願いをしたいと思います。

まず、まちづくりの交付金の点でございますが、都市整備部長並びに建設課長が申し上げたとおりでございまして、本来であれば、当然事業をする中で財源対策として、しっかりともらえる交付金はしっかりといただいていきたいという方針の中でやるべきではございますが、これは既に執行が済んでいる話の中で、実は補助金、交付金の額について疑義が生じておりまして、これについては確定をするまで、不確かなことは申し上げられませんので、そういったことで、今の状況のご報告ということで先ほどのような言い回しになりましたが、実は金額について、どういった金額が適正であったかという部分について、今、県とは確認作業をしておるところでございます。これは、ふえる方向での確認作業をしているわけではございませんが、いただいた金額がそれで適正であったのかということについて、今まさに検証の作業をしておるところでございます。

それから、吸収源の話と関連いたしまして、1点だけ、法律違反を犯しているんではないかというような言い回しが委員のご発言の中にあったかと思いますので、その点についてはちょっと確認をしたいと思います。

地方財政法につきましては、そもそもこの法律の目的自体が、国と地方の適正な関係をき ちっとこの法律で整理をするという中で、いわゆる、若干くだけた言い方を申し上げますと、 国が不当なつけ回しを地方にしないと、そのためのものを規定するということで、主な法律 の条文が成り立っております。その中で、委員お述べの部分については多分、第4条の5と いうのが割当的寄附金等の禁止という条項がございまして、これにつきましては、あくまで 国が、地方公共団体またはその住民に対して、後の趣旨は委員お述べのとおりになりますが、 要は、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことがあってはならないといった規定に なっておりまして、これは、これを規定される主体が国であって、それが地方に対してこう いったことをしてはいけないという条文になってございます。ただ、ご質問あるいは問題提 起いただいた趣旨自体は、これを市と大字の関係に当てはめたときに、同じく不当な割り当 てをしているのではないかという形でご発言をいただいておりますので、その点につきまし ては、ご発言の趣旨はそのとおりに受けとめたいと思いますが、地方財政法で直接このこと を禁じておると、それに違反しているんではないかというふうなご発言の趣旨だったかと思 いますので、それにつきましては、これ、この場ですので、済みません、こちらの方が法律 の解釈を誤っておってはいけませんので、もう一度確認を申し上げたいと思いますが、一応、 条文をそのままストレートに読む限りにおいては、ちょっと違うのかなというふうには思っ ております。

私の方からは、まずは以上、お答えをさせていただきます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご意見、お聞かせいただきまして、過去の議論も含めまして、一度検討させていた だきたいと思います。この場で全てお答えできたらいいんですけども、なかなか、いろいろ 調べないといけないこともかなりございますので、ご意見お伺いいたしましたので、検討さ せていただきます。

以上でございます。

(「それはもう、言いたなるやんか。副市長がそんなん言われたら」の声あり)

朝岡委員長 一言だけ言うて。白石委員。

白石委員 地方財政法の第4条の5、私は明確にそう言いました。もちろんこれは国と地方自治体の関係を冒頭に言っておりますけれども、国は地方自治体、地方公共団体またはその住民に対し、ここから私は強調して言ったんです。地方公共団体は他の地方公共団体またはその住民に対し直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならない、こういうことなんですね。こういうことを言ってるんです。明らかに、地方自治体は、またはその住民に対して、地方公共団体がですよ、他の地方公共団体、大和高田市とか御所市ですね、そしてこの住民に対しですね、ということを言っております。

これはもう、ご紹介しました、昭和27年にできた法律です。これは、行政の石原信雄さんが言っておりますけどね、これは確かにこう言ってるんですね。国と地方公共団体、地方公共団体相互間等の財政秩序を定めた法律であるので、本条に違反してなされた寄附行為も、割り当てた地方公共団体等の政治責任は別として、私法上、有効に成立し得るものであると、こう言ってるんですよね。本条の違反行為に対しては別段制裁の規定はないが、関係者相互の良識により、その絶無を期すべきものと考える。まさに良識によってね、こういうものは解決していこうと、そうやってきたじゃないですか。ガードレールや道路の舗装でも道路の新設もそうじゃないですか。防火水槽もそうじゃないですか。やはり、そういう寄附金という形の負担金を、徐々に徐々になくしてきた。地方財政が厳しかったころ、これは一定やむを得ない側面はあったけれども、現状はそれなりの、財政的に、やはり規模があるということで、こういう法律の趣旨を尊重して、良識ある対応をしていかなきゃならないということなんですね。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどの私の地方財政法につきましての発言でございますが、これ、申しわけございません。大急ぎで条文の確認等をいたしながらご発言を申し上げましたので、白石委員のお述べのとおりでございます。先ほどの発言についての、地方財政法に関する解釈の部分については、私の発言を取り消させていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

朝岡委員長わかりました。では、白石委員、それでよろしいな。

白石委員 結構です。

朝岡委員長 それでは、質疑の時間も、予定の時刻をかなり過ぎてございますので、私の判断のもと、 引き続き、7款消防費から最後12款予備費までの説明を求めてまいりたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時49分 再 開 午後4時00分

朝岡委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

それでは、引き続き7款消防費から、最後12款予備費までの説明を求めます。 下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして7款から12款までの説明をさせていただきます。決算書の114ページをお開きください。

7 款消防費につきましては、全体といたしまして 5 億7,549万6,772円の支出でございます。また、402万8,400円を繰越しいたします。 1 項 1 目広域消防費につきましては19節負担金補助交付金で 5 億396万3,000円でございます。

2 目非常備消防費につきましては3,919万3,543円でございます。主なものといたしましては、8 節報償費で520万9,253円、11節需用費では501万5,964円でございます。

めくっていただきまして、3 目消防施設費につきましては478 π 20円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で413 π 2, 080円でございます。 4 目災害対策費につきましては2, 756 π 209円でございます。また、402 π 8, 400 π 0円を繰越しいたします。主なものといたしましては、110節需用費で463 π 5, 685 π 7, 190節負担金補助及び交付金で1, 858 π 5, 477 π 7 ございます。

5 款教育費につきましては、全体といたしまして17億2,910万4,611円の支出でございます。また、3億6,623万円を繰越しいたします。1項1目教育委員会費につきましては148万1,974円でございます。

めくっていただきまして、2目事務局費につきましては3億4,996万222円でございます。 主なものといたしましては、13節委託料で2,177万5,720円、19節負担金補助及び交付金で1,479万9,845円。めくっていただきまして、18節繰出金で1億6,540万円でございます。

2 項 1 目学校管理費につきましては 1 億5, 407 π 8, 879 円でございます。また、 3 億6, 623 万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、11 節需用費で2, 914 π 590円、13 節委 託料で1, 920 π 644円、15 節工事請負費で4, 038 π 5, 269 円、めくっていただきまして、 2 目教育振興費につきましては3, 444 π 315 円でございます。主なものといたしましては、11 節需用費で634 π 1, 659 円、18 節備品購入費で655 π 5, 772 円、20 節扶助費で1, 545 π 1, 007 円でございます。

3項1目学校管理費につきましては2億7,378万483円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で1,857万9,227円、13節委託料で671万5,344円、めくっていただきまして、15節工事請負費で2億1,764万9,907円でございます。2目教育振興費につきましては3,073万8,899円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で811万3,856円、20節扶助費で1,375万9,496円でございます。

4項1目幼稚園管理費につきましては3億4,559万4,025円でございます。主なものといたしましては、7節賃金で2,564万5,830円、11節需用費で728万3,374円、13節委託料で2,813万7,191円、めくっていただきまして、15節工事請負費で6,788万3,984円、18節備品購入費で642万9,315円でございます。2目教育振興費につきましては272万4,764円でございます。

5項1目社会教育総務費につきましては3,127万4,258円でございます。主なものといたし

ましては、19節負担金補助及び交付金で1,176万2,195円でございます。

めくっていただきまして、2目人権教育推進費につきましては304万7,360円でございます。 主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で302万3,000円でございます。

3目文化財保護費につきましては1,544万9,759円でございます。主なものといたしましては、13節委託料で472万3,866円、19節負担金補助及び交付金で999万2,000円でございます。

4目公民館費につきましては8,133万4,046円でございます。主なものといたしましては、 7節賃金で402万8,025円、8節報償費で692万2,000円、11節需用費で853万5,213円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金で1,724万3,736円でございます。

5目コミュニティセンター管理運営費につきましては846万9,499円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で237万4,901円でございます。

6目文化会館費につきましては1億3,853万988円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で2,914万9,733円、めくっていただきまして、13節委託料で3,562万6,062円、14節使用料及び賃借料で2,213万9,366円でございます。

7目図書館費につきましては5,825万980円でございます。主なものといたしましては、7 節賃金で829万1,372円、11節需用費で642万1,072円、めくっていただきまして、18節備品購 入費で949万6,934円でございます。

8目歴史博物館費につきましては5,115万2,699円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で742万1,215円、13節委託料で777万1,542円でございます。

6項1目保健体育総務費につきましては1,859万4,714円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金で1,377万7,356円でございます

2目体育施設費につきましては1億3,020万747円でございます。主なものといたしましては、11節需用費で2,068万6,800円、13節委託料で3,793万7,444円、14節使用料及び賃借料で668万8,695円、めくっていただきまして、22節補償補てん及び賠償金で2,916万円でございます。

9款災害復旧費につきましては、全体といたしまして820万3,556円の支出でございます。 1項1目治山施設災害復旧費につきましての支出はございません。2目農業災害復旧費につきましては113万7,600円でございます。

2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては706万5,956円でございます。主なものといたしましては、工事請負費で655万3,656円でございます。

10款公債費につきましては、全体といたしまして12億4,772万9,289円の支出でございます。 1項1目元金につきましては11億2,859万9,120円でございます。 2目利子につきましては 1 億1,910万3,085円でございます。

3項公債諸費につきましては2万7,084円でございます。

11款諸支出金につきましては、全体といたしまして4,771万4,447円の支出でございます。 めくっていただきまして、1項1目財政調整基金費につきましては923万9,164円でございま す。 2目減債基金費につきましては328円でございます。3目公共施設整備基金費につきましては126円でございます。4目社会福祉振興基金費につきましては7万4,147円でございます。5目緑花基金費につきましては17万1,094円でございます。6目公共公営住宅基金費につきましては2万2,917円でございます。7目教育基金費につきましては300万318円でございます。8目土地開発基金費につきましては27万6,334円でございます。9目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,626万4,212円でございます。10目ふるさと創生基金費につきましては397万9,548円でございます。11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては100万7,033円でございます。12目地域振興基金費につきましては367万9,226円でございます。

2項1目雑支出金につきましての支出はございません。

12款予備費につきましても支出はございません。

歳出合計、予算現額215億2,799万7,113円に対しまして、支出済額186億3,757万9,195円になっておりまして、また、継続費逓次繰越額といたしましては8億1,761万4,904円、繰越明許費といたしましては13億5,399万640円でございます。また、不用額といたしましては7億1,881万2,374円でございます。

以上で、7款から12款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、7款消防費から最後の12款予備費につきましての説明がございました。ただいま説明を願いました部分の質疑に入ってまいります。

質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 私からは教育費の方で1点お伺いをさせていただきたいと思います。

ページ数が何ページとかという問題ではなくて、幼稚園も含めまして小・中学校の全体としてのお話なんですけども、いわゆる小学生、中学生の数の問題です。私がちょっとお聞きしたいのは、今、私の手元に人口の年齢別で書かれたものを持っているんですけども、葛城市の場合、子どもの数が減少していくというより、例えば小学校ぐらいの数が、人数が非常に多いというふうにあらわれています。例えば12歳、13歳の子の人数を見ると、葛城市には12歳が340人、13歳が343人と載っているわけです。これがちょっと下がると、6歳になると400人を超える、7歳も400人を超える、8歳も400人を超えるということで、今の中学生の数よりもふえる、小学生の数が多いというふうな数が人口表としては出ています。

もう1点、町としてはいい傾向だなということは理解できるんですけども、この年齢別の人口表を見ていると、私、今の平成29年9月1日現在のものと、それと、ちょうど載っていたのでたまたまとったんですけども、平成22年9月1日現在のものをとりました。7年前ということになるわけです。7年前にゼロ歳だった子が、平成22年9月1日現在のゼロ歳児が307人と出ています。これが7年たつと、そのまま行くと307人なんですけども、平成29年9月1日現在の7歳の子は401人と、子どもはこういう増加の仕方をしています。

参考になるかならないかわかりませんが、昭和22年のいわゆる第1次ベビーブームの方、

一番多いのはこの年で66歳の方、572人とおられるんですけども、これは7年たてば73歳で536人に減っていると。これは普通の減少であろうかと思います。うれしい悲鳴というふうに思うんですけど、子どもの人数的な動きを見ていると、学校の教室を初め、いろいろなものが、機材を含めて大丈夫なのかなというところを、現在どう把握されて、今後どのように予測をされているか、教室にも余裕があるというものであれば、特に問題ないわけですけども、そうも思えないし、ここら辺のところをちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、委員ご指摘の人数の問題なんですけれども、実は昨年度、新庄北小学校の方が、予測的に教室が足りなくなるというところで増築をしていただきました。ほかの学校なんですけれども、1学級の定員が40名ということで、それによってクラス分けをするんですけれども、これは偏っておりまして、新庄小学校とか磐城小学校は1クラスの平均の人数なんですけども、30名を超えるぐらいで推移するわけです。ところが、忍海小学校とか残りの北小学校、當麻小学校あたりは全体の規模も小さいんですけれども、1クラスの人数も少ないんです。それはただし、北小学校の場合は、私のいた10年ほど前にしても三十何人ぐらいで推移しておりましたので、例えば5人入っても、40人だったクラスに1人来ると2クラスになって、1つのクラスが足りなくなります。ところが、磐城とか新庄とかの場合、例えば10人入ってきても4クラスがありますと、そこに2人とか3人の平均になってきて、クラス増は必要ないという形になります。そういうことで、新庄北の場合、分析をしてこれは足りなくなるという予想が出ましたので、3年ほど前からそれに従って校舎の増築の方に当たらせていただいたという経緯だと思います。

ですので、今、委員からご指摘いただいた人数の方等を使って、教育委員会でもしっかり 分析を重ねまして、早急に対応をとっていきたいというふうに思います。現在の時点では、 例えば来年、その次の年にクラスが足りないという実情はないというふうに認識しておりま す。

以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 そういう認識であればいいんですけども、ただ、今のご説明にあったとおり、誰もが思うんですけど、人口が増加している地域とそうじゃない地域と、偏りがあると思います。小学校は5つあるわけですけども、今、小学校の話をされたと。小学校の話をされて、それはどうにかなるであろうという予測をしているということでございましたけれども、冒頭に私が申し上げたように、今の中学生の数を見ているより小学校が多いわけです。今、ここで説明は求めませんけど、中学生の数よりも小学生が多いと思います。今度は中学校になると、もう同じことです。それは心配要りませんということであろうかと思いますけど、確認もしていただきたいと思います。何かあればご答弁をいただきたいと思いますけど、中学校も大丈夫ですか。

朝岡委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 今、実際の数字が手元にないから確約的なことは言えないわけですけれども、今のところ、報告を受けている段階では教室の方はいけるということでございます。ただし、今から9月10日基準で来年度の定数を決めていくという作業に、小学校、中学校ともに入っていくわけですけれども、小学校は、委員ご指摘の人口表を見れば確実にわかるんですけれども、中学校の方は100人対象がいるからといって必ずしも100人が公立のところに行かないということで、過去の実績に基づいて予測していくわけでございます。その辺のところも精査いたしまして、ご心配をかけないような計画を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。今のご時勢で言うと、私の今の質問はある意味の心配ということで質問をさせてもらっているわけですけど、町としてはすばらしいことだと思います。これはまちづくりとして、いろんな問題点をここでも話し合っていますけども、いい結果が出ているということですので、その結果に基づいて、今、教育長がおっしゃったように、早く対応していただくようにお願いして終わりたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

山本委員。

山本委員 私の方からは、8款教育費の中から、118ページ、2目事務局費の中で7節賃金です。臨時雇用賃金123万5,280円とありますけど、この内容についてが1点です。

それと、同じく教育費の中で122ページ、2目教育振興費、13節委託料、この中で小学生 スポーツ教室委託料130万4,720円とございますけど、この内容についての説明をお願いしま す。

最後1点、こちらも教育費の中から128ページ、1目社会教育総務費、この中の学校・地域パートナーシップ事業補助金というのがございますけど、こちら、成果に関する報告書があるんですけど、この中に学校教育の充実と地域、家庭の教育力向上を図るため、小・中学校に学校支援地域コーディネーターを配置し、学校支援ボランティアの派遣等を行いながら、学校の環境整備支援の活動等の推進を図ったとございますけど、もっとわかりやすく説明等を、実態、詳しく説明をよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 柏井学校教育課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、賃金の方でございますが、内訳といたしまして事務のアルバイトが121万3,280円、 それから放課後学習チューターとして2万2,000円でございます。1回当たり2時間2,000円 ということで、5名の方延べ11回についてテスト前の放課後の授業につきましてご指導をい ただいております。また、例年よりも少ない人数でございますが、それ以外の部分について は先生方の方でご指導をいただいているところでございます。

それから、続きましてスポーツ教室の内容についてでございます。こちらにつきましては、 市内小学校5年生を対象に、日本サッカー協会アスリートの派遣を仰ぎ、夢を持つこと、協 力することの大切さを、ゲーム、講話を通じてご指導いただいております。市内5小学校の5年生を対象に実施しておりまして、平成28年度に実施したものでございます。今年度も継続して実施したいと考えております。

朝岡委員長 白澤生涯学習課長。

白澤生涯学習課長 生涯学習課の白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

パートナーシップ事業についてでございますが、学校教育において、保護者の教育に対するニーズの多様化によってさまざまな職務が生じてきたり、教育改革に伴う新たな教育活動の展開などにより、学校現場は一段と多忙となって教職員の職務がますます増大し、教員が子ども1人1人に対してしっかりと向き合い、きめ細やかな指導をする時間の確保が難しくなってきているというところから、各学校の方にコーディネーターの方を派遣させていただき、コーディネーターの方を中心になってボランティアを募って、そのボランティアを中心にいろいろと活動の方をしていただいております。主な内容としましては、環境整備であったりとか、登下校の指導とか、そのような形で行っております。

以上です。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 この臨時教員賃金の中でチューター制度というのがあったと思うんですけど、これは、実際には11回ですね。私は昨年度、一般質問とかで学校の塾代の補助事業なんかも提案させていただいたんですけど、市長の答弁の中では、チューター授業なんかをして学力の低い方に対応をしているということで答弁はいただいたんですけど、果たしてこのチューター制度を、回数も少ないですけど、実際にどれぐらいの方が参加して、また、実際にその成果、11回やった中で学力の向上が目に見えてあるのかどうかというところ等をまた聞かせていただきたい

それと、2つ目の質問なんですけど、小学生スポーツ教室委託料、こちらは市内の5年生中心に、サッカーを中心に教えていただいているということなんですけど、非常にいいことやと思います。実際にその中で何人ぐらいの方を対象に、どれぐらいの回数をやっているのかということをできたら教えていただきたいと思っておりますので、よろしいですか。

- **阿古市長** ちょっとよろしいですか。チューター制度の質問の中で、そんな発言は私はしないと思う んだけど、学力の低い方にというようなことは、私は申し上げた記憶がないのですが。
- **山本委員** それは私が言ったんです。私が、学力の低い方を対象にそういうことをやっていただきたいと、そのことを提案したときに、市長は、葛城市としては、チューター制度というものを用意しているということで答弁していただいておりますので。

それでは、改めて、サッカーの、小学生スポーツ教室委託事業に関してもう一度質問しますけど、こちらは市内の小学校の5年生を中心にということなんですけど、1回開催するときに当たってどれぐらいの人数が集まって、サッカーが好きな方が集まってやっていただいているとは思うんですけど、人数的にどれぐらいの方が集まって、また、それに対して、どれぐらいの回数をやっているのか教えていただきたいと思います。今後、それを見込んだ成果というのを、どのようなものが考えられるかというのを教えていただきたいです。

あともう一つ、学校・地域パートナーシップ事業についてなんですけど、こちらはコーディネーターを配置してボランティア等を派遣するということなんですけど、どれぐらいのボランティアの数が集まっているのか。また、完全なボランティアで、お金の発生は全く行っていないのでしょうかというのを説明願いたいと思います。

朝岡委員長 柏井学校教育課長。

柏井学校教育課長 チューター制度につきましては、中間テスト、それから期末テストの前に、放課後の勉強会を実施しているものでございます。そこに、チューターとして学生の方に参加していただいて教えていただくというのが内容でございます。テスト前に行いますので、やはり集中して勉強する機会になるということでございます。チューターがなかなか参加していただけない状況の中では、今現在、先生方の方がフォローに回っていただいているという状況でございます。

それから、夢先生の方でございます。人数の方については各学年の1クラスを単位として 実施しているものでございます。去年につきましては、全部で11クラス実施しているもので ございます。

朝岡委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

朝岡委員長 今のサッカーの件ね。

杉澤教育長 はい。この夢教室、先ほど説明がありましたように、5年生、各クラスが全て受けております。それで、今、サッカーという話がありましたけれども、決してサッカーだけではございません。中心で進めてくれているのがJFLでございますので、フットボール協会なんですけれども、そこが中心となって過去のオリンピック選手とか、派遣された方とか、そういう有名な方を講師として招いて、単位は2時間単位でございまして、1時間目に体育館等に集まって子どもたちと親しんでもらうという時間、次の時間に教室に行って、その人の、1つのスポーツに打ち込んでいく中で、挫折したこともあるけれども、これだけ頑張ったらこういう結果が出るよという話を本当に子どもたちにしていただくということで、子どもたちの育成、子どもの心の育成、これに大変役立っているということで、最初は市の中で1クラス、私が現役のころは残念なんですが、実際に校長をしているときは、私の学校にはなくて、ほかの学校でやったと。でも、その後、大変子どもたちにも好評だし、聞いていて話の中身もいいということで、市を挙げてやっているという状況でございます。

それから済みません、追加で、パートナーシップ事業の話なんですけれども、これは具体的な数字、多分8年ほど前だと思うんですけど、これは白鳳中学校で試験的に始めていただきまして、要は学校と地域とをつなぐという取り組みでございました。だから、白鳳中学校で2年ほど、現在もやっていただいておりますコーディネーターの方が中心に、植栽とかそんなのを中心に、コーディネーターを中心になんですけれども、地域の方も学校に巻き込んで、校内緑化というふうに取り組んでいただきました。それが、県の制度もあったんですけれども、各校、小学校、中学校にも広がりまして、各校にコーディネーターを入れて、まずは学校の緑化の方に取り組んでくださいということで、その事業が始まりました。その緑化、

例えば学校の花壇のところ、これを計画的に植えていきましょうと、そういうふうな授業等をしていただいて、それの材料費という形で、この予算はその材料費という形でコーディネーターの方にお渡ししているお金でございまして、あと、参加している方は完全なボランティアでございます。それで、最初はそういうふうな緑化だけの仕事だったんですけれども、もっと学校と地域の方もつながろうということで、例えば家庭科のミシン実習のところに入っていただいたり、料理実習に入っていただいたりということで、今、さまざまな活動の範囲を広げていっていただいていると、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 まず、チューター制度に関しましては、前回の一般質問のときに、参加者が非常に少ない というように私は認識しておりますので、やはり、教育格差というのが最近よく出てきてお りますので、ここの部分にしっかりと学力の低い方を中心に集めてやっていただけるという ことで、しっかりと参加していただいて、教育の向上を目指していただくことを強く望みます。

次に、小学校のスポーツ教室、これは夢先生のことやったというふうに、ちょっと私は知らなかったんですけど、今、教育長の説明をいただきまして、非常にいいことやと思います。今の子どもたちは本当に夢を持っている子たちも少なくなっていると私は認識している中で、やはりそういう有名な方であったりとか、スポーツ選手とか、またオリンピックなんかに参加した方が身近に来て、話しながら、また、競技をしながら見るということは本当にすばらしいことであり、また、子どもたちにとっても新たな夢を見る可能性を大いに広める可能性があると思っておりますので、ぜひ今後とも続けていただきたい事業でございますので、よろしくお願いいたします。

最後の学校・地域パートナーシップ事業につきましても、内容を聞きまして、本当に学校と地域がつながって子どもを育てるということで、そういう事業につながるのかなということを私は認識しました。本当に白鳳中で始まって、地域の学校に広まっているということはいいことだと思いますので、今後も力を入れてやっていただきたいと強く思っております。どうもありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 それでは116ページ、災害対策費の関係ですけども、この委託料の地域防災計画の見直し業務委託料、執行した分と繰越してある分とで700万円余りあるわけですが、前回、これは平成18年につくられて、見直しで各大字を回ってもらったと思うんですが、私のところでは、葛城川が決壊したときに、避難はどこへしたらいいのかということをお願いしておりました。この地域防災計画の中に、それは反映しているのかということをお聞きしたい。地域防災計画、いわゆる災害が起きる前の対策というのか、予防というのか、もちろんそういうことを計画されていると思いますが、やはり全体的に見て、きちっと避難できるようなことを計画してもらっているのかということです。

それと、12日に1時間に100ミリという大雨が降って、私も現場へ出ていっていました。 災害対策本部がすでに設置されておりましたが、私が思うのに、災害対策本部にみんな来て もらわないとあかんわけやけど、その各課の中でも分担があるので誰か1人を先に現場へ行 ってもらい、残った者が本部へ詰める。そういう方法をしないと、いろんな電話がかかって きてもなかなか対応できない。

例えば、学校の登校をするのか休校にするのかという問い合わせが、じゃんじゃん私のところに来るけども、なかなか返事が返ってこない。だから、やはりお母さん方は、雨とかその災害の時期によって、昼に起きるのか朝に起きるのかわかりませんが、この前の12日であれば6時半ごろから7時にかけてかなりの雨が降っていたわけですので、きょうは休校ですとか、そういう判断を早めにしてやってほしい。今の職員の方々、大きな災害の経験をした人がほとんどいないような状態ではないかなというふうに思いますので災害対策というのは、経験がなかったらなかなか対応できない面もあると思います。ですから、私が感じましたのは、災害対策の中でいろんな非常食とか、各大字で機材を助成してもらっておる。私、特に今回気がついたのは、大雨が降ったら井堰が上げられていない。私も朝からくわとかを持っていったけども、上げられない。とびがあったら板も簡単に外せる。ですから、そんな高価なものでもないので、各大字に2本か3本ぐらいでも支給してやってほしい。ここに需用費もありますので、そういうこともお願いをしていきたい。

それと防災士会、補助金10万円、補助金を出しているから災害対策本部に来てもらえるというのはないわけやけども、防災士の仕事、これはいわゆる防災の関係、いろんな形で、地域で指導してもらえる資格のある人なんですけれども、例えば災害が起きたときに、今、防災士が何人おられるのか知りませんが、その人も優先的に本部の方に詰めていただくとか、何らかの方法を考えていったらいいのではないかなというふうに思いますので、その辺の考え方を。

それと127ページ、社会教育総務の負担金の中で、子ども会に関する補助金がいろいろあるわけですが、この前の総務費でもちょっと聞いたと思うんですが、団体の補助で、教育委員会として例えば青少年健全とか子ども会、地婦連とかに対する補助金の実績が記載されておりますが、実際に補助金を出している団体、今、団体の中で今年度いただく補助金以外に繰越金というのか、そういうような金が残っていないのか。例えば、残っているとしたら、ある程度その補助金は削減していく、そういうような方法をやっていったらどうかなというふうに思います。特にこの子ども会育成連絡協議会補助金、これは各大字の子ども会に、1団体何ぼという形で補助しているというふうに私は思っているわけやけども、何かこれで事業をやっておられるのか。例えば、葛城市の子ども会として、夏休み中にキャンプに行くとか、そんな事業をやっておられるのか。そうではなく、今言ったように、各大字に助成してますというふうな形になっているのか、それをちょっと教えていただきたい、以上3点。

朝岡委員長 地域防災計画の見直しからやね。

門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

地域防災計画ですが、平成18年に作成しまして、現在、平成29年度で改正させていただいている状況でございます。その中にはいろんな、新しく決まった内容等を入れ込む予定ではございます。その中で、今、委員の方より質問がありました各大字の方に行かせていただいて、その中での避難経路、避難箇所等、それをどういうふうに地域防災計画の中へ反映するかという、そういう話であったと思います。この方につきましては地域防災マップの方を作成させていただく予定でございます。その中で、地域の各それぞれの委員や防災士会も入れての聞き取り調査をして、マップの方を作成するということで行かせていただいたわけで、その内容等につきましても、各避難所等の集合等につきまして、実際この場所がいいのか、この場所以外に地域にとっては違う避難場所、そういう話も出ている地域もございます。十分精査しまして、防災計画の中に入れさせていただく予定でございます。よろしくお願いします。

それと、繰越しさせていただいたその内容ですけども、平成28年度で業務継続計画を策定 させていただいておりますので、繰越しで平成29年度、地域防災計画を策定しているという ことでございます。

それと、井堰が上げられない、とびがないということで、そういうことでございます。今 現在、大きな台風18号が来ております。昼にも有線放送等で注意の喚起をさせていただいた わけでございます。各地域、これは住民みずからが守っていただく必要もございます。なか なか行政の方がそこまで手が届かないところもございます。そういう時、とびがなかったり した場合ですけども、また、地域の中でそういう必要な救援物資、その方につきましても一 括交付金等である程度の金額をお渡しさせていただいているわけでございます。そういう形 で、地域の方で物資等を購入していただいたらありがたい、そういうふうに思う次第でござ います。

あと、防災士会の関係でございます。現在の防災士会は73名おられまして、昨年度からいろんな育成補助、また、団体補助金として10万円もいただいているわけでございます。私もこの防災士会は、地域において地域防災の核となっていただく、そういう方々の養成としまして、将来的にはリーダーとして地域の安全・安心にかかわっていただく、そういうふうなことを考えております。もちろん、地域のいろんな会合等にも防災士の方がおられますので、また地域の中でいろんな役割を果たしていただけるように、またご指導等をいただけたらありがたい、そういうように思いますので、よろしくお願いします。

それから災害対策本部に防災士が入っていただくという話でございます。現在、いろいろ そのような議論をやっていただいている次第でございます。もちろん、防災会議の中にも防 災士会に入っていただいて、いろいろ貴重な意見を聞いていることもございます。そういう ことで、災害対策本部の方にも入っていただくことについては検討させていただきたいと思 いますので、よろしくお願いします。

朝岡委員長 中井監査事務局。

中井議会事務局長 監査事務局としての立場で発言させていただきます。

ただいま、岡本委員が言われているいろんな補助金、子ども会とかいろいろ補助金があり

ますけども、監査事務局としましては、毎年11月に定期監査を実施しております。その定期 監査の中におきまして各種補助金、団体への補助金の調書というのを出していただいており ます。その中におきまして、今言われているような繰越金の多いような団体があった場合に つきましては、監査事務局の方から指摘させていただきまして、今度の予算の方に反映する ようにというような指導をしております。子ども会に限らず、全ての各種団体に対する補助 金をチェックしておりますので、その辺でご理解していただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 事業実績については、育成連絡協議会の事業実績と言われているけど。 白澤生涯学習課長。

白澤生涯学習課長 生涯学習課の白澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子ども会の方なんですけれども、事業の方は補助金の方をいただきまして、公園まつり、 ジュニアリーダー研修会、ゆめフェスタin葛城、子ども会の集いなどにおきまして、それ ぞれイベントで景品を出させてもらって、そちらの方でお金の方を使わせていただいており ます。

以上でございます。

朝岡委員長 和田教育部長。

和田教育部長 教育総務費の中の子ども会の補助金について補足をさせていただきます。

まず、127ページにございます子ども会育成連絡協議会、補助金の方でございますが、こちらが葛城市子ども会連合会というところへの補助金でございます。この子ども会の方で、先ほど岡本委員がおっしゃっておりました、毎年7月にジュニアリーダー研修ということで、キャンプの方へ行かせていただいております。また、2月、これは先ほど白澤課長の方から報告がございました子どもの集いということで、中央公民館の体育館の中で6つ、8つぐらいに区切りまして、そちらでゲームなりニュースポーツなりをするということで、子どもさんにたくさん来ていただいておるというところでございます。

それから、128ページにございます、一番上にございます地区子ども会活動助成金の方で ございます。これが、各大字にございます単位子ども会様への補助金ということでございま す。この補助金の使途につきましては、基本的には各大字の単位子ども会様で活動を行われ るための、いわゆる保険代ということでこれを使っていただいておるところでございます。 以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、門口課長の関係やけども、私が言っているのは、いろんな、地元で意見を聞いてくれたことをこの中に反映してくれているのかといって聞いているわけで、平成18年につくったときにはこうやけど、この辺に対して今どうですかといって、ヒアリングされた。そのときに、我々としても宿題を出しているので、その宿題を計画が完成するまでに反映しているのであればいいけども、計画が完成して大字が要望したものが何も反映されていないとなれば、もう言うても遅い。つくってしまったらそれまで。あと、いつつくるかわからへん、10年後かわからへん、それでは困るし、どうも、私が住んでいるところは葛城市の端で忘れら

れている大字やから、重きに置いてもらっていない。そやから余計に私はお願いをしているわけです。葛城川が決壊すれば、どこへ避難するのか。そのときに言われたのは、コミセンへ行ってください。葛城川が崩れてるのにコミセンへどうして行けるねん。ヘリコプター出してくれるのか、こんな話まで出てる。やっぱり区民は心配されている。私が住んでいるところは、昭和57年に葛城川が決壊しかけている。そのときにあれが決壊したら、県営住宅から何千戸と水害を受ける、そんな危険なところに住んでいる。せやから余計に心配しているので、そういうようなところも計画に盛り込んでいますかと聞いているわけやから、それを答えてもらいたい。

それと、とびの話もしたわけやけども、やっぱりそのときに百姓さんが持っている道具と、専門職の消防が持っている道具とは違うわけやから、とても深い川になってきたら我々の道具では届かない。そやから、そんな一括交付金とか、そんなみみっちいことを言わんと、とび1本何ぼするねんというわけや、ここで気持ちよく「わかりました。各字に出します」と言ってほしかった。そういう前向きな答えが私は出ると思っていました。1つ10万円も20万円もする道具を出せと言ったら、それはあかん。とびなんて消防署へ行ったら1本、2本くれって言ったかてもらえるようなものや。今も、土曜日に台風が来ると言われている。せやから早急に準備をしますと、こういう回答をいただきたかった。

それと、監査事務局ということで、話はあったわけやけども、それは監査事務局としては 監査する、当然のことや。しかし、団体を扱っている課がきちっと監査をして、その上で監 査事務局が監査をする。まずは、担当の課が団体に対して、本当に目的どおり使われている かどうかということを、監査を先にして、その結果、更に監査事務局が監査をする。これは 監査事務局の話であって、そんな細かいところまで監査事務局まではタッチできない。まず は担当課でチェックしていく、これが順序やと私は思います。

それと、子ども会についてはちょっと私も不勉強やったけども、いろんな事業をやってもらっているということですが、ただ、ここの事業の中で、キャンプとかをやってもらっておりますが、誰が世話方をしているのか。教育委員会が世話方をしてくれているのか、例えば、子ども会の役員さんがしてくれているのか。そこらがどうなっているのかを知りたいというふうに思います。それと、いわゆる育成補助、これは四十何万円あるわけやけども、保険金という形であって、たくさん補助金をやってくれということもないわけやけども、いわゆる行政の考え方、あるところには大きな補助金が交付され、あるところには少ないというふうな、とられるような補助金になっていると思うわけやけど、この子ども会、各大字によって助成金がかなり違うと思います。私の大字のように、やっぱり子ども会、次の時代を担う子どもやから、そこそこの補助金も出して活動してもらっている大字もあるし、そんなにうまいこといかない大字もあると思うから、そこら、補助金をたくさん出したってくれとは言わんけど、その辺も検討してもらったら一番ありがたいと思うし、そこらはどなたがいろんな支援をしてこの事業をやってくれているのか、教えてほしいと思います。

朝岡委員長 和田教育部長。

和田教育部長 まず、先ほどの子ども会でのジュニアリーダー研修会ということで開催させていただ

いております、指導者の方でございますが、教育委員会の職員、ボーイスカウトの指導者、 それから大阪教育大学の学生さんにも毎年協力を願っているところでございます。こちらの 方は、現地で星空を見ながら星の観察をするという、そういったこともキャンプ地でしてい ただいておるようなところでございます。

それから、次に地区子ども会の活動助成金の方でございますが、この助成金の算出方法につきましては、地区単位子ども会に加入されております子ども様1名400円掛ける人数というところでございます。ただ、400円掛ける人数で1万円に達しない場合は1万円ということで、こういった計算にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部長の安川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、岡本委員からのお話でございますが、まず1点、大字の方からのご意見をいただいたというのが昨年か一昨年でございますが、防災マップ、これを作成する段に各職員がそれぞれの大字の方に出向きまして、その中で、現職員ではわからない過去の状況、何十年か前にこんなことを聞いたことがあるとか、そういった話をマップに反映させるがためにそういった情報を伺ったところでございます。ただし、おっしゃるように、そういったご意見は貴重なご意見ですので、今年度繰越した事業の中で地域防災計画というのを作成する準備をしておりますので、反映できる部分につきましては、そういったところの見直しをかけていきたいと考えておるところでございます。

もう1点、とびの件でございます。一昨年、平成28年度におきまして各大字に10万円の防災用具の購入資金ということで、既に平成28年度におきましては全44カ大字、全て満額購入された大字もございますし、それぞれ、内容は防災にかかわる関連グッズということで、とび等も入っておる大字もあったかと思いますが、いかんせん44カ大字、予算もかかわることでございますので、その辺につきましては、また査定を踏まえ、市長等とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 大字でヒアリングされたことが、実際、防災マップには反映されてない。せやから今言われたように、今年度の事業で反映してもらえるのであれば、それは一番それでありがたい。特に、本当に葛城川が決壊になったときに、どうしたらいいのかということだけは真剣に考えてほしい。それはもう、常に要望しておきます。

それと、災害対策本部に、防災士が入ったらどうですかという話も、部長から答弁もらっておりませんが、災害における配備基準があると思いますが、やっぱり、こういう人らにもできるだけ協力してもらう、安全・安心を強調するのであれば、この人らに協力していただいたらもっとスムーズにいくと思いますので、そういう話をしました。

子ども会については職員で対応する、あるいは子ども会、ボランティアで対応してもらう ということでやってるということですね。それと保険金、1人400円、私の大字は6人やか ら2,400円ですが1万円になるということになる。貴重な1万円をいただいているわけで、 それはそれで仕方がない。できるだけ子ども会も、いろんな活動ができるような方法を考え てもらったら一番ありがたいなというふうに思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 防災につきましては、去年と今年でやはり状況がかなり変わった事象もあると思います。 昨今の雨の降り方ですとか、海水温上昇によりまして低気圧等が変わった発生の仕方をした りですとか、いろんな現象の中で、今年度に入りましても、かなりスコール的な雨の降り方 もしたり、いろんな事象が出ております。

先日の雨の場合も、約20カ所ぐらい浸水等、川のオーバーフロー等、葛城市内でもいろんな事象が出ておりますので、新たに今年度、防災の対応策、それを見直すに当たりましては新たな要素を加える必要があると思いますので、委員がお話になりました、その地域地域によって変わった事象も多分見えているものやと思いますので、その辺を折り込ませていただくように努力させていただきたいと思います。

それと、防災士さんを災害対策本部にというお話ですけども、これはしばらく検討させていただきたいと思います。対策本部というその組織において、私が対策本部長です。これは行政内部の組織でございまして、その中で民間の方が入っていただくのがいいのかどうかというのは、ちょっと検討させていただきたい。やはり、災害対応マニュアルをつくっておりまして、それによってどういう対策をとるということで、今年度、災害対策本部を設置するような状況が割合と多いんです。多いのが水害とか土砂の方が多いわけで、防災士さんの訓練内容もちょっと確認させていただかないといけないと思っています。各大字には防災士の皆さん方がおられ、大字で一生懸命活動されているところはございます。そういう皆さん方に、これから活躍していただく場といいますか、活動を広げていただきたいという思いの中で、今年度防災士さんの活動補助金については、先程の話と逆の話になるんですけど、補助金の上乗せをさせていただいているというような状況もございます。各団体の補助金も、決算資料も確認して慎重にやはり考えていきたいなという思いでございます。

それと、とびの件は部長の答弁のとおりでございますので、まず、各大字で1回お声を確認させていただかないと、多分いけないのかなと。その大字、大字で必要とするものも変わってくるのかなというふうに思いますので、そういう中で44カ大字、公平な形で対応させていただくという中で、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村副委員長。

川村副委員長 それでは、3点ございます。

さっき、市長の方からも、岡本委員からも言われた内容にも関連することと思いますが、 まず1点目、115ページの非常備消防費の中の報酬、消防団員報酬の中の女性消防団員の実 績、それから、消防団員の女性たちはどういうことに活躍をしていただき、また、どういっ た声を上げていただいているのかという内容も教えていただきたいと思います。 それから、117ページの4目の災害対策費の中にあります19節負担金補助及び交付金の中の県消防防災へリコプター運航連絡協議会負担費、これは264万円あるんですが、いろんな意味で広域でやっていただいている中で、葛城市にヘリポートはあるのというご質問等が市民の皆様から寄せられております。葛城市にヘリポートがあるのかなということについてもお答えいただいて、このヘリポートがどういう役目になっているのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、3点目はちょっと飛びまして、137ページの体育施設費の中にあります委託料の中の、プール管理運営委託料の中の、これは笛堂の方のプールの件で、女性の市民の皆さんからのお声なんですが、更衣室が非常に真っ暗な中で水着に着がえるという状況なんですということで、かなり悲壮な状況やと、私は聞かせていただいているんですが、子どもさんなんかを連れて着がえることも、下がべちゃべちゃの状態で、服を落とすと、もうその服が濡れてしまって、だから、子どもであれば外で着がえさせるみたいな状況やということを聞いておりますが、実際どうなっているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 女性消防団の活動から。

門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

女性消防団ですが、念願かなってようやく平成28年4月1日に11名の方で結成させてもらったわけでございます。その活動でございますが、行楽期における山林の防火活動、4月の、ちょうどゴールデンウイークのときに山へ行かれる、そういう方々の防火に関する、そういう啓発、チラシ等をお渡しさせていただいて、火の用心という、そういう啓発活動をさせていただきました。それ以外に、防火勉強会、これは机上の勉強会をやっていただいております。それと、あと保育所、幼稚園の防火勉強会、それと7月に花火の大会の警備、また、県での防災総合訓練が五條市でありましたが、その防災総合訓練の方へも視察へ行っていただいております。それと、あと防火宣伝パレードですが、11月9日前後に防火パレードがありますが、そのパレードにも参加してもらいます。また1月10日でしたか、消防の出初め式がありました。その出初め式の方につきましても参加していただきました。それと、3月に火災予防の運動がございます。そのときにも啓発活動をやっていただいたわけでございます。

ヘリポートの発着地でございますが、第1健民運動場でございます。それと、新庄の中学校の運動場、あと農村広場、この3つになっております。

運航状況でございます。運航状況につきましては、県の中で災害が発生した場合、また市町村に拡大、影響のおそれがある場合、また、災害情報の収集が著しく困難と認める場合とか、あと緊急搬送、緊急性がある場合とか、そういう場合に最も有効な活用として使われるわけでございます。運航の実態、状況でございますが、今、資料を持ち合わせでございませんので、また終わってから報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしくお願いしま

す。

ただいま、川村副委員長の質問にありましたプール管理委託料等の関連で、新庄スポーツセンターの更衣室につきましては、以前からちょっと、内野議員からもそのようなことで、暗い、それで見通しが悪いから治安的に不安があるということもお聞きしていた中で、昨年、プールが終わりましてから何回か確認させていただいて、男性と女性に大きな差異はないという我々の感覚ではあったんですけど、さすがに照明器具も蛍光灯で、今のLEDでもないので、確かに暗い部分と、それで窓もあるんですけども、やはり若干暗い。対策としましては、とりあえずロッカーが多数ありましたので、利用人数等を勘案した中で、老朽化したロッカーを中心に撤去させていただいて、その後に、荷物置きとか着がえのときに使える腰かけ用のテーブルの取りつけを男女ともにさせていただいて、今年度のプールに間に合うようには対応させていただいたところでございます。

ただ、もう1点おっしゃっていただきました足元に水がということで、排水が悪いという 認識は我々も余りないところでございますので、その辺は改めて確認させてもらって、當麻 スポーツセンターでしたら、一部マットを敷いている部分もありますので、それがいいのか どうかも踏まえて、今後検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 女性消防団のご活躍、この平成28年度、非常に活発に行われていたというふうに、今、お聞きさせていただきました。先ほど市長もおっしゃったように、防災士さんとともに、人数的にもこの女性消防団は限りがあるわけですけれども、やっぱり保育所とか幼稚園で訓練を行っていただいて、私もいろいろと、マスコミなんかでも訓練というのは大事よというようなことをお聞きしているんですけども、非常に、これだけのメニューをこなしていただいている中で、また女性消防団の皆さんが啓発等、ふだん、現場には駆けつけないということで決めていただいていますので、日ごろからPRと、やはり意識啓発をしっかりしていただく役目として再認識して、また女性消防団の皆さんの活躍の目的、そこのところはレベルを上げていただきたいなというふうに願っております。

それから、ヘリコプターです。広域にわたって被害が拡大するような山火事とか、そんなことになるような状況というのは今のところないので、そういう形では見ていないという状況ですけど、それはこれから、いつ起こり得るかわからない水害、土砂災害等に対して、またこのヘリポートというのは、みんな、ヘリポートってどこにとまるんやということを、やっぱり住民の皆様にも知っていただくということで、また、そういった報告も兼ねてしていただきたいなと思います。防災士さんの、地域での核になる防災士さんとともに、やはりこれから、どんな災害にも地元との、自治会との連係プレーというのが非常に大事だと思いますので、そういった訓練をこれからしていくという体制を持っていただきたいなと思っております。

笛堂のプールにつきましては、確かに足元が、マットとか、すのことか、そういったものをつくっていただくと、何か、衣服を落としたりして濡れてしまうとかということが、実際そういうことを聞きましたので、またその辺を再確認していただいて、ご検討をお願いいた

します。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 手持ち資料として平成27年度の防災ヘリの実績がありましたので、報告させていただいてよろしいですか。

朝岡委員長 参考までに。

川村副委員長 平成27年度ですか。平成28年度は、また後日教えていただいたら。

門口生活安全課長 また取り寄せさせていただきます。

県の防災へリコプターの運航ですが、平成11年6月から運航開始されまして、現在18年が経過しているということでございます。平成27年度の県防災へリコプターでの運航でございますが、23回の救助活動、17回の救急活動、3回の火災活動があったということを聞いております。葛城市におきましては、この防災へリが離発着したという、そういうことは、私は聞いておりませんので、そういうことは、なかったと理解しております。よろしくお願いします。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

川村副委員長のご質問でございますが、もとより市民の皆様が安心して過ごしていただけるためということで、逆に言うと、ご不安に思っていらっしゃると、その部分を通じて先ほどのようなご質問をいただいたというふうに認識をしております。ヘリコプターでございますが、もともとこちらにつきましては航空法によって規定をされておりまして、皆様のご存じのとおり飛行場、空港というのがございますが、こちらの方は常時、安全・安心に航空機が離発着できる場所ということで、そもそも確保されて管理運営されているものでございますが、それ以外の場所におきましても、例えば、災害の救助用では臨時場外離発着場というものについて、安全にヘリの離発着ができる広さを備えているでありますとか、進入離脱の角度がちゃんと確保されているでありますとか、そういったことを規定する法律もございます。その中で市内にも、常時、空港ということで運営しているところは、皆様ご案内のとおりないわけでございますが、安全におりられる場所ということであらかじめ確認をできている場所があるということについてのご報告、確認があったと思っております。

いずれにいたしましても、例えば救急搬送等が必要な場合、これは、奈良県におきましては南部の山間地域であればヘリの方が当然早い場合がございますが、葛城市におきましては地形的にも非常にコンパクトな中で、葛城市内には総合病院で救急をやっているところがございませんが、少し救急車で走っていただくと隣接の市にそれぞれ病院がございますので、そういったところに救急車で走っていただく方がむしろ早いケースもございます。そういった意味では、ヘリが有効に活用される場合には、おりられる場所がちゃんとあると。ふだんは、課長も申し上げたように、ヘリが着陸をした実績は多分ないのではないかというふうに、ちょっと記憶を踏まえてご説明させていただきましたが、いずれにしましても、ヘリを活用するよりも、多分、ほかに有効な手段があって、それについてはちゃんと対応できているというふうに認識しておりますし、その点では市民の皆様にはご安心いただきたいと、そのよ

うに思っております。

以上でございます。 朝岡委員長 副委員長、よろしいですか。

川村副委員長 はい。

朝岡委員長 それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 少し、今の関連でお尋ねします。災害用のヘリということで、ちょっと私、混乱している ので確認したいんですけども、医療用の、ドクターヘリと両方あるんですかね。それの使い 分けはどういうふうにされるのか。先ほど、防災ヘリで医療救助もやられたと、こういうふ うなご報告でございますので。

というのは、先日、御所市の議員とお話をする機会がありまして、御所市も比較的葛城市と同じく病院にも近いということで、ドクターへリでというふうな緊急性があるのかなということで、訓練をされました。非常にほこりが立って、1回、そういう練習を見たら、こんなものなんやなと、これやったら車の方が早いかと、そういう判断ができるかなと思います。 先日、広陵町長もドクターへリの試験といいますか、みんなに見る機会がありましたというような報告がございました。試験的にやるというのも1つの、市民の皆さん方に対する安心確保にもつながるのかなと、それがどこでできるのかというのが第1健民と新庄中学と農村広場と、こういうことでございますので、そういう機会をつくっていただけたらなと思います。

私の記憶では、おととしの防災訓練のときに第2健民に来た記憶がございます。それを確認しておいてくださいね、第2健民です。

それから 2 点目ですけども、122ページです。教育振興費委託料の小学生スポーツ教室委託料、この内容についてお尋ねをします。要するに、小学生に限らないんですけども、桜井市、香芝市、葛城市、非常に相撲合戦をアピールしていただいています。香芝場所も近づいております。ところが、中学校にも小学校にも相撲の教室的なものがない。わんぱく相撲とかイベント性のあるものはあるんですけども、クラブ活動的なものがないと。横綱を目指す方がおられるかどうかは別として、やはり小学生、中学生のクラブ活動の中でも、こういう教室があってはいかがかなと、こういうふうな思いをしていますので、そこのところをお願いします。

それから、137ページでございます。体育施設費の、これも委託料でございます。スポーツゾーン計画設計委託料2,317万6,800円と。これは、私も策定委員会に朝岡先生と2人、委員として出席はさせていただいておりますけれども、いろんな会議の中での提案、マックスの提案から一番小さいレベルの提案までと、3段階ぐらいに分かれていたかなというふうに思うんですけど、今後のスポーツゾーン計画の考え方等についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

朝岡委員長 スポーツ教室委託料については、先ほど山本委員の質疑で出てきましたので、そういう 見解でお願いいたしたいと思います。ではまず、ヘリポートの件。 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ドクターへりの件について、私の方からご答弁差し上げたいと存じます。まずは、従来から県で防災へりというのは持っておりました。実際、急病の方についても、例えば防災へりで一定の距離をお運びした上で、着陸をしてから救急車に引き継いで救急搬送するといったリレーはやっておりました。これとドクターへりがどう違うかといいますと、ドクターへりは、へりの中にドクターあるいは看護師が乗り込んで、しかもその一定の医療行為を行える設備もへりの中に備えて、要は、搬送しながら既に一定の医療行為を開始できるということで、そういった機能を持ったへりでございます。これにつきましては、奈良県におきましては平成29年3月21日、つい先ごろようやく導入をしたわけですが、それ以前も既にドクターへりを導入しておりました三重県、和歌山県並びに関西広域連合といいますか、大阪府のドクターへりを、これを協定のもとに共同運航をさせていただくということで協定を結んでおりましたので、真に必要な場合はそういったものでもカバーをしておったと。

現行は南奈良総合医療センター、大淀町の福神駅の近くにある、まだ新しい病院でございますが、こちらの屋上の方に大体常時とまっておりまして、何かあればこちらから出発をしてまたこちらへ、基本的には引き取って、そこで医療をしていただけるといった機能で、県の方で整備をいただいたものでございます。

それから、2年くらい前にヘリが来たんじゃないかと。これは、まさに2年前です。第2 健民の方で林野火災消化訓練というものを行いました。この林野火災の消化訓練をする中で、 訓練の一環としてヘリも参りまして、ただ、第2健民の中でいろいろポンプ車とか、いろん な放水もしておりましたので、当日は池の北側の緑地のあたりで、これはホバリングという ことで、空中にとどまりながらワイヤーでつり下げ、つり上げ、ホイストといいますけども、 これをしながら、要救助者を救助するという訓練をいたしました。私、当時、県庁の防災統 括室で、この訓練についても所管をさせていただきましたので、それとあわせましてご報告 をさせていただきます。

以上です。

朝岡委員長相撲の件は。

竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。まず、増田委員お尋ねの相 撲についてなんですけども、まず、体育協会、スポーツ少年団を通じて相撲に関するクラブ、 相撲連盟等も現在ない中でございますけども、参考に私の知るところで、先ほど増田委員が おっしゃっていただいた桜井、香芝、葛城の3市での相撲の協議会というのが発足された中 で、商工観光課を中心に相撲館で取り組んでおられるというふうにお聞きしております。あ と、わんぱく相撲ということで、県内各JCさんの方で3カ所か4カ所か、わんぱく相撲の 大会をされて、その全国大会等へ行かれている中で、葛城の所管である葛城のJCの方では、 わんぱく相撲は今現在されていないということで、今年度はその開催に至らなかったんです けども、それに向けての大会として、6月の初旬に、市民体育館でJCさんの方がちびっ子 相撲大会を開催されています。今聞いている中では、JCさんは、わんぱく相撲という形で進めたいという意向も、お聞きしていました。その中で、県内でJCとしての枠が3人か4人の枠しかなくて、葛城市の分が入るとその1つがあふれるということで、全体の協議の中で来年度以降進めるということをお聞きしておりました。

あと、もう1点のスポーツゾーン計画に伴う今後の見通しなんですけども、先ほど増田委員もおっしゃっていただいているように、一昨年、平成27年度の基本計画を策定させていただいて、それに基づく策定会議等を昨年度の5月に、基本計画の報告をさせていただいて、その後、国交省の補助金をいただきながら事業手法等の検討を業務委託させていただいた中で、増田委員がおっしゃっていただいているように、さきの策定委員会の方でもご報告させていただいたんですけど、その中でPFI事業を中心とするやり方なり、指定管理の方法でやる形の方法、2パターンと3パターンのやり方の報告はさせていただいておりますけども、それについての今後の進め方については、実際に事業計画を進める、進めないも踏まえて、今後、財政計画を今、作成中とお聞きしている中で、それを踏まえた中で、どういう形で進めるかを踏まえて、今後の検討課題ということで今のところはなっております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ドクターへリは、所定の決まった病院があり、ヘリの中で医療行為が行われる。防災ヘリで患者を搬送する場合は、病院を探して救急車に中継するので、地域によっては、救急車で搬送されたほうが早い。確かに早いのですが、搬送する病院が決まらなく、なかなか出発しないので、それが市民にとってはいたたまれない。それによって後遺症が出たとか、非常にそういうことが言われているので、前に質問したときにはドクターカーの質問をさせていただきました。その車が1台あるとは聞いていますけども、しっかりと活用していただいて、即座に治療に当たっていただけるような、そういう体制をとっていただけたら、ドクターへリが来るとか来ないとか、そういう地域じゃないなというのは私も同感でございますので、逆に、ドクターカーの充実を今後図っていただくようにお願いしておきます。

それから相撲については、これは先ほど課長にお話しいただきましたのは、わんぱく相撲にしても、JCによる大会にしても、これは全て大会なんです。往年のアスリートから言わすと、日々のトレーニングがあって大会があると。そういう日々のスポーツの中に相撲もサッカーもいいですし、いろんな競技もいいですけども、こういう、相撲発祥の地と言われる葛城市にそういう教室、相撲を特技とする小学生であったり中学生、両方の中学校には相撲の土俵がございますね。クラブ活動の中でやられていない、もしくはそういう大会も、過去にはあったように聞いていますけど、今はないと。そういう競技も、いろいろと学校の先生の残業の問題があって、クラブ活動は週3日に制限するとか、何かそういうふうなことも報道で報じられて、クラブ活動に相撲部をつくったらという、安易にそういう発言は控えますけども、そういう相撲の芽をつくっていただけないかなということでございます。

それからスポーツゾーン、これは先ほどちょっとお話しになられましたけども、確認だけ しておきたいんです。これがまだ、やる、やらないの段階やと。私は、3つの案のどのレベ ルにするのかなというところまで行っているのかなというふうな感じで会議の内容を聞いていたんですけども、せめて、もうやる、やらないぐらいのご判断もあってしかるべきかなというふうに思うんですけども、それをもう一度お尋ねさせていただきます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 まず、ドクターへリの方から。私はケース・バイ・ケースやと思います。例えばけがなり、 その症状が出た方の様子によって、どれを選択するかという選択肢の1つであるという思い です。当然、症状によっては特殊な病院へ運ばないといけないということもあるかもしれな いし、必ずしも葛城市にとって必要ではないということではないと思います。そういう意味 においてヘリポートの設置場所も決めているということでございます。

それと相撲教室の方、ちょっとこれは確認させてください。以前は相撲館の方であったように記憶しております。それが今、現状どうなっているのかというのはわかりませんし、中学校等でも、クラブ活動はなくても大会には出られているというような経緯もあったように思いますので、その辺はまた、現状は後ほど確認したいと思います。

それと、スポーツゾーン計画なんですけども、一応、委託費用をかけまして、計画自身はでき上がってきたわけなんですけども、先日、簡易的なものではございますが、財政計画に付随する資料として、当初計画にオリンピック対応ということでしたので、その部分を入れさせていただいて、ごらんいただけたと思います。一応、原課の方に説明しておりますのは、なかなか厳しい状況になるであろうと。その中でも現状のコミセン及び市民体育祭が行われる第1健民グランドの整備等は、やはりリニューアルをやっていかないといけない、その事業についてこれからどの程度の費用を捻出できるのかということも考えた上で、考えていくべきではないかというようなことを申しました。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 市長からのご答弁、ありがとうございます。そういうことやと思います。もう、手が切れて、これを手術するには大阪の何とかという病院しかないというのには、やっぱりドクターへりで運んでいただくとかということも必要になってくるかと思いますけれども、ただ、いろんな救急体制の充実を図っているという手法として、ドクターへりもあれば、ドクターカーもあれば、救急車もあればと、いろいろな方法があるということを市民の皆さん方に周知をしていただくということも必要になるのかなというふうに思います。

それから、相撲につきましては、やはり私の希望としては相撲部みたいな、相撲の四股を踏むわんぱくがどこかにいてほしいなという思いでございます。私も孫ができたので、もし相撲をしたかったら、今の体格からいったら相撲みたいな体格をしているので、相撲を志す少年がいてもいいのかなと思います。また、私の同年代ぐらいの人にも、インターハイで入賞した相撲経験者もOBとしてたくさんおられるというふうにも聞いていますので、そういう人らの指導も仰ぐ機会があるのかなというふうに思います。

それから、スポーツゾーンにつきましては、今の市長の発言からいくと、計画が小さくなるかもわからないけども、やる方向で今、鋭意努力していると、こういうふうに解釈しておきます。

(「それは、リニューアル的なやつですね」の声あり)

増田委員 そうですね。私も見る限り、コミセンに行っても豪華な応接室みたいなのがあるけど、あれはあそこでどうやって使うのかなというような、現状、なかなか使用しづらそうな、当時の立派な施設が使わないような状態でほってありますので、勝手のよい使い方にリニューアルをしていただくことも含めて、それから芝生については、長年たって、大体40センチか50センチぐらい、当時の地面から目土によって高くなっているということも聞いていますので、一番適したスポーツゾーン計画を進めていただくようにお願いしておきたいと思います。以上で終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、まず消防費の方からお伺いをしてまいります。

歳出の114ページでございます。1目の広域消防費という形で5億396万3,000円、報告書 では職員48人分の人件費、消防組合本部への繰出金、消防施設管理費等という形で、前年よ り4,000万円ぐらいふえてきているんです。平成27年度の負担金は一応、基準財政需要額の およそ76.2%ぐらいだったものが、今回、平成28年度決算では80%程度に膨らんできている わけです。広域消防になってそんなにたっていないわけでありますけれども、この間の火事 等において、広域消防になってよかったというメリットが感じられないという、そういう状 況があるわけです。その中で、負担金だけはどんどんふえていくと。とりあえずは自家賄い でいくわけですけども、この負担金が、それこそ基準財政需要額そのまま、6億2,600万円 ぐらい出ていってしまうというふうになれば、これはそれこそ財政的に言っても、葛城市で 単独で消防署を持っていたというようなことを思ったら、大きな費用負担になってくるわけ で、それを、負担がふえるならばふえるなりのやっぱりメリットがなければ、広域化してよ かったということに全くならないんです。この間、プレミストの、6階でしたか、火事があ りました。はしご車が来なかった。そのために住民の方がお亡くなりになったというのもあ りますし、本当に、広域消防が駆けつけるスピード、時間というのが非常に遅い、その上に、 土地勘のない方が現地の指令として指揮をとるわけですから、当然消防団との連携もうまく いかなくて、疋田の村の中の火事では、これは本当にほとんど燃え尽きてしまったと。犠牲 者も3人出た。本当に痛ましい火事が起こっているわけですよ。死者が出たのは、本当にこ の間、私、合併後、広域消防になるまで記憶がないです。それがこういう状況になっている わけであります。救急については、確かに大和高田の方から笛堂でしたら、本当に近くのと ころから駆けつけてくれる。これはよかったなと思っていたら、今度は、支所というんです か、これを統廃合していく、なくなってくるというようなことが決められてきているわけで、 その救急の方のメリットも本当に薄くなってくるわけです。私が感じるには、これだけの費 用、5億円を超える費用になってきた。大体4億円台で今まで来ていた負担金が、基準財政 需要額の8%、これがどんどんふえてきたら、これはもう大変なことになりますし、これだ けかけたメリットが出ていない。この辺どのようにお考えになっているのか。市長は広域消 防組合議会の議員でしたでしょうか。

それこそ決算特別委員会、予算特別委員会で署長、本部長が来て、いろいろ議論できたんですけど、予算・決算特別委員会で全く議論できないんです。それこそ、分厚いオーバーの上から背中をかいてるようなもので、この間、幾ら言ったって改善されているという、そういう状況が見えない。この間、北花内で材木屋さんの火事があった。その時広域消防からいっぱい来ましたよ、しかし全然統制がとれていないです。もう、こんなので本当に大丈夫なのかと思うんです。この点、誰がその現状をどう認識され、どのように改善に取り組んでおられるのか。責任あるご答弁できる人がここにおられますか。

消防団との関係も、これは大事なことなんです。やっぱり消防団が、それこそいち早く駆けつけて、団長のもとに、まず初期消防で頑張ってもらう。そこへこの広域消防が駆けつけて、系統的な、科学的な、合理的な消火にあたっていくわけで、そういう連携が全くうかがえない。私の近所で火事が2件ありました。もう、1件は手のつけようもないような火事でした。もう1件は、それこそ近所の人が真っ黒になって、住人がいなかったからよかったですけども、やっぱり類焼しないように頑張っておさまったんです。これはどうなっているんやと。今までの消防団、消防署と違う。その点をお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、増田委員からスポーツゾーン計画についてご質問がありました。私も関連をしてスポーツゾーン計画、これは、計画は計画として、やはりつくったものはつくったものとして、これはそれなりに尊重しなければなりませんけども、私は、これは1つの契機として、葛城市のスポーツ施設、やっぱり全体そのものをどのように維持管理していくのかということがやっぱり大事だと思うんです。とりわけ新町のスポーツゾーンが1つ、これは大きな対象なわけでありますけれども、増田委員も言われたように、それこそ奈良県では珍しい、貴重な天然芝のグランドが、ピッチが2面あるんです。これは国体のときに設置されたものですから、非常に傷んでもいますし、競技者が本当にすばらしい技術を駆使して、本当に頑張れるかといったら、とても危険なピッチになっているんです。今はまだスポーツ少年団とか、体重の少ない、そういう人が、子どもたちがやっているからまだましなんですが、これが中学校、あるいは高校生、社会人なんかになったら、これはけがします。

芝の管理、これだけの財産があるんだったら、やはりきちっと管理しなければならない。もう雑草がどんどん生えてきている。確かに刈っちゃったらわからない。体育祭前になったら一斉に刈るわけです。そしたら、きれいな芝やなとなるんだけども、実際は雑草がいっぱいですよ。それこそ、昔はと言ったらあれですけども、職員が、あるいはスポ少の子どもたちが草を抜いて雑草を取っていた。コートに対する愛着とか、コートはちゃんと維持管理するんだということで取り組んでいたんですよ。それが今は恥ずかしい。確かに、大会があるときは業者を呼んで刈ってもらう。これで格好がつく。しかし、私らからしたら本当に恥ずかしい。誇れる天然芝のピッチだったものが本当に惨たんたる状況になっている。1つは、やっぱり職員が、サッカーだけのピッチだけと違います。テニスコートにしても体育館にしても、どこにしてもみんな競技をするわけですから、やはり安全で安心して全力で取り組める、そういう施設をつくらないと、維持管理をしていかないと、これはけがしますよ。しか

し現実には、阿古市長には悪いですけれども、人員、スタッフ、その手腕なり、スポーツ競技を経験し、設備、道具の大切さがわからなかったら、なかなかそういうところには行かないです。そういう人材を育てていくということをしていかないと、芝の管理なんていうのは、これはやっぱり経験がなかったらできないですよ。業者任せで、しかも今は造園屋さんに任せているんでしょう。ところが、福山ナンバーの車が2台とまっていて、芝を刈ったりしているんですよ。福山ってどこですか、広島じゃないですか。地元の造園屋さんが、やっぱりちゃんとこの芝の管理計画、仕様がどうなっているのかわかりませんけれども、ちゃんと見てもらわないと。どんどん悪くなっていきますよ。職員だってそんなのやっているだけの時間がない。任せるんやったら任されるように、やっぱりそれなりの業者を入れないと、そんなの維持できないですね。これが1点。

それから、この芝のグランド、あるいは野球場、この夏休みなんかは子どもたちが本当にいっぱい来てするんです。お父さん、お母さんと一緒に、おじいちゃん、おばあちゃんもついてたくさん来るんです。駐車場はどこにあるか。南の、葛城市の事業用用地なんです。そこへ皆、たくさんとめるんです。そこからどうしてグランドまで行くんやと、ピッチまで行くんやといったら葛城川の左岸道路です。ちょうどテニスコートの北側の道です、一番狭いところ。蓋の方から笛堂に向かって真っすぐなので車はすごいスピードで走っていきます。そこへ子どもたちが、お母さん、お父さんと一緒に、クーラーやテントですか、そういうものを持ってごろごろ押して行かれます。これ、いつ事故が起こるかなと。私、毎週土曜日はテニスの練習会に行きますから、いつも見るんです。これは怖い。そういう状況を職員の皆さんは見てほしい。ただ大会運営で、事務局的にやるのではなくて、そういう実態を見て改善を提案していただきたいというふうに思うんです。

コミセンもそうです。コミセンも年に数回はお借りして総会をしたり、やっぱり打ち合わせをします。障子が破れて、網戸も本当に傷んでいます。本当にこれはちゃんとしなきゃならない、老朽化もしているということです。

テニスコートでもそうですよ。ベースラインのバックプレーヤーが、ネットプレーじゃない方、そこからサーブをしたりグランドストロークをするわけですけれども、もう、使うところは段差ができたり、広がったり、これはやはり危険だということなんです。だから、コミセンあるいはスポーツセンターで、単に施設をお貸しして回していくということではなくて、大事なピッチや体育館やコート、それをきちっと維持管理してもらうということが大事だし、やはり環境を整えていただきたい。

そういう意味で、私はとてもこんなスポーツゾーン計画はできない。31億円、20億円、10億円かかる事業はできない。しかし、このスポーツゾーン計画を契機にして、ちゃんとした環境整備をしていただきたい。これ、あそこの左岸道路なんて、本当に改修しようと思ったら大変なお金ですね。だからこれはスポーツゾーン計画と別になるかもわかりませんけど。やはり、あそこはひとつ、葛城市の新町ということではなくてスポーツゾーンとして整備をしていくということは、やはり大事なことだというふうに思います。この辺、体育施設の維持管理、スポーツゾーン計画とあわせて今後どのように取り組んでいかれるか、これは、原

課ではなかなか答えることはできません。市長もなかなか、やはりお金がかかりますからお 答えしにくいと思いますけれども、お答えいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 市長に就任いたしまして2回、運営協議会の方、実は広域消防の方で参加させていただい ております。

葛城市の議員も1名、広域消防の議員ということで会議に出ているように思います。私の方は運営協議の方ですので、また別のところで各市町村の代表の、市、町の集まりの中で発言をさせていただいているところでございます。ただ、現場につきまして、私が責任者ではございませんので、1つ1つの事象についてどうである、ああであるという答弁はちょっとできないんです。広域消防の組織づくりにおいてどうであるかという協議はしておるんですけども、現実、消防署ごとの消防活動についてはただ、意見は申し上げておりますけども、答弁する立場にはありませんので、一度その機会を持たないといけないのかなという思いでおります。消防署の方から来ていただいて、実際にどうなんだという話を、現場の対応の話をやはり広域化になることでどうなっているんだというようなことも含めまして、させていただける機会を、議会の方と1回また相談させていただいて、持ちたいと思います。

それと、もう一つのスポーツゾーン計画の方につきましては、先ほど増田委員からも質問があったんですけども、考え方は、答弁としては同じなんです。現状ある施設をどうしていくのか、どうリニューアルをしていくのかということは考えていきたいと思います。その中でやはり財源を伴いますので、補助金をもらえる形で、年次割をしていきたいという思いで計画していきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長からご答弁をいただきました。現状、具体的な事実に基づいて、広域後のいろんな火事の件について取り上げてみました。現実は、私が申し上げたとおりであります。これまでは消防本部長が来て、そして署長が来て、これはどうであったのかと、消防団との連携がどうなっているのかという話ができたわけですよ。ところがもう、全く現場の声が届かないという状況なんです。これはぜひ改善をしていただきたい。そして、広域消防と消防団が日ごろから意思疎通をし、いざとなったときに連携をして、誰が初期消防を担当し、誰が指揮者をやって、そして広域消防が来れば、その後はどうして消火に当たるんだと、市民の命を守るんだと、周辺の人たちの財産を守るんだということをちゃんとやれるようにしていただきたいと思います。ぜひ、機会をつくっていただきたい。消防署の支所もだんだんなくなってくるわけですよ。近くから出動しますと言ってきたことが、それがなくなってしまったら、元の木阿弥になっちゃうんですね。こういう声を私はぜひ伝えたい、伝えなければならないと思っています。

スポーツゾーン計画は、市長からも年次計画を立てて、老朽化したものをリニューアルしていくというお答えをいただきました。当然、リニューアルは大事なことですし、市民の皆さんのいろんなご要望も含めてやっていただきたい、こういうふうに思いますけれども、施

設設備というのは、金をかければ何とかなるんです。しかしそれを維持管理していくのはやっぱり人なんですよね、職員なんです。職員だけじゃだめですね、体協とか、そのスポーツにかかわる人たちを含めて、施設の維持管理について関心を持っていただき、職員と一緒にいい環境をつくっていくということをしていただきたい。私たちは本当に、このコートにしても、無償で貸していただいているんです。コートの周りが草ぼうぼうになってきたら草をひく、屋敷山のテニスコートでしたら、年に2回ぐらいはにがりを入れてちゃんと整備をする、ラインも自分たちで引く、なかなか真っすぐ引けませんけど、そういうことをしないと、やはり維持管理できません。しかし、基本は職員が本当に真剣にスポーツの振興、底辺を広げていく、あるいは競技力を高めていく、そういうことに貢献できる施設をつくっていくという、そういうやる気を持って取り組んでいただくことだと思います。

以上です。

朝岡委員長 それでは、かなり時間もまいってございますので、引き続き、歳入の質疑に入ってまいりたい、このように思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後6時12分

再 開 午後6時25分

朝岡委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

それでは、ただいまからは歳入の説明を求めてまいります。

下村会計管理者。

下村会計管理者 会計管理者の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算書事項別明細書の歳入の説明を申し上げます。12ページをお開きください。なお、説明につきましては備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。左から款、項、目、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、備考となっております。

1 款市税につきましては、全体といたしまして40億3, 638万7, 229円の収入でございます。 1 項1目個人税につきましては、現年分、滞納分合わせまして15億5, 111万2, 097円でございます。 2 目法人税につきましては、現年分、滞納分合わせまして269, 792万6, 500円でございます。

2項1目固定資産税につきましては、現年分、滞納分合わせまして18億6,920万8,349円でございます。2目国有資産等所在市町村交付金につきましては292万6,900円でございます。3項1目軽自動車税につきましては、現年分、滞納分合わせまして8,795万8,727円でございます。4項1目市たばこ税につきましては2億2,725万4,656円でございます。

2款地方譲与税につきましては、全体といたしまして1億189万8,000円の収入でございます。1項1目地方揮発油譲与税につきましては2,976万3,000円でございます。

2項1目自動車重量譲与税につきましては7,213万5,000円でございます。

3 款利子割交付金につきましては747万1,000円の収入でございます。 1 項 1 目利子割交付金につきましては747万1,000円でございます。

4 款配当割交付金につきましては2,875万7,000円の収入でございます。同じく1項1目配 当割交付金につきましても2,875万7,000円でございます。

めくっていただきまして、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1,497万円の収入 でございます。

- 6款地方消費税交付金につきましては5億2,270万6,000円の収入でございます。
- 7款自動車取得税交付金につきましては2,484万2,000円の収入でございます。
- 8款地方特例交付金につきましては3,451万6,000円の収入でございます。
- 9 款地方交付税につきましては、普通地方交付税、特別地方交付税合わせまして41億 5,193万8,000円の収入でございます。

10款交通安全対策特別交付金につきましては400万4,000円の収入でございます。

11款分担金及び負担金につきましては、全体といたしまして2億3,536万5,640円の収入でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては366万円でございます。めくっていただきまして、2目土木費分担金につきましては収入はございません。3目災害復旧費分担金につきましては46万3,860円でございます。

2項1目民生費負担金につきましては2億3,124万1,780円でございます。

12款使用料及び手数料につきましては2億1,177万144円の収入でございます。1項1目総務使用料につきましては1,167万3,069円でございます。2目民生使用料につきましては38万4,000円でございます。3目衛生使用料につきましては653万円でございます。4目農林商工使用料につきましては325万7,460円でございます。5目土木使用料につきましては、7,204万4,315円でございます。6目教育使用料につきましては2,362万8,462円でございます。

めくっていただきまして、2項1目総務手数料につきましては1,260万5,558円でございます。2目民生手数料につきましては収入はございません。3目衛生手数料につきましては8,108万5,880円でございます。4目農林商工手数料につきましては1 万6,600円でございます。5目土木手数料につきましては54万4,800円でございます。

13款国庫支出金につきましては26億3,332万7,019円の収入でございます。1項1目民生費 国庫負担金につきましては13億800万6,661円でございます。めくっていただきまして、2目 災害復旧費国庫負担金につきましては261万6,000円でございます。

2項1目総務費国庫補助金につきましては1億1,457万8,671円でございます。2目民生費国庫補助金につきましては3億5,630万6,225円でございます。3目衛生費国庫補助金につきましては3億2,488万4,000円でございます。めくっていただきまして、4目農林商工費国庫補助金につきましては737万6,292円でございます。5目土木費国庫補助金につきましては5億424万4,372円でございます。6目消防費国庫補助金につきましては27万4,000円でございます。7目教育費国庫補助金につきましては485万4,000円でございます。

3項国庫委託金につきましては1,018万6,798円でございます。めくっていただきまして、 1目総務費委託金につきましては25万2,000円でございます。2目民生費委託金につきましては993万4,798円でございます。

14款県支出金につきましては8億2,186万2,709円の収入でございます。1項1目民生費県

負担金につきましては5億787万4,157円でございます。

2項1目総務費県補助金につきましては1,035万5,000円でございます。 2目民生費県補助金につきましては1億781万6,780円でございます。めくっていただきまして、3目衛生費県補助金につきましては3,798万3,000円でございます。 4目農林商工費県補助金につきましては7,856万9,243円でございます。 5目土木費県補助金につきましては2万6,000円でございます。 6目消防費県補助金につきましては45万7,000円でございます。 7目教育費県補助金につきましては284万6,000円でございます。めくっていただきまして、8目災害復旧費県補助金につきましては46万3,860円でございます。

3項1目総務費県委託金につきましては7,340万6,669円でございます。2目衛生費県委託金につきましては、収入はございません。3目農林商工費県委託金につきましては206万5,000円でございます。

15款財産収入につきましては3,222万7,869円の収入でございます。1項1目財産貸付収入 につきましては172万8,968円でございます。2目利子及び配当金につきましては1,493万 1,662円でございます。

めくっていただきまして、2項1目物品売払収入につきましては989万6,539円でございます、2目不動産売払収入につきましては567万700円でございます。

16款寄附金につきましては2,276万4,509円の収入でございます。1項1目一般寄附金につきましては1,581万1,000円でございます。2目土木費寄附金につきましては3万7,891円でございます。3目ふるさと応援寄附金につきましては391万5,618円でございます。5目教育費寄附金につきましては300万円でございます。

17款繰入金につきましては 9 億5,554万9,256円の収入でございます。 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては 9 億4,000万円でございます。 2 目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては 1,459万2,256円でございます。

2項1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては94万8,000円でございます。 めくっていただきまして、2目介護保険特別会計繰入金につきましては9,000円でございま す。

18款繰越金につきましては、前年度繰越金、逓次繰越金及び前年度繰越金、繰越明許分合わせまして6億8,615万3,326円の収入でございます。

19款諸収入につきましては 2 億4, 399万6, 072円の収入でございます。 1 項 1 目延滞金につきましては982万724円でございます。

2項1目預金利子につきましては17万8,116円でございます。

3項1目滞納処分費につきましては、収入はございません。 2目弁償金につきましては 2,046円でございます。 3目過年度収入につきましては1,702万1,836円でございます。 4目 雑入につきましては 2億1,697万3,350円でございます。

めくっていただきまして、20款市債につきましては44億7,920万円の収入でございます。 1項1目総務債につきましては37億5,370万円でございます。めくっていただきまして、2 目民生債につきましては、収入はございません。3目土木債につきましては1億390万円で ございます。4目教育債につきましては8,430万円でございます。5目臨時財政対策債につきましては5億780万円でございます。6目消防債につきましては1,070万円でございます。7目衛生債につきましては1,670万円でございます。8目農林商工債につきましては80万円でございます。9目災害復旧事業債につきましては130万円でございます。

歳入合計、予算現額215億2,799万7,113円に対しまして、収入済額192億4,970万5,773円となっておりまして、不納欠損額につきましては1,610万6,935円、収入未済額といたしましては19億5,036万7,046円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま歳入全体についてご説明をいただきました。この件について質疑に 入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 ご説明ありました歳入について若干の質疑をしておきたい、このように思います。

歳入の12ページ、1款の市税であります。個人市民税、そして法人市民税、固定資産税等 についてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

まず、市民税については前年比で、残念ながら調定額において2,119万2,000円減額になっております。その内訳を見てみますと、普通徴収において2,681万6,000円の減額、一方、特別徴収については1,802万6,000円の増額になっているわけであります。所得の内訳を見てみますと、給与等による特別徴収が1.5%の伸びになっている。年金の特徴はプラマイゼロ、普通徴収が2,650万2,000円の減額になっているわけです。いわゆる給与所得者等の特別徴収の方々の個人市民税がふえている一方、事業者や農業者等、地域の経済を支えている方々の税収が一番大きく落ち込んでいるという状況になっているんです。これらは、原課においてはどのような要因によるものか把握されていると思いますけれども、ご説明をいただきたい、このように思います。

それから、法人市民税におきましては、この間法人市民税は大きく落ち込んできましたけれども、ここに来て平成26年度並みに持ち直してきたという状況です。前年より2,600万円増の2億9,779万6,000円であります。納税義務者数についても、平成27年度比で39社ふえているんです。193社でございます。これはいい兆候であるのかなと淡い期待をしているわけでありますけれども、この点については、原課においてはどのように把握をされているのかお伺いをしておきたいと思います。

それから、固定資産税でありますけれども、固定資産税も前年比からすると、これも調定額ですけども1,000万円余りの増収となっています。これは、納税義務者数が、ありがたいことに、本市の場合は新しく住宅を求めてこの葛城市にお住まいになる方々がふえているというふうに思います。土地で110件ぐらい納税義務者がふえている。そして家屋についても190件ぐらいふえております。そういうのが要因になっているのではないかというふうに思いますけれども、この間、固定資産税の伸びがとまってきている中で、どのような要因によ

って増になっているのかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、これも歳入のうち、不納欠損処分についてお伺いをしておきたい、このように思うわけであります。税によって市民サービスの原資を確保する、その一方で、収納率が市民税、市税全体で98.89%ということですので、収入未済額が4,477万6,000円余り出てくるわけであります。そして、滞納繰越分も当然のこととして2億円余りあるわけでありますけれども、この滞納繰越分について、平成28年度においては市税で1,610万6,000円余り、不納欠損処分をされております。前年度が3,581万7,000円余りでしたから、今年の場合は半分以下になっているわけでありますけれども、不納欠損処分されたその理由について、概要で結構ですのでご説明をいただきたい、このように思います。

最後、30ページの16款寄附金であります。1目の一般寄附金であります。当初予算においては100万円が計上されていたわけでありますけれども、本決算におきましては1,581万1,000円の一般寄附金が市民の皆さんから、あるいは団体から寄せられているわけでありますけども、この内訳について説明を求めておきたい、このように思います。

以上です。

朝岡委員長 仲川税務課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしくお願いします。

ただいま白石委員の質問で、市民税、法人市民税、固定資産税を総括的に見てお答えさせていただきたいと思います。まず、個人市民税に関しましては、納税義務者数で比べると1万5,988人で前年度より255人ふえていますが、調定額においては15億5,348万7,400円で、前年度に比べ2,119万2,200円の減額となっています。内訳で見ますと均等割が増加し所得割が減少しているところから、考えられますことは、高額所得者の退職が減少し、退職所得における調定額が1,403万9,000円、前年度と比べると1,240万1,000円減額となっているということで、これは団塊の世代の退職がやや落ちついたことが原因だと考えられます。

もう一つの要因として考えられることは、寄附金の住民税控除額の増額です。ふるさと応援寄附についてきのうもお話に出ましたが、地域を活性化させますが、それぞれの自治体で返礼品等に関する競争も激化していると報道でも言われていますが、葛城市に住民税を納める一方で、他の自治体に寄附金をされた方が、前年度111件に対し平成28年度は324件で213件ふえ、寄附金総額で比較すると、前年度513万3,000円に対し平成28年度は2,572万2,000円で約2,000万円増加しており、それに伴う住民税の控除額においては平成28年度1,133万3,000円となり、前年度203万8,000円から比べると929万5,000円増加しているというところで、これらを見て所得割が減額になったと思われます。

次に、法人市民税ですが、均等割、法人税割ともに増加しており、前年度と比較しますと、均等割で1,163万6,700円、法人税割で2,042万1,200円の増額です。また、法人数におきましても、先ほど白石委員は39社とおっしゃっていただいたんですが、法人数でいいますと25社増加しています。今年7月に、総務省が平成28年度の地方税収入決算見込額として、地方財政計画ベースで全国的な数字を示しているのは、法人市民税は前年度に比べますとやや減少していますが、葛城市においては多少なりとも増額しているというのは、本市においての法

人数の増加や、市内企業の業績がやや好調であったからだと思われます。

固定資産税についてですが、固定資産税は、土地の価格は依然、下落傾向にありマイナス要因となっています。基準時において平成27年度と比較して633円、1.2%の下落となっており、調定額においても784万6,000円、1.1%の減額となっています。しかしながら、納税義務者数は110人、1%の増となっています。これは、宅地開発による宅地の増がプラス要因となっていると思われます。家屋については、平成28年度木造の新増築分の評価額が13億3,144万9,000円で、非木造が10億7,235万円でありました。滅失家屋の評価額が、木造が5,117万4,000円、非木造が5,938万2,000円となっており、滅失家屋より新増築分の家屋の評価が上回ったため、調定額においては4,742万7,000円、6.3%の増額となっていると思われます。納税義務者数は111人、1%の増です。

償却資産については、主要企業等の設備投資の傾向は一部増加している企業も見受けられますが、全般的に見れば新規の設備投資が減少傾向にあると思われます。しかしながら、新規の企業1社が資産を取得したため、本年度、平成28年度については、前年度と比べますと調定額で2,000万円、約6.5%の増となっています。納税義務者数は21社の増となっています。以上です。

朝岡委員長 西川収納促進課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしくお願いします。

不納欠損処分に関してのご質問でございますが、平成28年度での実績ということで、市民税が第15条の7の第4項、人数でいいますと16人、期別件数でいいますと52件で46万9,579円、第15条の7の第5項がお1人で8件、金額で182万268円、第18条の方で29人、期別件数で143件、金額で274万9,719円となっております。市民税で合計46人で、期別件数で203件、金額で503万9,566円となっております。

法人住民税では、第18条の方で3人で3件、15万2,200円となっております。

固定資産税では、第15条の7の第4項で4人、期別件数で52件、金額で238万4,700円、第15条の7の第5項、これはゼロです。第18条の方で54人、347件、金額で769万8,469円、合計58人で、期別件数で399件、金額で1,008万3,169円となっております。

軽自動車税では第15条の7の第4項で40人、期別件数で85件、33万2,200円となっております。第18条の方で102人、期別件数で131人、金額で49万8,800円となっております。軽自動車税の合計で142人、217件で83万2,000円となっております。

それで、市民税の方で主なところでございますが、第15条の7の第5項におきまして、お1人の方が8件で182万268円を落とさせていただきましたが、こちらの方は、不動産を持ち分で参加差し押さえしておりましたが、相続人全員の方が相続放棄されていることが判明いたしましたので、執行停止即時で不納欠損をいたしております。それと、固定資産税の方でございますが、第18条においてお1人の方が12件、金額で136万6,419円が競売事件終了後、納税者本人が死亡され、相続人の方に納税をお願いしておりましたが、参加差し押さえのできないまま時効を迎えたものとなっております。

以上でございます。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

白石委員よりのご質問にお答えさせていただきます。平成28年度の当初予算におきまして、一般寄附金を100万円計上させていただいておりました。また、平成29年3月議会の補正によりまして1,140万円の補正を行わせていただき、平成28年度の決算額といたしまして1,581万1,000円となったところでございます。その一般寄附金の主な寄附金でございますが、大同薬品工業様より100万円、また宗教法人ほんみち様より300万円、その他7つの大字よりご寄附をいただいているものでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 総務財政課長は、詳細ではありませんでしたが税務課と収納促進課の課長からは詳細に、 ご説明をいただきました。

とりわけこの市民税にかかる増収、あるいは減収の部分についてのご説明は、本当に今、 葛城市の事業者の実態、あるいは給与所得者の実態が反映をされているというふうに思いま す。特徴的なことは、高所得の給与所得者が定年退職によって年金生活にあるというところ での、団塊の世代、ちょっと以下の人たちがどんどんとリタイアをするというふうな中で減 額になっているということと、ふるさと応援寄附金の控除によって、本当に1,000万円を超 える減収になっているということで、現在、本市の税収はそれこそ市税で40億円で、大変な 状況なんです。

私、この間ちょっと合併後のデータを見てみますと、平成19年度が市税合計で48億9,900万円あったんです。それが一番落ち込んだのが、平成26年の40億円に落ちたと。9億円近く税収が減ってきているわけであります。その収入済額からすると、最低の水準のところでとまっているという状況に今、置かれているということがわかるわけであります。とりわけ普通徴収の個人市民税は、ピークの平成19年では5億8,800万円ありました。それが平成28年度は3億1,000万円ですから2億7,000万円ぐらい減っているわけです。一番大きなのは法人税です。これも、ピークのときは9億2,000万円余りありました。それが現在、3億円を切るという状況ですので、やはり6億円ばかり減ってきているわけです。本当にこれは、ご承知のようにシャープが大変な経営危機に陥って、本当に工場そのものを縮小するというふうな中で起こってきたこともあるわけですけれども、固定資産税もピークを超えて、これからなかなか、どんどん地価が下がる中で、やっぱり厳しい状況で推移するだろうということが予想されるわけであります。なかなかやはり地域経済の現実というのは厳しいものがあるなというふうに思いました。

不能欠損処分のことについてでありますけれども、それぞれ課長からご説明をいただきました。地方税法の第15条の7の第4項、あるいは第5項、あるいは第18条第1項ということでありますけども、気になることは、多くは消滅時効ということになっているわけです。もちろん相続放棄とか破産とか、生活保護を受けられるとか、そういうこともそれなりにありますけども、やっぱり件数としてはぬきんでて消滅時効が多いということです。ということ

になると、徴収事務がどのように取り組まれているのかということが問われるわけで、確かにもう時効を迎えているようなものをいっぱい抱え込んで、何とか、時期が来たら協力してくれるだろうという、そういうケースもこれまで、それなりにありました。やはり小さなまちのことですから、本当にどこそこの誰それさんというのはわかるわけですから、やはり格好悪いなというふうなことで、時効が成立していても納めていただいたというような例があります。しかし、この間の県の指導もあって、法の適用をきっちりとしていくということもあわせて、不納欠損処分が行われてまいりました。以前、4億円を超えていた滞納繰越分が2億円台になったと。これは喜んでいいのか悪いのか、非常に微妙なところでありますけども、収納促進課は、そういう適正な手続を踏んだ上での不納欠損処分だということだろうというふうに思います。

それから、寄附金のところです。ここはもう一度聞いておきたい。一番聞きたいところが抜けてしまっているわけです。どこの大字から幾ら、5万円でも10万円でもいいですから、お答えをいただきたいと思います。

朝岡委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問にお答えさせていただきます。大字今在家区より40万円、大字西室区より600万円、大字林堂区より500万円、大字山田区より14万8,000円、大字笛堂区より7万3,000円、大字太田区より12万4,000円、大字加守区より6万6,000円、以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 本当に細かく、詳細にご説明をいただきました。

とりわけ、皆さん聞いていておわかりだったと思いますけれども、大字西室から600万円、 林堂から500万円、それから、今在家から40万円です。私はここの寄附金について、これは 大いに問題があるということを吸収源対策公園緑地事業にかかわって申し上げてきたわけで ありますけれども、課長は何と言ったでしょうか。

「志」と言いましたね。新しい言葉を聞きました。これまでの総務財政課長なりの説明では、進んで、喜んで寄附をしていただいたというふうな、そういう表現もありました。しかし、これはまさにこれまでの事業の議論の中でのいきさつ、経過からすれば、本来は分担金、徴収条例等をつくって、やはりやられるべき事例だというふうに思います。これは既に土木費の方で議論をしておりますので、この程度にしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

以上です。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、歳入については質疑を終結いたします。

それでは、ただいままで歳入歳出で質疑をしてまいりましたので、ここで総括質疑に入ってまいりたいと思います。

なお、総括質疑につきましては、ただいままでご議論をいただきましたことに関する市政

全般に係るものとして総括質疑を認めてまいりたいと思いますので、ご留意をいただきたい と思います。

それでは総括質疑について、何かございませんでしょうか。 藤井木香目

藤井本委員 本来、企画部の方でお尋ねするべきことかわかりませんけども、全部長がおそろいです し、全てのところに係ることですので、ここでお尋ねをしたい、またお願いをしたいと思い ます。それは何かというと、市長も議員時代、覚えていただいているであろうかと思います けども、市民表彰制度です。このことについてお願いをしたのがおととし、平成27年度でし た。この年に前市長がそれはしましょうということで、2月でしたか、生涯学習の発表会の ときに市民表彰をされました。要するに、平成28年度は行われていないというのが現実であ ります。条例を見てみますと、条例には市民を表彰すると、11月3日にするという日にちま で決めた条例がある。昨年を振り返ってみますと、選挙が終わったすぐで、まさしくそうい うことができなかったであろうかと思います。しかし、その後もどういう動きをされたのか、 対象者を探したがなかったというのも1つの考え方かと思いますけど、市民を表彰する、い ろんな種類がございます。人の見本になるということで善行表彰とかいろいろあるわけです けども、今から11月3日の条例に基づいてするというのは非常に難しいであろうかと思いま すけども、どのようにお考えいただいているのか、これは部長、皆さんに聞いておいていた だいて、葛城市民の中には、やはりすばらしい、見本になられる方というのはおられると思 います。1年抜けていますけども、そこの考え方、去年はどうであったのか、物理的に無理 であったかわからないですけども、その辺のところのご答弁と、今年についてどうされるの かということの答弁を求めておきたいというふうに思います。

朝岡委員長じゃあ、その条例に基づいて所見なり見解なり。

阿古市長。

阿古市長 申しわけございません、担当部の方でちょっと把握していないみたいですので。条例の内容をちょっと、確認させてください。私自身も、この条例を見た記憶はあるんですけども、それに沿った形で各部にその対象者がいるのかどうかことを調査したのかどうかということはちょっと記憶の中にございませんので、一度条例を読ませていただいて、間に合うようでしたらやはり条例に沿った形で何らかの手続を踏まさせていただきたいなと思います。以上でございます。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 市長のご答弁をいただきましたので、そのようにしていただきたいと思います。

ただ、市長がいくらすると言っても、各部長がそういう目を持っていないと、対象者は出てこない。多分、企画部長は各部にそういう問いかけをするであろうと思いますけども、該当なしで終わるのも1つですが、やはりふだんからの目というのを、市民を見る目、市民のそういう方の見る目というものをしっかりと持っておいていただいて、市長が今、そのように答弁されましたので、ぜひこれを実行していただくようにお願いして、質疑を終わりたいと思います。

朝岡委員長では、早急に手続を行っていただきたい、このように思います。

ほかに、総括的な質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、平成28年度の決算を受けて、葛城市の置かれている財政状況についてどのようにご認識をされ、今後、財政運営、あるいは市政運営についていかがな考えを持っておられるかお伺いをしておきたい、このように思います。

手元に、葛城市の財政状況を示す決算額なり財政関係指標を持ってまいりました。開示請求によりご提出いただいた資料でございます。決算の状況を見てみますと、ご承知のように平成28年度は、実質収支については1億6,949万3,000円の黒字となっております。ところが、単年度収支においては827万2,000円の赤字になっています。この単年度収支については、平成24年から5年連続して赤字になっているということであります。さらに、実質単年度収支を見てみますと9億3,903万2,000円の赤字になっております。平成27年度が4億2,810万円の赤字でしたので、2年連続実質単年度収支の赤字ということになりました。こういう事態はいつあったかと申しますと、合併後、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年は飛んで平成20年、いわゆる小泉政権のときの三位一体改革によって地方交付税が大幅に切り下げられ、そして国庫補助についても減額をした中で、地方自治体が大変な財政危機に陥ったときであります。平成16年度で実質単年度収支で6億3,000万円の赤字になっているんです。このような状況がまた平成27年度から、これはもちろん普通会計ベースですけども、再び、同じとは言いませんけれども、この数字を見れば赤字になってきたということであります。これが1点です。

そして、この財政関係指標を見てみますと、自主収支比率については、これは1.9%ですから問題ないですけども、やはり私たちが一番気になる財政指標といいますと、経常収支比率なんです。この経常収支比率が96.8%ということで、平成27年に三位一体改革のときと同じような状況で90%台に乗ってきているわけであります。これは財政の硬直度というか、そういうものをはかる指標でありますけども、80%を超えると財政の硬直が始まるよというふうな指標であります。それが本当に96.8%ということで、これは合併後、92.8%、91.2%というのはありましたけれども、一番高い指標になっているわけです。

近年、予算編成において総務財政課は大変ご苦労をされている、やっぱり十数億円、20億円の財源不足があって、本当に必死になってこの事業を精査し、経常経費を削るという努力をされて初めて予算がつくられているわけでありますけども、この平成28年度の決算においては、結果として財政調整基金積立金から9億4,000万円を充当して収支の均衡を図っております。財政調整基金積立金は34億円ありましたけれども、このことによって25億円に減っているという、そういう状況になっているんです。本当に大変だなと思いますけれども、不思議なことに公債費負担比率、あるいは実質公債費比率は低いんです。これは計算上、交付税算入される合併特例債等、そういう起債についてはここへは出てこないわけで、当然こうなるのは当たり前なんですけど、これは本当に、いわゆる有利な借金といわれるのがなかったら、これは本当に公債費負担比率も実質公債費比率もぐっと上がるだろうということなん

です。このことについて、まず総務部長、総務財政課長にご所見をお伺いしておきたいと思いますが、本市のこれからの財政運営、かじ取りにとって大切なことだと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部長の安川でございます。よろしくお願いいたします。

全般的に、今回の平成28年度決算を見て、指標等も示されたわけでございますが、今後の財政見通し等も含めてというお話かと思います。

まず1点、今年度でございます。平成28年度単年度実質収支が赤字ということで、先ほど委員仰せのとおり、財政調整基金から約9億円余り繰り入れたような状況になっておるものでございます。この平成28年度におけますその1つの理由ございますが、まずは歳入におきまして前年度繰越金、これが平成27年度におきましては6億1,300万円余りございましたが、平成28年度におきましては前年繰越しが1億7,600万円余りということで、ここで約4億3,600万円の減、歳入的には減という状況が生じております。また、一般財源相当であります分につきましても、これは内容にもよるんですけれども、1つは普通交付税で9,700万円余り、地方消費税交付金におきましても5,500万円余り、臨財債におきましては1億4,400万円の減ということで、歳入面におきましてはそれぞれそういった状況がございました。

それとまた、歳出面におきまして新たに費用増となった分の主なものを申し上げたいと思います。1点目には公共バスの運行事業、これが平成27年度から始めまして平成28年もやっておるわけでございますが、この運行委託比較で申し上げますと、約4,600万円余りの増ということになっています。それと、ごみ焼却施設の運転管理に係ります委託料、こちらの方でも約2,200万円余りが追加となっております。それと、先ほども歳出のところで申されましたが、県の広域消防組合の負担金、これが4億6,000万円から5億円台ということで、ここで4,000万円の増、それと、大きいものとしまして公債費におけます元利償還金、そのうちの元金償還分でございますが、これが、前年9億4,000万円から11億1,500万円ということで1億7,300万円弱の増となっております。

それともう1点が国保特別会計への繰出金、これは法定外に係る分ですが、前年が2,200万円に対して平成28年度が1億2,700万円、こういったものがございまして、それら歳入歳出を合わせますと約11億3,000万円の減というような状況になっております。これに対する財源の不足を財政調整基金の方から9億4,000万円を繰入れたというような状況になっておるところでございます。

それと、先ほどおっしゃられました財政指標の1つであります経常収支比率、おっしゃるとおり平成23年時点で82.6%というのが最も低い状況にあったわけですが、それ以降、年々上昇傾向にありまして、平成26年では88.4%、平成27年度は90.6%ということで、これは前年の数値でございますが、今年度にあたりましては96.8%ということで、6.2%の上昇経過になったわけでございます。確かにこの計算上、一番ウエートを占める、経常的には一般財源の中でも人件費、扶助費、公債費、こういった経常的な費用が年々増加傾向にあるといったのがその主な要因でございます。それと、今後の財政見通しについての関連的な話になる

わけでございますが、市税につきましては先ほど申されたとおりでございますので、若干その辺は省略させていただきますが、交付税の状況につきまして一部申し上げますと、平成27年度がこれまでの最高の36億1,400万円ということでございましたが、今年度更にふえた分もございますが、これまで合併に伴います算定替え、これが年々、平成27年度から1割、平成28年度で3割、平成29年度からは5割、7割、9割、最後には一本算定に変わるといった状況で、幾ばくかの合併団体からの要望に伴います見直し等もございましたが、全体的にはそういった影響を大きく受けてくる予定をしております。

それと、歳出面でございますが、先ほど言いましたように扶助費関係は、これは年々増加傾向にあるところでございまして、さらにそれに加えまして、将来的な見込みの中におきましては、平成31年10月から消費税が8%から10%へ引き上がる、これもまだ見込みといったような状況でございますが、そういった財政面におけます厳しい状況も懸念されるところがございます。それに加えまして、財政の見通しという中ではファシリティマネジメント、あるいは今も議論となりました新町のスポーツゾーン計画、こういったことも先々ある状況にはございますが、これまで財政運用上、やはり有利な起債を活用する、あるいは有利な補助金が出た場合には、そちらの方に予算替え、組替えをするといったことで、これまで運営したことで来たわけでございますが、これからもそういった事業効果等を見据えた中で、市長とも協議した中で、今後、更に経費的に削減できる分は削減し、あるいは歳入確保といった部分を、そういったこれまでのスタンスを変えない状態で健全運営していくように努めていかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 安川部長の方から詳細にお答えをいただきました。認識としては私も同じだというふうに思っております。これまでは、麻生さん以来の経済対策や地方財政対策によって交付税が、本当に特別枠を含めて、どんどんふえてきたわけであります。そのことによって何とか持ちこたえてきたという部分はあるんですけれども、国の地方財政対策を見てみますと、平成24年から17兆円余りあったと思うんですが、それが今16兆円台、1兆円以上、交付税総額そのものが減ってきているという、そういう状況になって、頼みの綱であった地方交付税とか臨財債とか、そこが大変な状況になってくるということで、本当に大変だなと思います。ここのところを、この平成28年度決算をしっかり見ていただいて評価をし、これからの葛城市の財政運営、事業計画を進めていただきたいということを述べて、質疑を終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村副委員長。

川村副委員長 総括質疑が終わります前に、少し私の方からお伝えしたいことがあります。これまで審査しておりました、この認第1号の平成28年度の葛城市一般会計決算につきまして、数々の議論をしてまいったわけでございますけれども、今回、歳出の6款に含まれます支出内容につきまして、現在、住民監査請求が提出されていまして、監査委員または監査委員事務局で今、要件審査をされていて、まだ理事者の方には、それが不適切な行為ということが疑わ

れる内容かということを、誠実に調査を行っていただいている状況であります。本来であれば、この委員会で採決まで行うということは十分わかっている、承知をしているところですけれども、この監査結果、また調査結果を示されていないような状況の中で、私たち委員としてもこれを採決することは非常に難しいというふうに感じております。

この一般会計決算につきましては、継続審査というふうに私は提案をしたいところでございますが、いかがでございますでしょうか。

朝岡委員長 ただいま川村副委員長の方から、本決算の一般会計の決算の認定については引き続き継続の審査の取扱いをすべきではないかと、動議に近いご意見がございました。本来でございますと、質疑を終結して最終討論、採決という運びでございますが、今、このようなご意見が出ましたので、私としては、ほかの委員の皆さん方のご意見も一応聞かせていただきたいと思いますが、ほかにご意見、ございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 副委員長の方からご提案がありました。確かに私が監査請求の代表として監査請求を行っておりますし、またその内容について、一般質問で詳細に行政側当局の所見を伺ってまいりました。その中で、行政当局もやはり問題があるということが明らかになった部分もあるわけで、これはしっかり監査委員並びに行政内部の調査部会においてきっちりと調査をし、対応していただきたいということであります。これはこれで私は道理だと、当然のことだというふうに思いますけれども、一方、私たち議会あるいは議会議員は、やはり二元代表制の1つの機関として、提起されたこの問題について議会の調査権等を発揮してやっぱりやるべきだと。議会としても調査をすべきだというふうに私は考えますので、本件については、ご提案については賛同しかねるということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 白石委員さんの方からは、調査権を行使してここは採決をとるべきではないかというような内容のご意見でございました。

ほかにご意見、ございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 今、お2人の方からのご意見もございました。副委員長からご意見ございましたように、本来であればもう平成28年度の決算ということで、これを認定するか、不認定にするかという答えを出さなければならないところでございますけども、大きな部分で調査をしていただかなければならない、調査中でまだ答えが出ていないということでございます。予算であれば条件付とかで採決するということも可能かと思いますけども、認定という、終わったものを認定するというものにはきちっとしておきたいと思います。その答えを待って、継続審査ということで私も進めてまいってほしいということを申し上げたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ただいま、藤井本委員からは、やはりこの件については継続審査をした方がいいというようなご意思の、内容のご意見でございました。

委員長といたしまして、どちらの意見も尊重させていただきたいというふうには思ってご

ざいますが、この際、各皆様方の意思を表明いただくためにも、この問題については最終採決という形で決定をさせていただきたい、このように思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、時間も参ってございますので、お諮りをさせていただきます。

ただいま議題となっております認第1号については、本日、委員会以降も引き続き審査を 行えるものとし、議長に対し閉会中の継続審査の申し出を行う取扱いにさせていただくこと に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数でございます。委員長といたしましては、本件についてはそのような取扱いに させていただくことに決しました。

質疑内容につきましては大変ご苦労をおかけいたしましたが、委員会録には全て残させて いただきますが、本会議での委員長報告については、今の理由を述べて継続審査という報告 にさせていただきたいと思います。

理事者の皆さん方におきましては今の意見をしっかり尊重していただきまして、継続審査 の内容が整い次第、議会にご報告をお願いいたしたい、このように思います。

それでは、そのような取扱いにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後7時37分

再 開 午後7時50分

朝岡委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とい たします。

それでは、本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上 げます。

決算書の151ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は45億2,848万6,000円、歳出総額は45億755万2,000円、歳入歳出差引額並びに実 質収支額は同額で2,093万4,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出でございます。166ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費でございます。1,111万6,539円の支出でございます。 2 目連合 会負担金では225万9,432円でございます。

2 項徴税費では199万1,977円の支出でございます。 3 項運営協議会費では15万400円の支出でございます。

続きまして、2款保険給付費でございます。26億3,927万8,768円の支出でございます。

めくっていただきまして169ページ、3款でございます。後期高齢者支援金等です。5億 4,767万8,745円の支出でございます。

めくっていただきまして、4款前期高齢者納付金等でございます。40万2,649円の支出で ございます。

- 5款老人保健拠出金では1万4,570円の支出でございます。
- 6款介護納付金では2億30万8,865円の支出でございます。

171のページ、7款でございます。共同事業拠出金では10億4,756万5,420円の支出でございます。

8款保健事業費では3,855万8,941円の支出でございます。

めくっていただきまして、9款基金積立金でございます。131円の支出でございます。

10款公債費の支出はございません。

173のページに移りまして、11款諸支出金では1,822万5,315円の支出でございます。

12款予備費の支出はございません。

歳出合計といたしまして予算現額47億2,017万5,000円、支出済額45億755万1,752円、不用額2億1,262万3,248円でございます。

次に、歳入でございます。158ページをお願いします。

- 1款国民健康保険税では7億691万4,611円の収入でございます。
- 2款使用料及び手数料では16万3,000円の収入でございます。
- 3款国庫支出金では9億9,495万6,488円の収入でございます。

めくっていただきまして、4款療養給付費等交付金では7,844万3,588円の収入でございます。

- 5款前期高齢者交付金では11億4,338万6,000円の収入でございます。
- 6款県支出金では2億4,151万2,181円の収入でございます。
- 7款共同事業交付金では9億7,396万4,871円の収入でございます。

次のページに移りまして、8款財産収入では131円の収入でございます。

- 9款繰入金では3億4,856万2,076円の収入でございます。
- 10款繰越金では2,063万5,965円の収入でございます。
- 11款諸収入では1,994万6,875円の収入でございます。

めくっていただきまして、165ページの一番最下段でございます。歳入合計といたしまして、予算現額47億2,017万5,000円、調定額47億6,675万7,357円、収入済額45億2,848万5,786円、不納欠損額1,505万7,140円、収入未済額2億2,321万4,431円でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明をいただきました本件に対する質疑に入ってまいります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 一般会計に引き続き、認第2号、葛城市国民健康保険特別会計決算について質疑を行って まいりたいと思います。 まず、保険給付費についてお伺いをしてまいりたいと思います。予算現額が28億3,809万1,000円であります。そして支出済額が26億3,927万8,000円余りでございます。執行率としては93%ということでありますけれども、この要因についてお伺いをするとともに、この3年間の給付費の伸び率についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、国保税の収納率について伺ってまいります。収納率については、現年度分で94.3%であります。ご承知のように、個人市民税の収納率は98.89%です。個人市民税からすれば4ポイント以上の乖離があるわけであります。それがために収入未済額が4,000万円を超える収入未済額になっておりますし、滞納繰越分も2億円を超える、そういう状況になって、これは一般会計の総額、滞納繰越分の総額に匹敵をする金額になっているわけであります。どのような要因によるものかお伺いをしておきたい、このように思います。滞納の状況です。

それから、保険証の発行状況について常々お伺いをしているわけであります。これは収納率、滞納との関係で滞っている方々に対して、一定の基準を設けて短期保険証を発行している、あるいは資格証明書を発行する、制度的にこれらが認められて、法定されているわけでありますけれども、本市における保険証の発行状況についてお伺いをしておきたいと思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

白石委員の質問にお答えいたします。保険給付費の伸びということでございます。

平成26年は27億8,737万2,000円ということで、全体の給付額の67.4%でございました。平成27年度におきましては27億1,100万円ということで、全体の給付費の97.3%、今年度におきましては26億3,927万8,000円ということで、全体の割合で58.6%ということで、平成26年度から全体的に給付費の方は徐々に落ちてきている状況でございます。

朝岡委員長 西川収納促進課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。

一般会計分と国保税の収納率の乖離ということでのご質問だと思いますけども、国保税の加入者の方につきまして、高額の所得をお持ちの方から、いわゆる低い所得の方と幅広い所得階層の方が加入していただいているわけでございますが、その中で低所得の収入階層の方、もちろん均等割、平等割におきまして軽減措置はとられておるわけなんですけども、納付という面につきましてはなかなか結びついていくことが難しい面もあるというふうに感じております。大きく、その4%の乖離につきましては、そういう所得階層の幅広い、その中からの要因が出てきているのではないかと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長保険課、森本です。よろしくお願いします。

短期証の発行状況ということでございます。平成27年度は51件、平成28年度の6月1日現在でございます、48件。平成29年度の6月1日現在で42件となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 42件。それでいいかな。

白石委員。

白石委員 医療給付費の伸びについてお伺いをいたしました。この3年余り伸びが落ちてきているというふうなご説明がありました。そのとおりだろうというふうに思うわけであります。

そこで改めてお伺いをしておきたいと思います。本市における被保険者1人当たりの医療費についてお伺いをしたい。その1人当たりの医療費が本県39市町村においてどのような水準にあるかお伺いをしておきたい、このように思うわけであります。

収納促進課長は、個人市民税に比べて4ポイント以上収納率が低いということに対して、 国保の加入者の所得が高額な方もいれば、本当に低い方もいると。そういう幅広い中で低い 方が多いということを言いたかったんだろうというふうに思います。当然、国保の被保険者 の所得の状況というのは、課長が言われたとおり、平成29年8月17日時点での所得階層調べ を見てみますと、本当に大変だなと言えるような状況になっています。とにかく、平成29年 8月の時点で世帯数が5,530世帯、被保険者は1万164人おられるわけでありますけれども、 その5,530世帯のうち所得がゼロという世帯が1,702世帯、被保険者が2,274世帯あるんです。 しかも、所得ゼロのうち、年金収入も給与収入もないという世帯が646世帯、891人おられる ということですので、本当に所得が低い人たち、これまでは商工業者や、あるいは農業者等 が多くこの加入者に占めていたわけでありますけども、最近は年金生活者、無職者、あるい は中小零細企業の勤労者など、本当に所得の低い方がたくさん国保に加入してきている、こ ういう実態になってきている、これは課長の言われるように大きな要因の1つだと思います。 もう一つは、住民税と違いまして、国保は均等割、平等割、今、葛城市には資産割もあり ます。収入所得がなくても均等割や平等割や資産割というのはやっぱりかかってくるんです。 これは市民税と違って、本当に市民の皆さんにとっては命の綱の国保税であっても、なかな か納めるのが大変だという状況になっていると思います。市民税の場合は均等割があります けども、そんなに2万何千円もするわけではないです、2,500円ぐらいです。こういう、や はり課税の方式において大変厳しい状況になる。しかも、この旧ただし書き方式という形で、 基礎控除だけで、扶養控除とかそんなのはないんです。ですから、所得税とか市民税とかと 違って、もともと高くなるという仕組みになっているということが原因だと、私はこのよう に思うわけであります。

資格証明書については発行されていないけれども、短期保険証については42件でしたか、 発行されているということであります。それでは、県内における1人当たりの医療費の水準 について答弁を求めます。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

白石委員の、1人当たりの医療費ということでございます。一般分といたしましては、平成28年度は31万6,858円ということで、伸び率が1.5%で、39市町村のうち高い方から数えて37位ということでございます。退職の方につきましては1人当たりが27万5,850円というこ

とで、伸び率の方はマイナスの21%で高い方から数えて30位ということで、全体におきましては31万5,820円で伸び率が0.7%で、39市町村のうち高い方から数えて37位ということでございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ただいま、森本課長の方からご答弁をいただきました。県内1人当たりの医療費について 退職で30位。一般の場合は、37位ということです。合計でも37位。こういう状況になってい るんです。給付費の伸びそのものが、本当に本市の場合は、市民の皆さんが健康に留意され ていろいろ健診等にも参加し、この医療費の削減というか、意図してはどうかわかりません けれども、やはりそういう水準になっているということです。ここのところを私は本当にし っかりと、後の議論の中で見ておかなければならないというふうに思うわけであります。 以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 今の質問と重なる部分があるかわからないですけども、今、葛城市の国保の、いわゆる 医療費給付の方が非常に低いと、いい方から3位ぐらいになるのかな、というようなご答弁 でございました。これは非常にいいことだと思います。

そこで、市として一生懸命取り組んでいただいている、いわゆる特定健診がどれぐらいふえてきているのかというのを教えていただきたいのと、特定健診とこの医療費の少ない関係をどのように評価されているのか、その辺についてもお示しいただきたいというふうに思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。藤井本委員のご質問にお答えいたします。

特定健診の方でございます。こちらの方は、平成27年で対象者が6,868人でございました。 平成28年度は対象者が6,654人ということで、そのうち受診された方です。平成27年度は 2,068人、平成28年度は2,078人ということで、平成27年度は30.1%、平成28年度におきましては31.2%ということで1.1%の増加が見受けられます。

以上でございます。

朝岡委員長 安い1人当たりの医療費との関係性についての答弁はそれでよいのですか。 藤井本委員。

藤井本委員 だから、葛城市の1人当たりの医療費が安い。市民の方は健康に留意をされているという結果があらわれているわけですけども、その関係なんかが明らかになっているのか、それとはまた別個の要因があるのか、その辺、どのように判断をされているのかお示しをいただきたいということを申し上げている。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本でございます。

葛城市においては特定健診や、保健師の取り組みとか、いろんなことでいろんな保健事業をしていただいております。そういったことで地元の町医者さんの方も、ホームドクター的

にかかわっておりますので、そんな点から医療費の方も少なくなっているんじゃないかなと 思われます。

以上でございます。

朝岡委員長 よろしいですか、藤井本委員。

藤井本委員はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

もう1点、白石委員。

自石委員 最後にしておきたいと、このように思います。それは、これからこの国の法定によって、 都道府県に国保が一本化されるという問題であります。一応、めどとしては平成30年度から というふうに聞いているわけでありますけれども、この都道府県に一本化、広域されることによって一番の心配事は、この安い保険料、そして市民の努力によって医療費が奈良県下で 本当に低く抑えられている、低くなっている、こういうことがどのようになっていくのかと、 どう評価されるのかというのが、本当に大きな問題だと思います。この間、第2次試算によって出されてきた納付金算定システムによる納付金及び市町村標準保険料の試算、これなんですけども、これを見れば本市にとっては大変な数字になります。しかしこれは、いわゆる 調整交付金等、あるいは国は激変緩和に向けた財源措置をしているわけですけども、それらが反映されていないということで、それをそのままうのみにするわけにはまいりません。しかし、やはりどのように試算されて保険料が決まっていくのかというのは、これは国保の加入者にとっては大きな問題であります。この点、この3次の試算が出ているんでしょうか。 いつごろこの納付金が決まってくるんでしょうか。 現状と今後の見通しについてお伺いをしておきたいと思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

まず、県単位化によって何がどう変わるのかということです。

制度改正の概要、県市町村の役割ということについては、まず平成29年度までは県内39市町村それぞれが保険者として国保制度を運営しているわけでございますが、それが平成30年度からは県も保険者となり、県と市町村が連携して国保制度を運営するということになります。市町村の主な役割といたしましては、平成30年度からは保険料率の決定、賦課徴収については、県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定、そしてそれを被保険者へ賦課徴収していくということが一番大きく変わることでございます。今、白石委員がおっしゃいましたように、葛城市は保険者の健康の保持増進を図るために、特定健診のきめ細やかな受診勧奨とか重症化予防の取り組みなど、積極的な保健事業の推進によって被保険者の健康意識も図られ、その結果として、1人当たりの医療費において県内で本当に毎年低い数値を保つことにつながっていることであります。

ただ、保険料の算定に当たっては、医療費水準は考慮しないということで県市町村の合意 形成が図られております。でも、この件に関しては、保険料を決めるのは、県の納付金の額 は決まっておりますが、保険料の算定をするのはあくまでも市町村でございますので、そこ ら辺の点については十分検討してまいりたいと思います。

今後の予定といたしましては、県単位化に向けたスケジュール案といたしましては、今度、10月6日に各市町村長の会議がございます。そちらの方で合意形成ということで、制度の決定が図られるようになると思います。そこで、各市町村長の意見聴取がございます。納付金の算定ということなんです。1回目、2回目の算定の方は公費の投入とかが反映されておりませんので、数字だけが一人歩きをしているという状況でございましたので、確定版というのはまだまだ先になるんですが、今年度の10月、市町村に平成29年度の予算ベースの仮算定による納付金標準税率が一応示されることになっております。そこで葛城市の標準税率、納付金が示された後、今後の葛城市としての税率等を、また委員の皆様方にご意見をお聞きしながらご協議をお願いしたいと思っております。ただ、最終的な、平成30年度の予算ベースです。それの県からの納付金の確定は年明け、平成30年1月の予定となっております。そこから税率の改正等、条例改正案となりますので、早くても3月議会、あるいは6月議会になろうかと思われますので、県にはもっと早い時期に納付金の額を示してほしいという要望をいたしておる次第でございます。

以上、国保の県単位化による流れです。

(「3回目の試算はしてないのですか」の声あり)

朝岡委員長 どうぞ。

森本保険課長 3回目の試算は、10月に県からこちらの方に示される予定でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 森本課長の方から詳しくご説明をいただきました。大事なことは県と市町村において連携をして運営していくということでありますし、保険者の中心というか、課税にしても何にしても、やはり市町村が中心にならなければこれは運営できないというところであって、納付金は示されても保険料率を決めるのは市町村であるということを課長は明言をされておりますし、これは国もそのように言われております。

やっぱりその答弁の中で気になりましたけども、1人当たりの医療費の水準、そのために 私は聞いたわけでありますけれども、葛城市は、1人当たりの被保険者の医療費は県内で37 位、平成24年前後は県下で一番低い医療費の水準であったんです。それとあわせてこの保険 料も、サービスは高く負担は低くの合併時の約束を守って、一般会計に法定外の繰り入れを して抑えてきた、これは市民の皆さん、被保険者の皆さんの医療費に対する高い関心、削減 に対するご協力に応えて、保険料を低く抑えるためにもやってきた、この合併以来の施策な んです。ですから、この一般会計からの法定外の繰り入れについても、これは、最終的には 県は好ましくないというふうな形で、そういう方向を打ち出してきています。しかし、国も 国会答弁の中で、この一般会計からの法定外の繰り入れについては、これは保険者である地 方自治体が最終的に決定すべきことであって、国がこうしなさい、県がああしなさい、こう いうことはある程度のところまでは言えても、それを強制的にするようなことはできない、 これは法定された中ではできないと、こういうことだというふうに思います。

大体、現状の2回目の試算を見てみても、1人当たりの被保険者の医療費が低いところほ

ど保険料率が高くなる、こういう傾向があるわけで、これを無視して保険料を決めていくということになれば、これはもう、そんな予防や特定健診の保健事業の努力などしなくて、何ぼでも、しんどくなったら病院へ行こう、そんな状況になってしまう。こんなことではだめじゃないですか。やっぱり、そのまちの予防保健に対する努力、市民の皆さんの健康に対する意識、これをうんと高めて健康寿命を延ばし、元気で生活をしている、これは当たり前じゃないですか。こういうことが評価されなくて、1人当たりの医療費が低いところほど保険料が上がるなんていうようなやり方は間違っているというふうに私は思います。

この点は、これから第3回目の試算が10月でしたか、平成29年度予算ベースで出てくると。ここについては、調整交付金には暫定処置等の国の公費も合わせて算定されるということでありますけれども、それぞれの市町村の自治、地域の連携をもとにこの国保制度が創設され、そのもとでこの制度が営まれてきたわけであります。それが本当に崩れてしまうようなことがあってはならないというふうに思います。これはこの程度にとどめておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から 討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは、中小商工業者や農業者、無職者、年金生活者の所得の低い世帯の生活を脅かし、滞納世帯をふやして、安心して病院にかかれない、こんな状況を広げています。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成29年8月11日時点の葛城市の国保加入者5,530世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,451世帯で加入世帯の80.4%、8割を占めているんです。さらにその内訳を見ますと、所得ゼロの世帯が1,702世帯で30.7%、所得50万円未満の世帯が695世帯で12.5%、所得100万円未満の世帯が745世帯で13.4%、所得150万円未満の世帯が776世帯で14.0%、これらを合わせて80.4%になるわけであります。その中で、所得ゼロの世帯が1,702世帯、実に加入者の30.2%なんです。所得ゼロの世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が646世帯あるんです。10世帯に1世帯が収入ゼロ、こういうのが国保加入者の実態だということであります。

ところが、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入が少なくても、 ゼロでも、均等割や平等割、資産割が課税されることになっています。さらに、所得割も基 礎控除だけという旧ただし書き方式で課税をされ、個人市民税や固定資産税などの他の税金 と比べて過重な負担になっている、これは自明のことであると思います。

国保税の平成28年度の現年度分の収納率は94.3%でした。個人市民税の収納率が98.89%ですから、4.59ポイント下回っているわけであります。支払能力を超える国保税に、払いたくても払えないそういう市民、被保険者が増加をしています。その結果、滞納世帯は924世帯、そのうち現年度分が575世帯、滞納繰越分で690世帯となっている。加入世帯の実に16.7%に上っているということであります。均等割の2割、5割、7割を軽減する法定減免がございます。この法定減免を受けている世帯が実に3,110世帯あります。加入世帯の58.1%、そのうち7割軽減を受けている人が29.3%、1,569世帯となっているんです。

葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成27年度は31万3,600円、県下39市町村のうち37番目となっています。平成28年度の速報では31万5,820万円となっています。平成19年、平成20年、平成21年、この3年間は県下で一番低い39番目の医療費でありました。被保険者の皆さんの健康や予防医療に対する高い関心や協力、健康推進員を初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしてのご尽力によって、何とか国保財政が支えられているというのが実態だと思います。合併時のサービスは高く、負担は低くの約束が基本的に守られ、平成28年度においても一般会計から1億2,700万円の法定外繰り入れによって財源不足を補っています。

市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず、いつも厳しい財政運営が常態化しています。この間、本当に国保税の引き上げをやらなきゃならないという状況にあったけれども、辛抱してきたわけです。その原因はどこにあるかというと、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を総医療費の45%から医療給付費の50%に改定をされ、総医療費に占める国庫負担は38.5%に削減される。このことによって、国保の総収入に占める国庫負担金は、1980年代には50%程度だったものが、平成19年度には25%に低下をしてきている。その分が保険税の負担として、また市の一般会計への負担として、市民や地方自治体に転嫁をされてきている、これが原因であります。

私は、国保財政の健全化そのものは都道府県単位に一本化をする、こういうことではなくて、国にこそ、削減をしてきた国庫負担率をもとに戻して憲法に規定された責任を果たすこと、これがやっぱり強く求められているというふうに思います。一般会計からの繰り入れや資格証明書発行の回避、短期保険証の発行基準をこの間改善して、発行件数を抑えてきています。この点は大いに評価できるものですが、以上の理由により反対せざるを得ません。

以上、終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 認第2号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算について、まず、歳入においては、毎年度保険税収入が減少する中で、収納率は94.3%と前年度を上回った決算となっております。歳出では、高い伸び率で推移してきた保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金など医療費関係の経費により厳しい財政状況

が続いておりますが、本年度も一般会計繰入金の財源補てんを受けることによって黒字決算となっております。このような決算の中で、被保険者の健康保持増進を図るため、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や出前健診、重症化予防の取り組み、きめ細やかな受診勧奨など、継続的な保健事業の推進により特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々向上し、被保険者への健康への意識啓発も図られ、その結果として、1人当たりの医療費においては、県内では毎年度低い数値を保つことにつながっていることに対して一定の評価をさせていただきます。

国民健康保険は住民の皆さんにとって大切な、かけがえのない制度でございます。必要とする医療を安心して受けることができるよう、安定的で持続可能な制度運営のため、今後も引き続き医療費適正化等の歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより認第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定をいたしま した。

次に、認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。

それでは、認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の265ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億5,856万6,000円、歳出総額3億5,764万6,000円、歳入歳出差引額並びに実質 収支額は同額の92万円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出でございます。273ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費では175万3,845円の支出でございます。 2 項 1 目徴収費では93 万8,264円の支出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では3億5,489万8,231円の支出でございます。 3款諸支出金では、1項1目保険料還付金で5万6,100円の支出でございます。めくって いただきまして、2目の還付加算金、4款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして、予算現額3億5,861万1,000円、支出済額3億5,764万6,440円、

不用額96万4,560円でございます。

歳入に移ります。270ページをお願いいたします。

- 1款後期高齢者医療保険料では2億6,341万3,100円の収入でございます。
- 2款使用料及び手数料では2万5,300円の収入でございます。
- 3款繰入金では9,476万1,040円の収入でございます。
- 4款繰越金では31万800円の収入でございます。
- 5款諸収入では5万6,100円の収入でございます。

めくっていただきまして、以上、歳入合計といたしまして、予算現額3億5,861万1,000円、 収入済額3億5,856万6,340円、不納欠損額141万6,100円、収入未済額290万3,850円。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、若干の質 疑をしておきたいと思います。ご承知のように、後期高齢者医療制度は2年ごとに75歳以上 の被保険者の数の伸び、あるいは医療給付費の伸びに応じて改定をされる仕組みになってお ります。

そこでお伺いをしておきたいと思います。今年が改定の初年度になりますね。保険給付費の伸び、被保険者の伸び、この2つの点についてお伺いをしておきたいと思います。できれば国保と同じように、この3年間程度の状況についてお答えをいただければありがたい、このように思います。

それからご承知のように、保険料の徴収については、月額1万8,000円以上の年金の方々については特別徴収という形で天引きをされています。それ未満の方々は、普通徴収という形で保険者である市が徴収を行っております。このような収入、年金の少ない方々の保険料の徴収状況はどうなっているか、滞納の状況も含めてお伺いをしたいことと、同じく保険証の発行状況についてもお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 森本保険課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いします。

白石委員のご質問にお答えいたします。後期の被保険者の伸びということございます。平成26年は増加率が109名です。平成27年度は増加率が180名、平成28年度は247名の増加率でございます。

給付費の伸びということなんですが、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、 また後ほどお答えさせていただくということでご了承願います。あと、保険料の納付方法に ついて、特別徴収の方は、平成28年度は3,376人ということで、構成比が76.9%でございま す。

普通徴収の方でございます。こちらの方は1,013人ということで、構成比が23.1%で、前年より2.9%の増額となっております。

滞納者については、今年度の6月1日現在で、42名の方が滞納となっております。昨年は52名いらっしゃいましたので、昨年よりは10名ほど減っております。19.2%の減ということでございます。

次に短期保険証の発行率でございます。平成28年度は27名ということで、全体の0.6%ということでございます。

資格証の方はございません。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 ただいま森本課長の方からお伺いをいたしました。当然、被保険者、私ももう古希に手が届くようになっています。75歳まであと少しであります。団塊の世代で一番人口の多い世代、これからどんどん被保険者がふえていきます、ピークになっていきます。必然的に総医療費もふえていくというわけです。これに応じて保険料が上がっていくということになり、もちろん天引きされている方も大変ですけども、とりわけ年金の少ない方々にとっては、まさにこの保険証というのは命の綱ですから、この後期高齢者の医療保険証は、国保の保険証を持っている人よりも収納率が高い、96%台でしたかね。普通徴収は98.6%ですね、非常に高い。やっぱり、命の綱ということで、皆さん本当に頑張って保険料を払っている。それでもやっぱり払えなくて、滞納をしなければならない方がおられる。もともとこれらの人々は共済とか健保、あるいは国保に加入していた方々なんです。これらの人が、法律によって無理やり違う医療制度の中にはめ込まれて、制度ができたわけであります。これは非常に大きな問題だと私は思っております。

滞納者には、短期保険証の発行が行われています。この保険証を出すのは窓口でつらい思いをされるのと違うかな、本当に長い間働いてきたけれど、年金保険を掛け損ね、加入期間が短かったということで年金がもらえない。その結果、滞納者となり短期保険証を提出しなければならない、そういう状況に陥っている方がおられます。この点、私はお年寄りが、本当に誰でもが安心して医療にかかれるような環境をつくるという点では、やはりちゃんとした軽減制度、減免制度を整備すべきだというふうに思います。誰もが、年をとればお医者さんにかからなきゃならない事態になるわけで、そういう人にこういう負担を強いていくというのは大きな問題だというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長ないようでしたら、質疑は終結をさせていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第9号、平成28年度後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から 討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以

上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方、これは年齢による命の差別と言わなければなりません。憲法が保障する法のもとの平等に反するものと考えます。

平成28年度は、2年ごとの保険料の改定によって所得割が8.57%から0.35%引き上げられ、8.92%になりました。均等割は4万4,700円から100円引き上げられ、4万4,800円になっています。平均年間保険料は7万1,904円になり、値上げ額は350円、0.49%の負担増となったわけであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が2年ごとに改定されます。医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年の制度導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には6万9,961円と2年ごとに引き上げられ、このたびの見直しで年間平均保険料は7万1,904円となり、導入時から11.3%、8,508円引き上げられたわけであります。

厚生労働省は、9年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円になると試算をしています。消費税の増税がありました。年金が連続をして引き下げられてまいりました。高齢者は厳しい生活を余儀なくされております。このような際限のない負担を押しつける仕組み、医療制度はやはり認めがたいものであります。

平成28年度決算では、被保険者のうち収入が月額1万5,000円未満の方々が対象となる普通徴収者は1,013人で被保険者の23%を占めています。この普通徴収者の保険料の滞納者は42人であります。6カ月以上の滞納者に発行をしている6カ月の短期保険証の発行は、前年度より9名ふえているかな、27件となっています。払いたくても払えない高齢者がふえているということです。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として収入のない人や少ない人の保険料を減免をする独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされて保険 証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで 75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の 取り上げは法律で禁止をされていました。ところが、これが老人保健制度の廃止によって、 75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのでございます。

このような制度では、無年金や低年金など、収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできないと思います。資格証交付制度は直ちに廃止をすべきであります。後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。

国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい 負担を押しつける本特別会計は認めがたいものであります。

以上です。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

増田委員。

増田委員 認第9号、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場

で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、この制度が創設されて9年目となるわけでございます。これまで保険料の軽減措置、納付方法の見直し、さまざまな改革が行われていたことによりまして着実に制度が定着しつつある、こういう状況でございます。

収入においては2年ごとに見直される保険料の初年度ということになります。前年度より 10.1%増ということになっております。滞納繰越分も含めました保険料の収納率98.4%と、 前年度と同様、高い率が保たれております。

一方、歳出では保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金を合わせた広域連合納付金は歳出全体の約99%を占め、前年度と比較して8.2%の増となっております。このような状況にあって、保健事業の推進、医療費適正化事業により葛城市における健康診断の受診率は前年度より0.53ポイント向上し、17%となっていることについては一定の評価をさせていただきたいと思います。高齢化社会に進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、県並びに広域連合との連携を密にしていただきまして、健全な財政運営に努め、円滑な事業運営を行っていただき、より一層安心な医療制度の構築に向け努力されることを切に要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定をいたしま した。

次に、認第7号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いします。

それでは、認第7号、平成28年度葛城市霊苑事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書の243ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,118万円、歳出総額1,018万円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はともに100 万円でございます。

事項別明細書の歳出に移ります。250ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目霊苑事業費では568万9,447円の支出でございます。

2款1項1目霊苑整備基金費では449万326円の支出でございます。予備費の支出はござい

ませんでした。

歳出合計といたしまして、予算現額2,050万円、支出済額1,017万9,773円、不用額1,032万227円でございます。

次に、歳入に移ります。248ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目霊苑管理料で218万9,250円の収入でございます。 2 項 1 目霊苑手数料では 2,600円の収入でございます。 3 項 1 目霊苑使用料では387万円の収入でございます。

2款財産収入といたしまして、62万326円の収入でございます。

3款繰入金では342万9,400円の収入でございます。

下のページに移りまして、4款繰越金では106万7,857円の収入でございました。

歳入合計といたしまして、予算現額2,050万円、収入済額1,117万9,433円、収入未済額30万960円、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは本件につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書の177ページをお願いいたします。保険事業勘定実質収支に関する調書でございます。

歳入総額25億51万7,000円、歳出総額24億6,888万2,000円、歳入歳出差引額、実質収支と も3,163万5,000円でございます。

次に、183ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書で

ございます。

歳入総額2,352万3,000円、歳出総額2,352万3,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。193ページをお願いいたします。まず、保険事業勘定の歳出でございます。簡潔に説明させていただきます。

1款総務費2,946万5,538円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、2款保険給付費23億6,470万9,142円。

3款地域支援事業費6,544万9,111円。

続きまして、199ページ、4款基金積立金449万853円。

その下、5款公債費はございません。

6款諸支出金476万7,908円、ページをめくっていただきまして、予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額25億1,330万3,000円に対しまして、支出済額24億6,888万2,552円、不用額4,442万448円でございます。

戻っていただきまして、188ページをお願いいたしたいと思います。保険事業勘定の歳入 でございます。簡潔に申し上げます。

1 款保険料、収入済額でございます、5億7,595万3,037円。2款使用料及び手数料4万7,650円、3款国庫支出金5億2,937万8,409円。

4款支払基金交付金6億8,129万4,499円、その下、5款県支出金3億6,897万310円。

ページをめくっていただきまして、6款財産収入6万173円。7款繰入金3億4,243万3,162円。

8款繰越金238万104円、9款諸収入はございません。

歳入合計、予算現額25億1,330万3,000円に対しまして、調定額25億2,280万4,107円、収入 済額25億51万7,344円、不納欠損額195万9,200円、収入未済額2,032万7,563円でございます。 続きまして、201ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

基金、介護給付費準備基金では、前年度末で現在高2,984万2,000円、決算年度中増減高と して449万1,000円の増で、決算年度末現在高は3,433万3,000円でございます。

続きまして、203ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。 1款総務費455万3,348円の支出でございます。

- 2款サービス事業費1,896万9,180円の支出でございます。
- 3款諸支出金、4款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額2,589万1,000円に対しまして、支出済額2,352万2,528円、不用額236 万8,472円でございます。

ちょっと戻っていただきまして、202ページをお願いいたします。介護サービス事業費の 歳入でございます。

- 1款サービス収入では1,847万2,747円の収入でございます。
- 2款繰入金では504万9,781円の収入でございます。

3款諸収入はございません。

介護サービス事業勘定の歳入合計は、予算現額2,589万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2,352万2,528円でございます。

以上でございます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 少しお尋ねをしておきます。

先ほどの国民健康保険の医療費です。県下でも非常にトップクラスであると、こういうお話でございました。私、この介護保険においても同じようなことが言えるのかな、その辺のところの分析といいますか、県下での介護給付費のランクといいますか、1人当たりのこういう計算は成り立つのか。成り立たないのか。

何でかというと、そういう比較を、先ほどの国民健康保険の成果説明書の中では分析をされているんです。伸び率ということで、各5年でわかりやすいんです。ところが、各事業においての報告書の様式といいますか、調べ方といいますか、表現の仕方が皆ばらばらなので、ちょっと比較しにくいので、ある一定のルールを、こういう報告書もしていただいたら比較検討しやすいのかなというふうに思いますので、今後、この報告書の様式もちょっとご配慮いただいたらありがたいなと思うんですけども、改めてこの介護給付費の県下における位置がわかれば、もしくは過去3年ぐらいの伸び率といいますか、減少率といいますか、その辺のところも両方わかったらありがたいですけど。

朝岡委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの増田委員のご質問に お答えさせていただきます。

まず、申しわけございません。介護保険の給付費の県下の状況です。介護保険の場合は、 一般会計からの繰入れの全てが法定繰入れとなっておりますので、その数字と該当するのが、 各自治体間の保険料の差がそのまま給付費の差にあらわれてきていると思われます。残念な がら、ただいま県下の各自治体の保険料の一覧表を持ち合わせておりませんので、また後日、 お渡しさせていただきたいと思います。

また、給付費の伸びであります。これにつきましても伸び率といいますか、3年に一度計画を策定しておりまして、それに対する比較という形で計画値に対しての差を、毎回、私どもの方でチェックをしております。少し、ちょっと数字が変わってしまうのですが、計画値に対してどうであったかということにつきましては、過去5年分、今、手持ちでありますので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、平成28年度中の計画に対して伸びはどうだったかということに対しましては、99.72%という形で計画値に対してほぼ100%という数値となっております。それに対しまして、昨年、平成27年度第6期計画の一番最初の初年度につきましては、102.15%で推移しておりました。参考までに、第5期の最終年度でありました平成26年の計画値に対する比率に

つきましては107.97%ということでしたので、現在、第6期で計画させていただいていた数値にほぼ近い数字で推移しております。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 私が評価したかったのは、国保のところでいろいろと受診勧奨していただいて、その成果として保険料が低いと。介護保険についてもここでお示しのとおり、地域支援事業として予防事業をたくさんやっていただいていると。これは県下でも先進的な事例だというふうに聞いています。その成果がどこにあらわれているのか、それはさっきお尋ねしたかった給付費のところでそういう成果として出てると、そういうところにつながったら、すごく事業としての成果、皆さん方の汗をかいた評価というものもあらわれてくるのかなと、こういうふうに思いましたので、できるだけ、これだけのことをしてこれだけの成果が上がっているという、そういう費用対効果といいますか、事業効果といいますか、そういうふうなご説明もできるような取り組み資料、説明にしていただけたらありがたいなというふうに思いますので、今後よろしくお願いしておきます。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 先ほど述べさせていただきました計画策定に対するパーセントですが、それにつきましても予防給付の分を加味して計画を立てております。次回から資料の作成に当たりましては、もう少しわかりやすくなるように検討させていただきます。ありがとうございます。

朝岡委員長 それでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 認第3号の介護保険特別会計決算の認定について若干のご質疑をしておきたい、このように思います。

ただいま、増田委員の方から保険給付費の伸びの執行状況についてお話がありました。第6期事業計画において、本年度は2年目ということでありまして、先ほどのお話では計画値の99.72%、平成27年度は若干、2.15%オーバーをしていて、6期計画、これはなかなか大変だなと思っていたのが少し落ちついてきたと。現状はどうかわかりませんけど、このぐらいの推移で行っていただければ、第7期計画もちょっと助かるなという水準になってきているのかなというふうに思いました。

介護保険が平成12年にスタートをしてから制度がころころ変わってきて、本当にいつも待機者が何人いるのか、それに対してどうなっているのか、特養の整備をしなければならないと、こういうふうに言ってきたんですけども、この間、特養の入所については要介護3以上が原則になってきて、それ未満の方は特別の事情がない限り入れない、こういう状況になってきているわけです。また、補足給付等、制度が縮小され、なくなって、特養に入っている方々の費用負担がふえてきたというようなことになっているわけであります。

そこで、若干触れましたけれども、現在の特養の待機者はどのようになっているでしょうか。制度改正があったのは昨年8月だったでしょうか。原則、要介護3以上の方しか入れな

いということになって、ぐんと減っていると思うんですが、どういう状況にあるかお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、介護保険料の徴収、収納の状況について成果報告書の資料を見てみますと、現年度の普通徴収の保険料の収納率というのは90.3%なんです。この普通徴収というのは後期高齢者医療制度と同様で、月額1万5,000円未満の方は普通徴収、それ以上の方は年金から天引きということになっているわけですけども、問題はその普通徴収の月額1万5,000円未満、年額18万円未満の方々の状況がどうなっているかというと、90.3%ですね。国保よりも、これは命にかかわるということじゃないからでしょうかね、90.3%と低いわけでありますけども。その結果、収入未済額が320万円余りは出ています、平成27年度よりも100万円近くやっぱりふえているわけであります。その結果、滞納繰越分も2,000万円に乗ったという状況にあるわけでありますけれども、この間の普通徴収者の収納の状況、滞納額が2,000万円ということで出ていますけれども、これらについてどのように対応をされているのかお伺いをしておきたい、このように思います。

もう1点でしたかね。それから、制度改正によって所得が160万円以上、単身者で年金収入のみは280万円以上の被保険者、利用者、これらの方々がサービスを利用した場合の利用料、1割だったものが2割に負担がふえたわけでありますけども、この方々は、この予算審査のときの現状では補足給付で9人の方が打ち切られた。あるいは、利用率が2割になった方が123人おられた。こういうことですけども、現状変わりないのかどうかお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

まず、特別養護老人ホームにおける待機者の状況でございます。県におきまして平成29年4月1日における特別養護老人ホームの待機者調査が実施されております。そのデータをもとに本年8月までを1つずつ拾っていったデータがございます。4月1日時点では140人の待機ということで報告させていただいたのですが、それをもう一度細かく調べた結果、8月までの間で今現在の待機者ということになりますと、115名が待機されておられます。そのうち要介護3から5までの待機者は85名、うち、居宅での待機者は49名となっております。また、残りの36名に関しましては老人保健施設、グループホーム、特定療養施設などに入所されておられる方です。また、その中でも要介護4、5の特に重度な方につきましては、25名の方が居宅で待機されているということになっております。市内の状況で、要介護3から5までの施設別の待機者も確認しております。市内には2カ所の特別養護老人ホームがございまして、当麻園が30名、新庄園が43名でございます。

次に、滞納対策でございます。先ほどの2,000万円に達しました滞納繰越分でございますが、まず、この平成28年度につきましては、滞納分に対する収納率につきましては、平成27年度は12.6%でしたが、平成28年度につきましては16%に少し上昇しております。それで、介護保険料の未納についてのお知らせ方法なんですが、介護保険料の未納についてのお知らせという文書を滞納者全員に送付いたしまして、保険料の納付を促して、滞納対策、納付相

談等を行っております。やむなく滞納処分の執行を停止し、さらに納付義務を消滅させた者が介護サービスを受ける場合には、未納期間に応じた給付制限の措置も行っております。しかし、期間中に分納の相談を受けた滞納者につきましては、不納欠損処分を保留し、順次納付していただくよう分納誓約をいただいております。

次に、利用者負担額についてです。現状ということになりますので、毎年8月1日から2割負担か1割負担かという形で通知をさせていただいております。年間の人数というのが平成29年度はまだ出すことができませんので、参考数値としまして、毎年課税段階を決定させていただく月が8月ですので、昨年8月時点での比較という形で出させていただきますと、先ほどの数値と少し変わりますが、昨年8月の時点で利用者負担割合証の件数1,590人のうち2割負担の方は111名でした。率に換算しますと6.98%おられました。それに対しまして、本年8月の発行、一番当初発行になりますが、対象者数が1,626人の受給者のうち115名の方に2割負担の通知を送っておりまして、率にして7.07%の方が2割負担という形になっております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 森井課長から詳細にご答弁をいただきました。

毎年、200万円から300万円の収入未済額が発生をし、滞納額が2,000万円に達してきていると。不納欠損処分もちょこちょこやっているわけでありますけれども、なかなか解消ということにはならない。

そこで、この滞納を余儀なくされている人たちは、これは必ず年をとっていくわけですから、当然介護を受けなきゃならないという事態に遭遇します。そうすると、給付制限が出てサービスを受けられない、あるいは利用料が高くなる、負担がますますふえて大変なことになるという、いい方向に回っていくという状況が本当になくなってきて、相談を受けても大変困るわけでありますけれども、そういう方々に対してどう対応をしていったらいいのかという、これ、私いつもご提案というか、議論の中で言っているわけでありますけれども、現状のこのままでは、収納率が90.3%という状況であれば、これは必ず滞納が出てきてサービスの制限を受ける、そういうことになってくるわけです。

やはり、これらの人の年金は月額1万5,000円未満なんです。こういう人から保険料を徴収するわけですから、当然収納率も落ち、滞納がふえるというのは当然のことだと思うんです。これを、ちゃんとした介護が受けられる環境づくりをするというのは、やはり市独自の減免制度をつくり、誰もが安心して介護が受けられる、そういう環境をつくらなければなりません。平成12年、制度ができたときに厚労省はどう言ったか。誰もがこのサービスを選んで介護が受けられるんだと、こういうふうに宣伝をしたんです。しかし現実は、月額1万5,000円未満の方々からも保険料を徴収するという仕組みになっていますから、受けようと思ったって受けられない、こういう状況になるんです。まさに利用料も払わなければならない、もちろん減免制度はありますけど。現行では、市が独自にそういう方々を救済する制度をやっぱりつくるべきだというふうに思うわけであります。

待機者については、葛城市の場合は2つの特別養護老人ホームがあります。また、新たに建設中という施設があります。そういう意味では恵まれているということでありますけれども、現実には待機者が115人でしたか。しかし、それらの方々には居宅で頑張っている方も49名いると。老健施設やグループホーム等に入っておられる方もいるわけで、この数字がそのまま待機者というふうには評価できないと思いますけれども、現実に、数字として申し込みはしているわけですから、申し込みはしているけれども、どうですかと言ったときに、いや、もうちょっと頑張ってみますという方々が結構いるわけで、そういう意味ではあきがあると言えるかもわかりません。しかし現実には、それだけの申し込みがあるという状況は、誰もがいつでもサービスを選んでいけるという状況にはなっていないというわけであります。いろいろな給付制限が取り入れられてきているということについて、やはり本当に、介護保険そのものがどんどんと使いにくいものになってきているということだと考えます。

質疑はこれで終わっておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村副委員長。

川村副委員長 それでは、成果報告書の中の71ページ、平成28年度の特定入所者介護サービス費用の中の、この表の中の居宅サービスに係る居宅介護支援、対象者、利用件数が1万1,423件ということで、この年度は平成28年度なので、平成29年度が総合事業になるということで、これが移行の対象になる部分なのかどうかというのをちょっと確認させていただきますのと、それからこの次のページ、73ページの食の自立支援事業、90人の対象者で533万8,730円、これの支援事業の内容についてお聞かせください。

朝岡委員長 森井長寿福祉課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。ただいまの川村副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、居宅介護サービスでございます。居宅介護支援という形で成果報告書の方に出させていただいているこの数値につきましては、介護給付の中でも要介護の方の数値を参考までに毎年載せておりましたので、比較できるようにということで掲載させていただいております。居宅サービスの中でも、予防給付の中にも全く同じ給付がございまして、その分の数値といたしましては総合事業に影響します居宅サービス、介護予防訪問介護となりますが、平成28年中の1年間の金額ですが、2,496万1,821円で、先ほど言いました計画値に対する比率につきましては71.60%で推移しております。それと、介護予防通所介護……。

(「どれかって聞いている。それがそうか」の声あり)

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 該当しないんです。

(「だから、それはどこにあるの」の声あり)

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 いや、載っていないんです。ので、数字を言っています。 失礼しました。掲載しておりませんので、その数値を今、お答えさせていただきます。先 ほど、居宅サービスの予防給付に相当します総合事業に移行する対象となる事業になります。 介護予防訪問介護に相当する分が2,496万1,821円、実績値が上がっております。それと、介 護予防の通所介護の数値ですが、これにつきましては1年間で3,653万1,965円という数値となっております。これにつきまして、計画値に対する比率はとても低かったのですが、48.03%というデータで推移しております。

朝岡委員長 食の自立支援の内容。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 次に、食の自立支援の内容であります。食の自立支援事業といたしまして、葛城市では民間の業者を使いまして、1人当たり利用者負担330円、内訳としまして材料費230円、調理コスト100円という考え方で、1食700円で配付する事業を行っております。昨年1年間の実績は1万4,429食となります。370円を市の方で負担しておりますので、ここに書かせていただいている533万8,730円という実績になっております。

内容なのですが、月曜日から金曜日までを民間事業所の方が昼に運んでいただきます。渡すときには手渡しいただくという条件でお願いしておりまして、手渡しで渡せなかった場合には包括支援センターの方へ連絡を入れていただく。安否確認というのを一緒にやっておる事業であります。

以上です。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 今、口頭で言っていただいた予防給付に係る部分についてはわかりました。これが今 度、総合事業に変わるということになるんですね。

それと、食の自立支援事業、これは370円を市が負担していく、これは増加していくのかなと。この食の自立支援事業が総合事業の中の、例えば家事のボランティアさんを使ってとかというふうになってくると、この1食がどれぐらいの負担に変わるのかなというところがこれからの課題なのかなと思うんですけども、これは平成29年度、実際にふえていっているんでしょうか。

朝岡委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課、森井です。

食の自立支援の推移ですが、平成26年度は1 万5,176食でした。平成27年度が1 万4,393食、平成28年度は1 万4,429食という形になっておる状態であります。

以上です。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 この食の自立支援事業というのは、私たちも近隣のこういったひとり暮らしの方、また、ご夫婦であってもなかなか食事の準備ができないというのは、例えば買い物に行かないといけない、食材を買わないといけない、つくらないといけない、食べることは、皆さんそれはできると思うんですけど、食ということに対しては、非常に、いろいろと重いウエートというか、負担がやっぱり大きい部分になると思うんです。お掃除とか、そういった部分も大変なんですけども、食ということに対しては、これから高齢化していく中では非常に大変な支援事業になっていくかなというので、ちょっと傾向を聞かせていただいたんですけど、今のところ横ばいということで、これにかわるサービス、総合事業になっていくことというのはまた変わっていくと思うんですけど、スーパーに行ってでき合いのものを買ってくると

か、訪問のヘルパーさんにちょっとつくっていただいたりするとか、そういった形はいろい るやと思うんですけど、ちょっとこの辺の自立支援、任意事業の中では、全体的に金額は非 常に大きいのかなと思いましたので、お尋ねをいたしました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論 を行います。

平成28年度の介護保険特別会計の決算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の2年目の決算であります。第6期事業計画において、1号被保険者の介護保険料の基準月額は、持続可能な制度設計のために保険料を算出するとの方針に基づき、4,100円からプラス24.4%、900円引き上げられ5,000円とされたところであります。

保険料の負担増は、円安による物価の上昇や消費税の増税、年金収入が減少している中で、 高齢者の生活に大きな打撃を与えたわけであります。

1号被保険者9,905人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から天引きをされております。それ以下の収入の被保険者1,446人は、市が徴収する普通徴収とされています。この収入の少ない普通徴収の保険料の収納率は、平成28年度決算では90.28%、平成27年度より0.06ポイント低下をしています。平成25年度が90.8%、平成24年度は91.8%と、この間、低迷が続いています。毎年500万円程度の収入未済額が出ております。

平成20年度から合わせて4,500万円程度の不納欠損処分をしてまいりましたが、滞納繰越額は2,000万円を超えております。低迷する収納率や滞納の状況を見れば、被保険者に過重な負担になっていることは明らかであります。

葛城市は市独自の保険料や利用料の減免制度を早急に整備して、誰もが安心して介護保険を受けられるように改善をすべきであります。高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望をしているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げ、保険料を抑えるべきであります。

第6期計画では、国の制度改正とあわせて介護保険制度を後退させる重大な改悪がありました。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人が、原則要介護3以上に限られることになったことであります。特養に入所できない葛城市の待機者は当時130人でした。そのうち要介護1・2の人は34人でした。この34人の方は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになったのであります。公的保険で介護を受け

られる人を限定することなど、とんでもない話であります。

その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所していた場合に、食費や居住費の負担を軽減する補足給付を縮小されたことによって、9名の方が打ち切られております。貧困な入居者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退させること自体、重大な逆行だと思います。

さらに、所得160万円以上、単身で年金収入のみ、280万円以上の被保険者、利用者から、 2割の保険料の負担が導入されました。115人の方が2割負担となりました。これらの層の 方々は高齢者全体の20%程度を占めています。医療費の窓口負担増や年金の削減と相まって、 必要な介護サービスの抑制を引き起こすことは必至です。制度後退をさせる葛城市の第6期 事業計画は認めがたいものであり、平成28年度本決算についても同様であります。

以上、討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はありませんか。

山本委員。

山本委員 認第3号、平成28年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、第6期事業計画の計画値と比較すると、保険給付費においてはほぼ計画どおりの決算になっており、介護予防対策など地域支援事業の取り組みが定着してきたことなど、介護保険事業の健全な運営に努力されたことは一定の評価をするものでございます。

また、介護給付費準備基金については約449万円が積み立てられていることにより、基金 残高は3,433万円まで持ち直しておりますが、平成29年度の予算では基金を1,890万円取り崩 して行う計画となっております。今後においては、介護給付費が計画値より大幅に上回るこ とのないよう、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営に留意しながら、今後ますます高 齢者人口がふえ、要介護認定者もふえていく中において、介護サービスを必要とする方はも ちろん、そういった方々を支える家族への支援などが適切に行える体制づくりに努めていた だくとともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図 っていただくことを要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

朝岡委員長ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定をいたしま した。

次に、認第8号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について を議題といたします。 本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、認第8号、平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算に つきましてご説明申し上げます。

決算書255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,538万7,000円、歳出総額1,538万7,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明を申し上げます。261ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項1目介護認定審査会一般管理費では1,065万1,193円の支出でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では419万2,657円の支出でございます。ページをめくっていただきまして、2目市町村審査会費では54万2,736円の支出でございます。

歳出合計としまして、予算現額1,700万円に対しまして、支出済額1,538万6,586円、不用額161万3,414円でございます。

戻っていただきまして、260ページをお願いいたします。

歳入でございます。 1 款分担金及び負担金、1項1目介護認定審査会共同設置負担金では707万1,991円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では28万3,816円の収入でございます

2 款繰入金、1項1目介護保険特別会計繰入金では777万1,859円の収入、2目一般会計繰入金では25万8,920円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,700万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,538万6,586円でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定することに決定をいたし

ました。

次に、認第5号、平成28年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第5号、平成28年度奈良県葛城市学校給食特別会計歳入歳出決算書につきましてご説明申し上げます。

まず、221ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億4,027万2,000円、歳出総額3億4,003万6,000円、歳入歳出差引額23万6,000円、実質収支額は同額の23万6,000円でございます。

それでは、まず歳出でございます。228ページをお願いいたします。

1 款教育費、1 項学校給食費、1 目学校給食総務費の歳出総額でございますが、1 億 1,422万843円でございました。

次に、2目学校給食管理費の方でございますが、支出総額の方が2億2,581万5,322円でございます。

歳出総額といたしまして、3億4,003万6,165円でございます。

次に、歳入でございますが、226ページをお願いいたします。

- 1款分担金及び負担金が1億7,446万7,266円の収入でございます。
- 2款使用料及び手数料が6万1,500円の収入でございます。
- 3款繰入金でございますが、1億6,540万円の収入でございます。
- 4款繰越金の方でございますが、24万7,761円の入でございます。
- 5款諸収入でございますが、9万5,770円の収入でございます。

歳入総額、3億4,027万2,297円でございます。

続きまして、230ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

まず公有財産で、土地及び建物でございますが、土地が4,469.97平方メートル、建物が非木造で、延べ面積といたしまして2,295.33平方メートルでございます。次に物品でございますが、軽自動車1台、給食器具一式でございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 この報告書の中の給食の回数です。給食の回数が、中学校を見ると、新庄地区と當麻地 区で4回給食回数が違っているわけです。何らかの理由があろうかと思います。これについ て簡単に説明をいただきたいというふうに思います。

それと給食人数ですけども、この報告書の47ページを見ていただくと、中学校の生徒の数

が載っているわけです。白鳳中学校生徒数462人、教員数30人、職員数4人と、合計しますと496人になるわけです。ところが、84ページには給食を食べてはるのが中学校は526人と、こう出ているわけです。新庄地区の場合は、同じように合計すると生徒さん、または先生、職員の合計をすると、これは634人で合うんですけども、これ、何らかの理由があるかと思います。

朝岡委員長 回数と、給食人数と生徒数が合わないと言っておられる。答弁いけますか。 西川学校給食センター所長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川です。

給食回数の方ですが、新庄中学と白鳳中学では、例えばテストがされるときの給食のない 日とか、また修学旅行、遠足等々の、こういった場合であると思われます。

給食人数との差異についてはまた確認させていただいて、後日報告させていただきます。

朝岡委員長 給食回数の差といいますか、それと、あと各中学校によっての給食人数との差というの を、済みませんが、後ほどその内容について精査してご報告を願いたい、これでよろしいで すね。

藤井本委員 はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認第6号、平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを 議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

增井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、ただいまより平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算についてご 説明を申し上げます。

決算書の233ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額106万3,000円、歳出総額106万2,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,000円となっております。

続きまして、事項別明細書につきましてご説明を申し上げます。歳出の方、239ページを お願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。11万4,171円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計操出金でございます。94万8,000円の支出でございます。

歳出合計106万2,171円の支出でございます。

続きまして、歳入の方、上の238ページの方をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目雑入の方が105万9,924円の収入でございます。

2款1項1目繰越金の方でございますが、3,683円の収入でございます。

歳入合計106万3,607円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認第4号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といた します。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題としていただきました認第4号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、207ページをお開き願います。 実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額は15億2,417万7,000円、2、歳出総額は1562,325万6,000円となっております。3、歳入歳出差引額は92万1,000円で、翌年度に繰り越すべき財源6万3,000円を差し引いた実質収支額につきましては85万8,000円でございます。

次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、214ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億1,887万9,466円でございます。

続きまして、2款1項公共下水道事業費でございます。1目下水道建設費では1億2,452万5,803円の支出でございます。216ページをお開き願います。2目流域下水道事業費では1,894万2,600円の流域下水道建設負担金等の支出でございます。

続きまして、3款1項公債費でございますが、1目元金では8億1,614万2,084円の支出、 2目利子では2億4,476万6,370円の支出となっております。

歳出合計といたしまして、15億2,325万6,323円の支出でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、212ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では3億6,269万3,220円の収入済額となっております。また2項手数料、1目下水道手数料につきましては44万5,000円の収入済額となっております。

2 款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では1,900万円の収入済額でございます。

続きまして、3 款繰入金でございますが、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金といたしまして7 億3,600万円の繰入金となっております。

次に、213ページ、6款1項市債、1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしまして3億8,180万円、2節流域下水道事業債では1,890万円の収入済額となっております。

歳入合計といたしましては15億2,417万6,938円でございます。

以上、簡単な説明となりましたが、平成28年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明と させていただきます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

それでは最後に、認第10号、平成28年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。

ただいま上程いただきました認第10号、平成28年度葛城市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。16ページをお開きください。水道事業報告書でございます。

まず、総括事項の営業でございますが、平成28年度末の給水戸数は前年度より196戸増の 1万4,071戸でございます。給水人口につきましても144人増の3万7,205人となっておりま す。近年の節水意識が浸透し、また、一部大口需要者の使用量の減少もあり、年間有収水量 で1万8,000立方メートルの減少となりました。また、1日平均配水量につきましては1万 2,275立方メートルで、ピーク時には1日最大1万3,719立方メートルの配水量となっており ます。

次に、建設改良費でございますが、平成28年度は小水力発電設備設置工事、また各浄水場での設備改修更新工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を実施いたしました。

次に、経理に関してですが、平成28年度につきましても地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支につきましては水道事業収益7億3,719万2,609円に対し、水道事業費用5億6,457万9,244円で、当該年度の純利益としては1億7,261万3,365円となっております。また、資本的収支につきましては、収入額2,903万5,930円に対しまして、支出額は3億1,282万7,624円となり、資本的収支の不足額2億8,379万1,694円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,681万2,313円並びに過年度損益勘定留保資金2億6,697万9,381円で補てんいたしております。

次に、水道事業の損益計算書につきましてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

平成28年度葛城市水道事業会計損益計算書でございます。

まず、1、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益等を合わせまして6億536万5,633円でございます。また、2、営業費用につきましては、原水及び浄水費あるいは配水及び給水費等、合わせまして5億4,625万4,816円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして5,911万817円の営業利益となっております。

次に、5ページの営業外収益でございます。受取利息及び配当金、長期前受金戻入、雑収益を合わせまして1億3,176万6,442円でございます。また、4、営業外費用につきましては、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費並びに雑支出を合わせまして1,812万6,236円の支出でございます。営業外収益から営業外費用を差し引きしますと、1億1,364万206円となり、結果、経営利益といたしまして1億7,275万1,023円となっております。

次の5、特別利益でございますが、固定資産売却益に伴う特別利益として6万534円でございます。また、6、特別損失でございますが、給水分担金等の還付に伴う特別損失として19万8,192円でございます。当年度純利益1億7,261万3,365円、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円、合わせまして18億4,224万8,006円の当年度未処分利益剰余金となっております。

引き続きまして、収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明申し上げますの

で、23ページをお開き願います。

まず、収益費用明細書でございます。

収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入額が7億3,719万2,609円でございます。1項営業収益、1目給水収益では5億3,802万9,681円の水道使用料収入で、供給単価は126.86円でございます。2目受託工事収益では、給配水受託工事収入として382万6,000円の収入でございます。3目その他営業収益は給水分担金、材料売却収益、下水道使用料徴収手数料等を合わせまして6,350万9,952円の収益となっております。また、2項の営業外収益では、1目受取利息及び配当金として407万4,789円、3目長期前受金戻入として1億2,397万2,404円、4目その他雑収益として371万9,249円、合わせまして営業外収益は1億3,176万6,442円の収益でございます。3項の特別利益では、土地売却に係る収益として6万534円となっております。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1 款水道事業費用として、支出額が 5 億6, 457万9, 244円で、給水原価は98. 20円でございます。 1 項営業費用として支出額が 5 億4, 625万4, 816円で、その内訳といたしまして、1 目原水及び浄水費で 2 億1, 033万1, 462円でございます。

次に、2目配水給水費でございますが、3,130万1,357円を支出いたしております。

次に、3目受託工事費でございますが、2,364万8,848円の支出を行っております。

4目の総係費では7,144万6,501円の支出をいたしております。

次に、28ページの5目減価償却費でございます。1節有形固定資産減価償却費が2億622 万6,495円でございます。建物等個々の減価償却費につきましては備考欄に記載のとおりで ございます。また、31ページに固定資産明細書を記載しております。

6目の資産減耗費では303万1,103円、7目その他営業費用では26万9,050円を支出しております。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費では1,808万8,892 円を支出し、2目の雑支出の3万7,338円を合わせて営業外費用として1,812万6,236円を支 出いたしております。

3項の特別損失では19万8,192円を支出いたしております。

次に、29ページ、資本的収支の明細書につきましてご説明申し上げます。

まず、1 款資本的収入でございます。2項固定資産売却費では7万690円を、3項補助金では二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金として1,705万円と、また、県補助金として、小水力発電設備設置事業補助金として500万円を、合わせまして2,205万円を収入しております。また、4項負担金その他諸収入では640万3,000円の収入となっております。

ページをめくっていただいて、30ページの資本的支出でございます。1款資本的支出では、 支出額が2億9,550万3,071円でございます。その内訳といたしまして、1項建設改良費の1 目浄水設備費で、小水力発電関連事業費と浄水施設改良工事費等で9,374万3,815円、2目配 水設備費では配水管工事等設計委託料及び配水管工事費等を合わせまして1億1,275万9,304 円となっております。4目固定資産購入費では1,235万7,140円、5目のリース債務支払額は 66万230円の支出となっております。なお、主な建設工事の内容につきましては19ページに 記載させていただいております。

また、2項1目企業債償還金では7,598万2,582円を償還いたしました。なお、企業債明細書につきましては32ページに記載させていただいております。

最後に、貸借対照表の説明をさせていただきますので、6ページにお戻りください。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の(1)有形固定資産につきましては(イ)土地から(チ)建設仮勘定までの合計52億1,373万9,035円でございます。7ページに移りまして、2、流動資産につきましては(1)現金預金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が22億6,394万2,218円で、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は74億7,768万1,253円でございます。

次に、負債の部でございます。 3、固定負債につきましては(1)企業債と(2)リース債務の合計 4 億845 57,178 円でございます。

次の8ページ、4、流動負債につきましては(1)一時借入金から(7)引当金の合計1億7,831万9,656円でございます。5、繰延収益につきましては28億7,699万7,583円で、負債合計は34億6,377万4,417円でございます。

次に、資本の部でございます。 6、資本金につきましては(イ)自己資本金といたしまして 2 億8,513万4,816円でございます。 7、剰余金につきましては(2)利益剰余金の(イ)減債積立金から(ニ)当年度未処分利益剰余金を合わせました37億2,877万2,020円で、 6 の資本金と合わせました資本合計は40億1,390万6,836円で、負債資本合計は74億7,768万1,253円でございます。なお、この額は 7ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度葛城市水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

議長。

西井議長 オブザーバーということで、質疑をするのはいかがなものかなということでございますが、 昨年、赤井議長のときに、水道の件について不祥事があったことということで、赤井議長と 私がおわび申した経緯がございますし、また当時の赤井議長が、議会だよりに、議長として おわびを書かれたという経緯がございまして、赤井議長から引継ぎを受け、ある程度私の方 にもきちっとした対応、また考え方を持たなあかんでということを聞かされているわけでご ざいますが、ちょうど、報道とかで7,800円いただかれたと聞いているわけでございますが、 その7,800円をいただかれた根拠、まずはどのような経緯でいただかれたかということにつ いて、ちょっとその辺について聞かせてもらいたいと思います。

朝岡委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。

今、7,800円の件なんですが、根拠と申しますのは水道使用料の大体2カ月分、1回分の 使用料をいただいております。その水量で換算すればかなりの水道の量となりますので、カ バーできると考えてこの金額で収納させていただきました。 以上です。

朝岡委員長 議長。

西井議長 個人の水道水の2カ月分をいただいたと、この個人とは、誰にいただかれたのか、それの根拠はどういう形で2カ月分になったのかということを先ほど聞かせてもらっていると思いますけども。やはり水道としては損害があったとしたら、その根拠に基づく支払いを受け取るのが普通です。個人の家庭の水量で収納したというのは、こんなのは基本的におかしいのと違う。それは根拠なしで7,800円を収納したことになる。ちょっとその辺もう一遍、答えの出し方としてきちっとしてもらいたい。その金額が7,800円だろうと1万7,800円だろうと、ちょっとした金額であろうとその辺ははっきりして、報道でもされた結果やねんから。

(発言する者あり)

西井議長 ですから、誰がどういう状況の中で受け取ったかということをもう一遍、誰がお金を持ってきたかということについて、その根拠はどのようにして出したかということをもう一度答弁してください。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後10時37分

再 開 午後10時47分

朝岡委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

そしたら、少し整理をいたしますが、ただいま説明をそれぞれいただきました水道事業会 計決算について、もう一度質疑の場面に戻したいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

川村副委員長。

川村副委員長 私、ちょっと勉強不足でわからない点が1つありますので、1点教えていただきたいんですけど、一般家庭なんですが、漏水になっていて、水道料金の金額がものすごい金額になっていてびっくりされ、水道課の方に問い合わせをされました。このように何かの形で故意に使っていたのではなくて、漏水になっていたという事案に対してはどういうふうな対処をされているのか、漏水によることが証明できれば半分の措置をしていただくみたいなことをちょっと聞いたんですけど、そのあたりを聞かせていただきたいんですけど。

朝岡委員長 福森水道課長。

福森水道課長 水道課の福森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

川村副委員長のご質問にお答えさせていただきます。先ほどの検針の際の、水道の漏水の件ですけども、この場合の水道料金に関しましては、一応漏水の減免申請書というのを水道課の方に出していただきまして、それは業者の方でも結構ですし、本人さんが修理されても結構ですけども、その申請書に竣工写真、修理写真を添付していただいて、水道課の方に出していただけましたら、一応基準を設けていまして、通常の使用水量、例えば過去1年間の使用水量を見させていただきまして、50トン以下の場合でしたら、例えば平均水量が20トンの場合でしたら、40トン以上が対象となります。また、平均水量が50トン以上の場合、例え

ば50トンご使用なされた場合で、漏水時の使用量の対象が75トン以上、1.5倍が対象になりますので、それで減免の基準を設けています。

料金に関しましては、例えば20トンの平均水量で40トンが漏水されている場合でしたら、その20トンが漏水分ということで、その20トンの半分、10トン分を減免させていただくということは、水道の請求の使用量は30トンとなります。下水におつなぎになる方につきましては、下水道は実際には流されておられませんので平均水量の20トンということで、40トンから20トンを引かせていただいた20トンで請求させていただくということでいたしております。だから、事前にいただいた料金に関しましては、その分は還付させていただきますし、今、検針中ですけども、定例の請求をする際には、その差し引いた分で請求させていただいて、そういう形で処理をさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 漏水した分の2分の1ということやね。

川村副委員長。

川村副委員長 検針は2カ月に1回ですので、その間、相当量が漏れているという事実の中で、その 漏れた半分を減免措置していただいておりますが、このような場合には利用者に対してはき っちりと前向きに話しあっていただきたいと思います。

それと、業者さんに修理してもらう場合と自分で修理する場合もあると答弁されましたが、 その辺を再度、答弁求めます。

朝岡委員長 福森水道課長。

福森水道課長 自己修理でありますけども、簡単な、パイプとかが割れていた場合でしたら自己修理 されている方もおられますけども、多数は業者の方に依頼して修理をして、その業者の方も 含めて申請書を出していただいて、処理をいたしております。

以上でございます。

朝岡委員長 副委員長。

川村副委員長 ありがとうございます。ちょっと勉強になりましたけど、たまたまそういう状況の中で、初めて経験され、4万円か5万円ぐらいの水道料金が来たということでちょっとびっくりされたんですけど、それでも使っていないと水に、半分でも結構な負担やといって、多分、ご相談されたと思うんですけど、結局、先ほど議長が言われた算出根拠がない水道水が、そういうことを市民の方はおっしゃるんです。何か、7,800円のことやったら許してくれて私らのことは許してくれへんのというような話もあったので、そういうことを言われるとつらいなというところもありましたので、きっちりとその対応を、これからやっぱりできるようにしておいてもらわないと、その辺は、私らも示しがつかないなというのはありますので、ちょっとそういうことも勉強の中で、きょうは教えていただいたので、それで結構でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 認第10号の平成28年度水道事業会計決算についてもお伺いをしてまいりたい、このように

思います。

本決算の内容を見てみますと、利益が1億7,200万円余り出ているということになるんかな。ちょっと違うんかな。給水単価と給水原価を見てみますと、給水原価の、24ページの水道事業費用の中で、備考の中で長期前受金戻入1億2,397万2,404円という形で、これは法改正によってこのような数字が出てきて、これらがさかのぼって差し引かれると、こういうことになっているわけでありますけども、この分を省いて計算をしてみますと、給水原価は127.43円になり、供給単価126.86円を57銭上回るということになるわけで、この有収水量を掛けてみますと、246万7,000円程度の実質的な赤字になるんじゃないかというふうに思うんですが、この計算そのものは、長期前受金戻入がなければそういう計算で合っているのかどうか、ちょっとお伺いをしておきたいというふうに思います。

朝岡委員長 福森水道課長。

福森水道課長 水道課の福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの白石委員の質問ですけども、長期前受金戻入に関しましてですけども、一応平成26年度までにつきましては、長期前受金戻入は計算の式には入っておりませんでしたけども、総務省の地方公益企業決算統計におきまして、長期前受金戻入を給水原価の中に組み込んだ形で計算する方法の指導がありましたので、そういう形で1億2,300万円の長期前受金の戻入金額を入れさせていただいて、給水原価として算出いたしております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 私が質問しているのは、長期前受金を計算式に入れなければ、実質的に赤字になるのではないかと思うので、そのような計算で合っているのかどうかを聞いているのです。

朝岡委員長 福永水道課長。

福森水道課長 白石委員のおっしゃるとおりで、その計算で合っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 法改正によって、給水原価が98.20円になり、供給単価126.86円と計算すると129.2%となり儲かっているように見えますが、この長期前受金を計算式に入れなければ、99.43%となり、トン当たり57銭損をする計算になり料金改定をしなければならないような数字になってくる

この計算をそのまま受け止めて、水道事業は儲かっていますというような認識で安心していてよいのでしょうか。私は実際の営業収支の実態を表していないように思いますが、その辺はどのように捉えて水道事業の経営をやっておられるのかということです。

率直に言って、水道事業担当課においては、どのような認識をお持ちなのかお聞きしてお きます。

朝岡委員長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

今、白石委員のご指摘のように、ここ数年給水収益が、シャープの経営状況にも伴いまし

て劇的に減少し、それに伴って水道事業の収支もかなり悪化、徐々に悪化してきております。 経理上では、決算にもありますように、会計制度の見直しもありまして黒字を生み出している状況ではございますが、実際、私もちょっと不思議に思いまして、過去数年の現金だけの動きを計算いたしました。すると、ここ4、5年の間は年に大体二、三千万円から六、七千万円の減少、赤字となっております。

しかしながら、会計システムの共同化とか繰上償還、その他広域化、共同化等、経費の削減でできるだけ支出を減らしておりまして、またちょっと、この辺は経営としては甘いと思われるかもしれませんが、決算書の企業債明細書を見ていただいたらわかりますように、平成28年度決算で償還金が9,405万2,000円ございますが、平成31年度末までには元金償還だけで4件、2,432万7,000円、平成35年度末までにはさらに5件、2,442万9,000円減少していきます。これを見ますと、急激に内部留保資金が減少する見込みはないと考えております。来年度、平成30年度にアセットマネジメントの手法を取り入れました新水道ビジョンを策定して、今後の方策を決定していく計画を持っておりまして、この中で施設の更新計画、必要であればそれに絡む料金改定等を検討されますが、現状の財政状況を見ますと時間的な余裕はあると考えております。

現在、全国的にも奈良県においても水道事業の広域化が進行しておりまして、原則、今の 自己水中心の運営は行うわけでございますが、葛城市の水道事業にとって有利なものについ ては積極的に計画に参加し、一番最適な経営方針を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 部長からご答弁をいただきました。そのような認識で水道事業の経営に当たっていただくということであれば、そこそこ安心だと。実際、この葛城市の水道に係る施設、設備は本当に老朽化をしているわけで、新たな施設、設備の更新をしていかなければならない時期が来ておりまして、水道ビジョンを作成したところであったわけでありますけれども、それがシャープの大口需要者が経営不振になって収益が確保できない、事業そのものを運営していくのもなかなか大変な状況に陥ったということで、一旦とまっている。また県水の供給も全面的に始まったという中で、もう一度やっぱり見直していこうということになっているわけで。やはり、基本的には経営状況は、内部留保資金は一定20億円余り確保しているから、そこそこの余裕はありますけれども、やっぱり近年の営業収支においては大変厳しい状況になってきているというのは事実ですので、ぜひ今、部長がお答えになった、そういうご認識で運営に取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わっておきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定することを決定いたしま した。

以上で、本委員会に付託をされました議案の審査が全て終了いたしました。

閉会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

日がかわってしまうかなと心配をしておりましたけれども、昨日より本当に長時間にわたりまして、決算の全ての議案につきまして慎重にご審議を賜りまして、適切なご判断もいただいたと。運営におきましても円滑に審査ができましたこと、皆様方のご協力のもとで行わせていただきました。

ただし、一般会計の認定につきましては、皆様方のご意見を尊重して継続審査という運びになったわけでございますが、その継続審査の理由以外のさまざまな事業におきましては、皆様方が多くの市民の皆さん方から聞かれている声をいかに、今回の決算の執行の状況のもとで、今後のまちづくりに生かすご議論がこの決算特別委員会では多く見受けられたと思ってございます。

どうか、理事者におかれましては、委員それぞれ皆さん方の要望、またご提言を真摯に受けとめられて、そしてまた、先ほど来申し上げました、一般会計については継続審査ということになってございますので、監査委員、そしてまた内部の調査委員会等々で1日も早く全容を解明いただきまして、議会や市民にできるだけ早急にお示しをいただいて、この決算認定が、さらにまた継続審査の内容が議論できるような形に持っていただけることを、心からお願いを申し上げるところでございます。

理事者を含めまして、非常に長い間ご討議をいただきましたことに心から御礼を申し上げ、 皆様の更なるご活躍を心からお祈り申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後11時07分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 朝 岡 佐一郎